

第 3 章 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1 基本方針

- 1 防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について計画を定める。
- 2 職員の動員計画については、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合にあっても、職員を確保できるよう配慮する。
- 3 災害時における災害応急対策の実施に当たっては、十分な人員を確保できるよう各部間における人員面での協力体制を確立する。
- 4 防災関係機関は、災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携などを強化し、応援協力体制の整備を図る。また、震災時における各災害応急対策の実施に係る関係業者・団体との相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。
- 5 町は退職者や民間人等の活用を含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。また、必要に応じ外部の専門家等の意見・支援を活用する。
- 6 町は複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整などを行う。

第2 町の活動体制

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策に係る分掌事務等を実施するため、災害警戒本部又は災害対策本部を設置する。

1 災害警戒本部の設置

災害警戒本部は、「紫波町災害警戒本部設置要領」に基づいて設置し、主に災害情報の収集を行う。

〔資料編 3-1-1 紫波町災害警戒本部設置要領〕

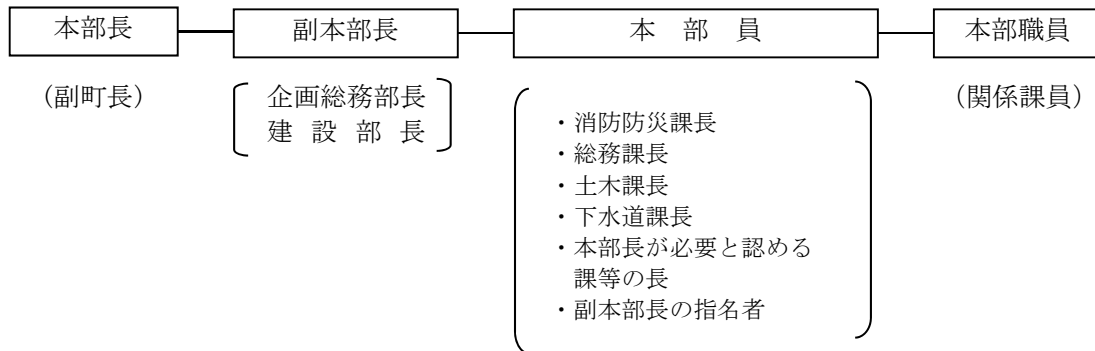
(1) 設置基準

副町長は、次に掲げる場合において必要があると認めたときは、災害警戒本部の設置を決定する。

設置基準	配備職員
ア 気象警報、洪水警報が発表された場合	企画総務部長、建設部長、消防防災課長、総務課長、土木課長、下水道課長及び本部長が必要と認める課等の長並びに消防防災課長・総務課長・土木課長・下水道課長の指名する職員
イ 北上川上流洪水予報のうち氾濫注意情報が発令された場合	
ウ 町域で震度4又は5弱を観測した場合	
エ 日本海溝・千島海溝周辺でM7級以上の海溝型地震が発生し、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき	
オ 大雨、長雨等により、地滑り、土砂崩れその他の地面現象災害が発生するおそれがある場合	
カ 大規模な火災、爆発等による災害が発生するおそれがある場合	
キ 岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）のうち噴火警戒レベル3が発表された場合	
ク 原子力事業者から警戒事象の発生に関する通報があった場合	
ケ その他特に必要と認めた場合	

(2) 組 織

災害警戒本部の組織は、次のとおりとする。



(3) 分掌業務

災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりとする。

ア	気象予報・警報等の受領及び関係各課等へ伝達
イ	気象情報及び河川の水位情報の収集並びに関係各課等へ伝達
ウ	被害の発生状況の把握
エ	その他の情報の把握

(4) 関係各課の情報収集

災害警戒本部の設置と並行し関係各部課等において、次の情報収集を行う。

部	課	内 容
企画総務部	総務課	ア 応援部隊の集結場所の被害情報の収集 イ 報道機関対応への情報収集・整理
	消防防災課	ア 警戒本部設置及び廃止に係る業務全般 イ 災害情報等及び地震・気象情報の収集・伝達 ウ 人的被害及び住家等の被害情報の収集 エ 消防防災施設等の被害情報の収集
	企画課	ア 情報機関への情報公開 イ 住民からの問い合わせの対応・情報整理・伝達
	財政課 地域づくり課	庁舎等の被害情報の収集
生活部	健康福祉課 長寿介護課	医療施設、福祉施設等の被害情報の収集
産業部	農政課	ア 農業施設等の被害情報の収集 イ 農作物等の被害情報の収集
	環境課	ア 衛生処理施設等の被害情報の収集 イ 林業施設等の被害情報の収集
	商工観光課	商業関係施設、観光施設等の被害情報の収集
建設部	土木課 都市計画課	ア 道路、河川、橋りょう施設等の被害情報の収集 イ 交通規制情報、河川水位情報等の収集
	下水道課	ア 水道施設等の被害情報の収集 イ 下水道施設等の被害情報の収集

教育部	教育総務課 学校教育課 こども課	ア 学校施設等の被害情報の収集 イ 児童、生徒、教員等の被害情報の収集
	生涯学習課	ア 文化財等の被害情報の収集 イ 社会教育施設、スポーツ施設等の被害情報の収集

(5) 廃止基準

本部長は、次のいずれかに該当する場合は、災害警戒本部を廃止する。

- ア 気象警報が解除される場合などにおいて、本部長が災害発生のおそれがなくなったと認めたとき。
- イ 災害対策本部が設置されたとき。

2 災害対策本部の設置

災害対策本部は、災害対策基本法第23条の規定、「紫波町災害対策本部規程」及び「紫波町災害対策本部活動要領」等に基づいて設置し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する。

〔資料編 3-1-2 紫波町災害対策本部条例〕

〔資料編 3-1-3 紫波町災害対策本部規程〕

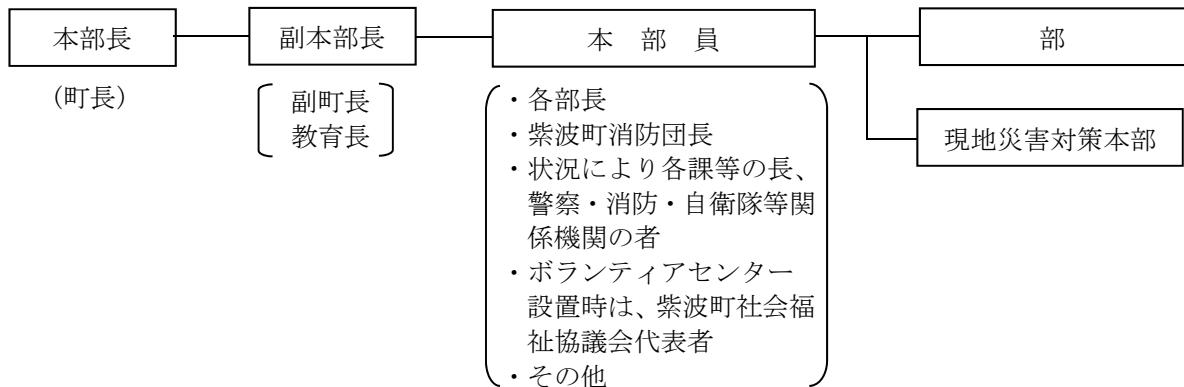
〔資料編 3-1-4 紫波町災害対策本部活動要領〕

(1) 設置基準

区分	設 置 基 準	配備職員
1号 配備 体制	ア 気象警報、洪水警報、北上川上流洪水予報のうちの洪水警報（氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報）又は水防警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 イ 町域に特別警報が発表された場合 ウ 町域で震度5強の地震を観測した場合 エ 大規模な火災、爆発等により相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 オ 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 カ 原子力事業者から警戒事象の発生に関する通報があった場合 キ その他本部長が特に必要と認めた場合	消防防災課及び総務課の職員、各課等の副課長以上の職員、各課等の長が指名した職員
2号 配備 体制	ア 大災害が発生した場合において、本部長が本部のすべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めた場合 イ 町域で震度6弱以上の地震を観測した場合 ウ その他本部長が特に必要と認めた場合	全職員

(2) 組織

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。



ア 本部員会議

- (ア) 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害応急対策を円滑かつ的確に推進する。
- (イ) 本部員会議は、災害応急対策の総合的な方針を決定するとともに、各部において実施する災害応急対策の連絡及び調整を行う。

イ 部

部は、災害活動組織として、本部員会議の決定した方針に基づき、災害応急対策の実施に当たる。

ウ 現地災害対策本部

- (ア) 現地災害対策本部は、大規模な災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため、町本部長が必要と認めたときに設置し、災害情報の収集、現地活動の指揮監督及び災害対策本部等との連絡調整を行う。
- (イ) 現地本部に現地本部長及び現地本部を置き、現地本部長は本部長が本部員のうちから指名し、現地本部員は企画総務部長が関係部長と協議して指名する。

(3) 設置場所

災害対策本部の設置場所は、紫波町役場庁舎2階会議室（201）に設置する。ただし、紫波町役場本庁が重大な被害を受けた場合又は受ける恐れのある場合は、紫波町多目的スポーツ施設「サン・ビレッジ紫波」に設置する。

(4) 分掌事務

- ア 災害対策本部の分掌事務は、「紫波町災害対策本部規程」（資料編3-1-3）に定めるところによる。この場合において、同規程が改正されたときは、この計画が修正されるまでの間は、この計画の定めは、同規程の改正内容により修正されたものとみなす。

部	課	分 掌 事 務
企画総務部	総務課	(ア) 避難誘導、住民への情報伝達・広報活動に関すること。 (イ) 職員の非常配備に関すること。 (ウ) 避難状況の把握に関すること。 (エ) 必要となる防災ボランティア活動の把握に関すること。 (オ) 義援物資配分の支援に関すること。 (カ) 町外からの避難者の受け入れに関すること。 (キ) 町外被災地の支援に関すること。 (ク) 本部会議等の決定事項を職員への伝達に関すること。 (ケ) 県、他市町村職員及び関係機関等の受援に関すること。 (コ) 報道機関への対応及び連絡調整に関すること。 (ク) 部内の調整に関すること。
	消防防災課	(ア) 防災会議に関すること。 (イ) 災害対策・警戒本部の設置、運営及び庶務に関すること。 (ウ) 避難指示等の発令及び避難誘導の準備に関すること。 (エ) 各部及び現地災害対策本部の行う災害対策の総合調整に関すること。 (オ) 被災者の救出及び行方不明者等の捜索、救出に係る連絡調整に関すること。 (カ) 県及び関係機関との連絡調整に関すること。 (キ) 県、他市町村職員及び関係機関等の受援の総括に関すること。 (ク) 応急対策用資機材及び燃料の確保の総括に関すること。 (ケ) 今後の気象状況の把握、分析に関すること。 (コ) 災害に関する情報、気象警報の住民への伝達に関すること。 (ク) 防災ヘリコプターの要請に関すること。 (シ) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (ス) 消防活動及び水防活動に関すること。(警戒区域の設定を含む。) (セ) 交通安全対策及び防犯対策に関すること。 (リ) 危険物の保安対策に関すること。 (ハ) その他、他部・課に属さないこと。
	企画課	(ア) 避難誘導、住民への情報伝達・広報活動に関すること。 (イ) 災害広報のための被害状況の撮影・記録に関すること。 (ウ) 住民からの問合せ対応・情報整理・情報伝達に関すること。 (エ) 災害復旧長期計画の総合調整に関すること。 (オ) 県及び国等に対する要望等の資料作成に関すること。 (カ) 避難者名簿の作成に関すること。 (キ) 部内の応援に関すること。
	財政課 地域づくり課	(ア) 避難誘導、住民への情報伝達・広報活動に関すること。 (イ) 町有財産の被害調査及び応急対策（財政課所管）に関すること。 (ウ) 災害応急対策用車両等の確保に関すること。 (エ) 町有車両及び借上げ車両の配車に関すること。(建設機械を除く。) (オ) 非常通信の維持及び復旧に関すること。 (カ) 応急的に必要となる歳入歳出予算の編成に関すること。 (キ) 部内の応援に関すること。
	税務課	(ア) 避難誘導、住民への情報伝達・広報活動に関すること。 (イ) 家屋の被害認定及び被災証明に関すること。 (ウ) 災害応急対策諸物資等の購入資金の確保に関すること。 (エ) 義援金保管、出納に関すること。 (オ) 町税の減免及び徴収猶予に関すること。 (カ) 応急対策に要する経費の経理に関すること。 (キ) その他会計に関すること。 (ク) 部内の応援に関すること。

部	課	分 掌 事 務
生 活 部	町民課	(ア) 避難誘導、住民への情報伝達・広報活動に関する事 (イ) 食料供給事務の総括に関する事 (ロ) 指定避難所・消防団等への食料及び物資の確保・配送に関する事 (ハ) 遺体の安置及び埋火葬に関する事 (ニ) 災害救助法の適用時における指定避難所の設置事務の事後事務に関する事 (ホ) 部内の応援に関する事
	長寿介護課	(ア) 避難誘導、住民への情報伝達・広報活動に関する事 (イ) 高齢者福祉施設等との連絡調整に関する事 (ロ) 高齢者福祉施設等に係る被害調査及び報告並びに応急対策に関する事 (ハ) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認に関する事 (ニ) 衣料、寝具その他の生活必需品及び応急対策用物資の調達、確保、あわせに関する事 (ホ) 部内の応援に関する事
	健康福祉課	(ア) 被災者の救護及び治療に関する事 (イ) 傷病者の応急措置に関する事 (ロ) 医師会、医療機関及び保健所との連絡調整に関する事 (ハ) 緊急医薬品の確保・供給及び救護所の設置に関する事 (ニ) 医療施設等に係る被害調査及び報告並びに応急対策に関する事 (ホ) 指定避難所内の患者輸送に関する事 (ヘ) 指定避難所の食品衛生に関する事 (ト) 保健指導に関する事 (チ) 疫学調査及び防疫措置の協力に関する事 (リ) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認に関する事 (ル) 社会福祉施設等への対応、避難誘導に関する事 (ヲ) 義援金・救援物資の受付・手配・受入・配分・運搬に関する事 (ダ) 災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付及び被災者生活再建支援法に関する事 (ゼ) 町社会福祉協議会及び日本赤十字社岩手県支部との連絡調整に関する事 (ヅ) 町社会福祉施設等の被害調査及び報告並びに応急対策に関する事 (ヅ) 災害救助法の適用時における救出費用申請の事後事務に関する事 (チ) 部内の調整に関する事

部	課	分 掌 事 務
産業部	農政課	(ア) 避難誘導、住民への情報伝達・広報活動に関すること。 (イ) 指定避難所開設の支援に関すること。 (ウ) 農作物、農業施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 (エ) 家畜、畜産施設の被害調査及び応急対策に関すること。 (オ) 米穀等主要食料の調達、確保及び供給に関すること。 (カ) 農作物の種苗等の確保及びあっせんに関すること。 (キ) 被害農産物等の防疫及び技術指導対策に関すること。 (ク) 農業関係者の緊急援助に関すること。 (ケ) ダムの洪水調節及び応急対策に関すること。 (コ) 床上・床下浸水の被害状況の確認と防疫に関すること。 (サ) 避難に伴う防犯活動の支援に関すること。 (シ) 農業関係被害調査・集計に関すること。 (ス) 感染症予防活動の支援に関すること。 (セ) 廃棄物の処理対策及び清掃に関すること。 (ソ) 部内の調整に関すること。
	環境課 地球温暖化対策課	(ア) 避難誘導、住民への情報伝達・広報活動に関すること。 (イ) 指定避難所の運営に関すること（愛玩動物同伴者に対する対応）。 (ウ) 仮設トイレの設置に関すること。 (エ) 指定避難所における食料、物資の分配、配付に関すること。 (オ) 床上・床下浸水の被害状況の確認と防疫に関すること。 (カ) 避難に伴う防犯活動に関すること。 (キ) 感染症予防活動に関すること。 (ク) 廃棄物の処理対策及び清掃に関すること。 (ケ) 環境衛生に関すること。 (コ) 衛生施設の被害調査及び報告並びに応急対策に関すること。 (サ) 衛生資材の確保及び配分に関すること。 (シ) 愛玩動物の救護対策に関すること。 (ス) 公害の防止対策に関すること。 (セ) 森林火災の予防に関すること。 (ソ) 森林の被害調査及び応急対策に関すること。 (タ) 部内の応援に関すること。
	商工観光課	(ア) 避難誘導、住民への情報伝達・広報活動に関すること。 (イ) 指定避難所開設の支援に関すること。 (ウ) 避難に伴う防犯活動の支援に関すること。 (エ) 商工業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 (オ) 観光施設、観光客の被害調査及び応急対策に関すること。 (カ) 商工業者に対する融資に関すること。 (キ) 物資の緊急輸送に関すること。 (ク) 一般労務者、技術者の確保、あっせんに関すること。 (ケ) 床上・床下浸水の被害状況の確認と防疫に関すること。 (コ) 感染症予防活動の支援に関すること。 (サ) 廃棄物の処理対策及び清掃に関すること。 (シ) 部内の応援に関すること。

部	課	分 掌 事 務
建設部	土木課 都市計画課	(ア) 道路、河川、橋りょう、堤防等の被害調査及び応急対策に関すること。 (イ) 交通不能箇所の調査及び交通規制、迂回路線に関すること。 (ウ) 道路上の障害物の除去（除雪を含む）に関すること。 (エ) 各河川の水位情報の確認及び現場確認による情報収集に関すること。 (オ) 地すべり、土石流等の被害調査及び応急対策に関すること。 (カ) 応急復旧用重機、資機材及び作業人夫等の確保に関すること。 (キ) 土木建設工事業者等との連絡調整に関すること。 (ク) 応急仮設住宅建設用地の確保及び整備に関すること。 (ケ) 災害関係応急仮設住宅の建設及び修理に関すること。 (コ) 町営住宅及び都市計画施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 (サ) 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 (シ) 町営住宅への入居のあっせんに関すること。 (ス) 部内の調整に関すること。
	下水道課	(ア) 雨水排水ポンプ施設の稼動維持に関すること。 (イ) 下水道施設の被害状況及び応急対策に関すること。 (ウ) 公共下水道、農業集落排水施設の被害調査及び応急対策に関すること。 (エ) 汚水排水対策に関すること。 (オ) 下水道工事業者との連絡調整に関すること。 (カ) 簡易水道に関すること。 (キ) 仮設トイレの設置に関すること。 (ク) 部内の応援に関すること。
教育部	教育総務課 学校教育課	(ア) 指定避難所の開設・閉鎖に関すること。 (イ) 児童及び生徒の避難安全に関すること。 (ウ) 町立小中学校教職員、児童生徒の被害調査及び応急対策に関すること。 (エ) 町立小中学校の設備の被害調査及び応急対策に関すること。 (オ) 児童及び生徒の応急教育に関すること。 (カ) 学用品等の調達及び支給に関すること。 (キ) 学校教職員の非常招集及び配置に関すること。 (ク) 指定避難施設としての管理に関すること。 (ケ) 被災学校における伝染病発生状況調査及び保健管理に関すること。 (コ) 部内の調整に関すること。
	生涯学習課	(ア) 指定避難所の開設・閉鎖に関すること。 (イ) 文化財、社会教育施設、社会体育施設、公民館等の被害調査及び応急対策に関すること。 (ウ) 指定避難施設としての管理に関すること。 (エ) 災害活動に協力する社会教育関係団体との連絡調整に関すること。 (オ) 刊行物の保存及び保護に関すること。 (カ) 部内の応援に関すること。
	こども課	(ア) 指定避難所の開設・閉鎖に関すること。 (イ) 保育所、児童館、こどもの家等に通う乳幼児及び児童等（以下「児童等」という。）の避難安全に関すること。 (ウ) 児童等の被害調査及び応急対策に関すること。 (エ) 保育所、児童館、こどもの家などの設備の被害調査及び応急対策に関すること。 (オ) 児童等の応急教育に関すること。 (カ) 学用品等の調達及び支給に関すること。 (キ) 部内の応援に関すること。
	給食センター	(ア) 災害時の学校給食に関すること。 (イ) 学校給食施設の被害調査及び応急対策に関すること。 (ウ) 部内の応援に関すること。

部	課	分掌事務
他 部	会計課	(ア) 他部内の応援に関すること。
	議会事務局	(ア) 議会議員との連絡調整に関すること。 (イ) 他部内の応援に関すること。
	農業委員会事務局	(ア) 農作物、農業施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 (イ) 農業関係被害調査・集計に関すること。 (ウ) 他部内の応援に関すること。

関係機関	分 掌 事 務
岩手中部水道 企業団	(ア) 被災世帯への応急給水に関すること。 (イ) 上水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 (ウ) 給水応援調整に関すること。 (エ) 飲料水等の供給確保に関すること。 (オ) 水質検査業務に関すること。 (カ) 消火栓の機能確保に関すること。 (キ) 上水道工事業者との連絡調整に関すること。

イ 各部は、平常時から所管する次の事項について、活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定めるとともに、当該活動マニュアルに基づいて訓練を行うなど、災害時の分掌事務を遂行するために必要な準備を行う。

区 分		活 動 項 目
災 害 発 生 前	ア 事前の情報収集及び 連絡・調整	(ア) 気象状況の把握及び分析 (イ) 気象予報・警報等の迅速な伝達 (ウ) 盛岡地方気象台、盛岡広域振興局その他防災関係機関との 連絡・配備体制及び予防対策の事前打ち合わせ並びに警戒体 制の強化
	イ 災害対策用資機材の 点検・整備	(ア) 災害対策用物資及び機材の点検整備 (イ) 医薬品及び医療資機材の点検整備 (ウ) 感染症予防用薬剤及び感染予防用資機材の点検整備
	ウ 避難対策	避難指示等の発令及び避難誘導の準備
	エ 活動体制の整備	(ア) 本部員となる部長等による対策会議の設置 (イ) 医療救護班の活動開始準備
	オ 活動体制の徹底	(ア) 災害対策本部の配備体制及び職員の配備指令の徹底 (イ) 報道機関に対する災害対策本部設置の発表 (ウ) 防災関係機関及び盛岡広域振興局に対する災害対策本部 設置の通知 (エ) 災害応急対策用車両等の確保 (オ) 各部及び防災関係機関の配備状況の把握

区 分		活 動 項 目
災 害 発 生 後	ア 情報連絡活動	(ア) 被害状況の迅速かつ的確な把握 (イ) 被害速報の集計及び報告 (ウ) 災害情報の整理 (エ) 災害情報の各部及び防災関係機関への伝達 (オ) 気象情報の把握及び伝達 (カ) 警察署等との災害情報の照合
	イ 本部員会議の開催	(ア) 災害の規模及び動向の把握 (イ) 災害情報及び現地報告等に基づく災害応急対策の検討 (ウ) 自衛隊災害派遣要請 (エ) 災害救助法の適用 (オ) 災害応急対策の調整 (カ) 配備体制の変更 (キ) 現地災害対策本部の設置 (ク) 町本部長の指令の通知
	ウ 災害広報	(ア) 災害情報及び災害応急対策の報道機関への発表 (イ) 災害写真及び災害ビデオの撮影並びに災害情報等の広報資料の収集
	エ 避難及び救出対策	(ア) 避難指示等の発令及び避難誘導 (イ) 被災者の救出救護 (ウ) 避難状況の把握 (エ) 避難場所の開設及び運営
	オ 自衛隊災害派遣要請	(ア) 孤立地帯の偵察及び救援要請 (イ) 被災者の捜索及び救助要請 (ウ) 給食給水活動要請
	カ 県等に対する応援要請	(ア) 被災者の捜索及び救助要請 (イ) 食料、生活必需品及び災害応急対策用資機材の調達及びあつせん要請 (ウ) 災害応急対策活動要員の派遣要請
	キ 防災ボランティア活動対策	(ア) 防災ボランティア活動に対する支援 (イ) 防災ボランティア活動に係る関係機関との連絡調整
	ク 災害救助法適用対策	(ア) 被害状況の把握 (イ) 災害救助法に基づく救助の実施
	ケ 現地災害対策本部の設置	(ア) 編成指示 (イ) 編成 (ウ) 派遣
	コ 機動力及び輸送力の確保対策	(ア) 災害応急対策用車両等の確保 (イ) 道路、橋りょう等の被害状況の把握 (ウ) 道路上の障害物の除去 (エ) 道路交通の確保

区 分		活 動 項 目
災害発生後	サ 医療及び保健対策	(ア) 応急医療及び保健活動の実施 (イ) 医薬品及び医療用資機材の調達
	シ 給水対策	(ア) 水源の確保及び給水の実施 (イ) 応急復旧・応急給水用資機材の確保
	ス 食料等の応急対策	(ア) 災害用応急米穀、パン、めん類の調達 (イ) 副食品等の調達
	セ 生活必需品の応急対策	被服、寝具その他の生活必需品の調達
	ソ 感染症予防対策	(ア) 感染症予防活動の実施 (イ) 食品衛生活動の実施 (ウ) 感染症予防用資機材の調達
	タ 文教対策	(ア) 応急教育の実施 (イ) 町立学校等の応急対策の実施
	チ 農林応急対策	(ア) 農林被害の把握 (イ) 病虫害防除の実施 (ウ) 家畜防疫の実施
	ツ 土木応急対策	(ア) 土木関係被害の把握 (イ) 道路交通応急対策の実施 (ウ) 下水道応急対策の実施 (エ) 直営工事応急対策の実施 (オ) 浸水対策の実施 (カ) 地すべり等危険地域における被害防止対策の徹底
	テ 被災者見舞対策	(ア) 被災者(死亡、行方不明及び全壊家屋)見舞のための職員派遣 (イ) 被災者(死亡、行方不明及び全壊家屋)への見舞金等の措置
	ト 被災者に対する生活確保対策	(ア) 被災者の住宅対策 (イ) 農林復旧対策 (ウ) 租税及び学校授業料等の減免並びに奨学金の貸与 (エ) 商工業復旧対策 (オ) 公共土木施設関係復旧対策 (カ) 見舞金及び義援金品の受入れ及び配布

(5) 廃止基準

町本部長は、次のいずれかに該当する場合は、災害対策本部を廃止する。

ア 町本部長が、予想された災害の危険が解消したと認めるとき。

イ 町本部長が、災害発生後における応急対策措置がおおむね完了したと認めるとき。

(6) 町は後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる配備体制を構築する。

(7) 町本部長は必要に応じ、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において町本部長は県本部長に対し、当該職員派遣に係るあつせんを求める。

第3 職員の動員配備体制

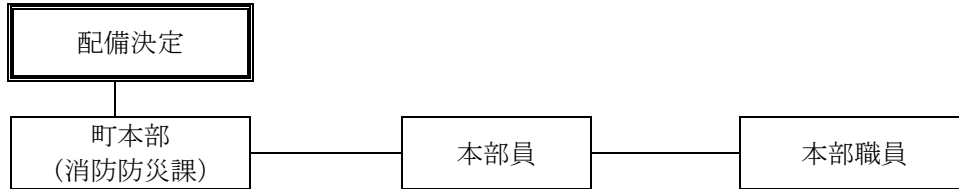
1 配備体制

町の配備体制は、災害警戒本部設置基準及び災害対策本部設置基準のとおり。

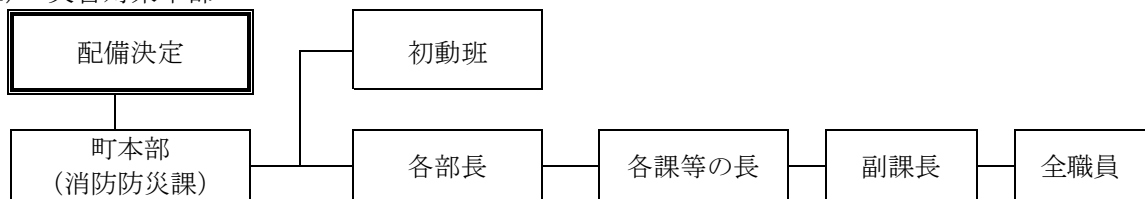
2 動員の系統

動員は、次の系統によって通知する。

(1) 災害警戒本部



(2) 災害対策本部



3 動員の方法

(1) 配備指令の伝達は、次の方法で行う。

区 分	伝 達 方 法
勤務時間内	庁内放送、携帯電話、携帯メール、電話等
勤務時間外	携帯電話、携帯メール、電話等

(2) 各課等の長は、勤務時間外における職員の動員を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ次の事項を定める。

- ア 配備指令の系統及び順位 (※)
 イ 職員ごとの参集場所・参集方法及び所要時間
 ウ 勤務場所に参集できない場合の参集先
 エ その他必要な事項

※ 配備指令の系統及び順位

部	受 命 責 任 者					
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位	第6順位
企画総務部	消防防災課長	総務課長	企画課長	財政課長	税務課長 地域づくり課長	議会事務局長
生 活 部	町民課長	長寿介護課長	健康福祉課長	会計課長		
産 業 部	農政課長	環境課長	地球温暖化 対策課長	商工観光課長	農業委員会 事務局長	
建 設 部	土木課長	下水道課長	都市計画課長			
教 育 部	教育総務課長	学校教育課長	生涯学習課長	こども課長	給食センター 所長	

4 自主参集

各配備体制の対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、災害警戒本部及び災害対策本部設置基準に該当する災害の発生を知り得たとき、又は気象警報等が発表されたときは、配備指令を待たずに、直ちに勤務場所に参加する。

5 勤務場所に参加できない場合の対応

- (1) 職員は、夜間、休日等の勤務時間外において災害発生により、勤務場所に参加できない場合は、原則として最寄りの町の施設に参加する。
- (2) 参集した職員は、参集先の施設の長に対して到着の報告を行い、直ちにその指示に従い、必要な業務に従事する。
- (3) 到着の報告を受けた参集先の施設の長は、その参集状況を取りまとめのうえ速やかに本部長（各部長）に報告する。
- (4) 参集先施設の長は、その後の状況によって、参集した職員を所属する勤務場所へ移動することが可能と判断した場合は、勤務場所の長と調整の上、当該職員の移動を命ずる。
- (5) 災害発生時において、職員自身又は住居に被害を受け、前記の対応が困難なときは、必要な措置を講じるとともに、その状況を報告して指示を受ける。

6 初動班の参集

勤務時間外において震度5強以上の地震が発生した場合は、勤務場所からおおむね2キロメートル以内に居住する職員は、初動体制を確立するため、直ちに勤務場所に参加し、次の事項を処理する。

ただし、所期の目的を達したと認めるときは、担当業務に移行する。

- (1) 被害状況等の情報収集
- (2) 町本部長の指令等の伝達
- (3) 防災関係機関等との連絡調整

- 7 本部は、各配備等に応ずる動員数を（資料編 3-1-5 職員動員状況表）により別途把握するものとする。

〔資料編 3-1-5 職員動員状況表〕

第4 防災関係機関と連携した活動体制

- 1 町は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県計画及び本計画の定めるところにより、県その他の防災関係機関との連携のもとに、災害応急対策を実施するものとし、このための組織、配備体制及び職員の動員計画を定める。
- 2 町本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は県計画に準ずるものとする。特に、台風等、災害の発生が予測される場合には、災害の発生前であっても、災害応急対策を実施するための全庁的な体制に移行する。
- 3 本部長は、必要に応じ、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係るあつせんを求めることができる。
- 4 町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。
- 5 町は、本部長を補佐し、各部等の総合調整、関係機関との連絡調整、災害応急対策等を円滑に行うための組織を設置する。
- 6 町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家に対し、緊急に安全を確保するための必要最低限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除去の措置を行うものとする。

第5 防災関係機関の活動体制

- 1 防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、所管する災害応急対策を実施する。
- 2 防災関係機関は、所管する災害応急対策を実施するため、必要な組織を整備する。
- 3 災害応急対策の実施に当たっては、防災関係機関との連携を図る。
- 4 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる体制を構築する。
- 5 防災関係機関は災害応急対策が実施される場合において、現地関係機関の活動を円滑に推進するため、必要に応じ、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関相互の連絡調整を図る。
- 6 防災関係機関は、その活動に当たって、職員の安全確保に十分注意するとともに、こころのケア対策に努めるものとし、必要に応じ、県等に対し、精神科医等の派遣を要請する。

第2節 気象予報・警報等の伝達計画

第1 基本方針

- 盛岡地方気象台は、気象等の予報、警報等（以下「気象予報・警報等」という。）及び災害が発生するおそれがある異常な現象に係る情報を収集し、あらかじめ定めた系統によって防災関係機関へ伝達し、住民に周知する。
- 通信設備が被災した場合においても、気象予報・警報等を防災関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

第2 実施機関(責任者)

実 施 機 関	担 当 業 務
町 本 部 長	1 気象予報・警報等の周知 2 火災警報の周知
盛岡地区広域消防組合消防本部	火災警報の発令
県本部長 (総務部総合防災室総務班、県土整備部河川課土木班)	1 気象予報・警報等の伝達 2 北上川上流洪水予報・警報等の伝達 3 北上川上流水防警報等の伝達
岩手河川国道事務所	1 北上川上流洪水予報・警報等の発表 2 北上川上流水防警報等の発表 3 上記の予報・警報等の関係機関に対する通知
東日本電信電話(株)岩手支店	気象予報・警報等の伝達
盛岡地方気象台	1 気象予報・警報等の発表 2 北上川上流洪水予報・警報等の発表 3 土砂災害警戒情報の発表 4 上記の予報・警報等の関係機関に対する通知
日本放送協会盛岡放送局	気象予報・警報等の放送
(株)IBC岩手放送	
(株)テレビ岩手	
(株)めんこいテレビ	
(株)岩手朝日テレビ	
(株)エフエム岩手	

〔町本部の担当〕

部	課	担 当 業 務
企画総務部	消防防災課	1 気象予報・警報等の周知 2 水防に関する情報の周知 3 火災警報の周知

第3 実施要領

1 気象予報・警報等の種類及び伝達

(1) 気象予報・警報等の種類

気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。

(気象業務法に基づくもの)

ア 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供される。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

イ 情報の種類

種 類		概 要
気象に関する情報	早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
	岩手県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報の発表に先だって注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。 大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する岩手県気象情報」が速やかに発表される。 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する岩手県気象情報」が発表される。 大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの岩手県気象情報が発表される場合がある。
	顕著な大雨に関する気象情報	大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状態を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で気象庁が発表する。 この情報が発表されたときは、土砂災害警戒区域や浸水想定区域など、災害が想定される区域にいる方は、町から発令されている避難情報に従い直ちに適切な避難行動を取る必要がある。周囲の状況を確認し、避難場所への避難がかえって危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や、少しでも浸水しにくい高い場所へ移動する等、身の安全を確保する。避難情報が発令されていない場合でも、今後、急激に状況が悪化するおそれがあることから、キキクルや水位情報等を確認し、少しでも危険を感じた場合には、自ら安全な場所へ移動する必要がある。

記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生に繋がる溶暗猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。
土砂災害警戒情報（備考1）	大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、県と盛岡地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

備考1. 土砂災害警戒情報は、大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

ウ 注意報の種類と発表基準

種 類		発 表 基 準	
注 意 報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合。強風による災害に加えて雪を伴うことによる視程障害等による災害のおそれについても注意を呼びかける。 ○ 雪を伴い、平均風速が 11m/s 以上と予想される場合	
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 平均風速が 11m/s と予想される場合	
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	
		表面雨量指数基準	6 に達すると予想される場合
		土壌雨量指数基準	73 に達すると予想される場合
表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標 土壌雨量指数：降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標			

大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 12時間の降雪の深さが・平野部で15cm以上 ・山沿いで20cm以上と予想される場合	
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 濃霧のため視程が陸上で100m以下になると予想される場合	
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想される場合。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風やひょうによる災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかける。	
乾燥注意報	空気の乾燥により、災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 最小湿度40%以下、実効湿度65%以下で風速7m/s以上が2時間以上継続すると予想される場合 ○ 最小湿度35%以下で実効湿度60%以下と予想される場合	
霜注意報	早霜、晩霜等により農作物への被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 早霜、晩霜期に最低気温が、おおむね2℃以下になると予想される場合	
低温注意報	夏 期	低温による農作物等への著しい被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 最高、最低、平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くと予想される場合
	冬 期	低温により水道凍結等著しい被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件のいずれかに該当する場合 ○ 最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低くなると予想される場合 ○ 最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くと予想される場合
着雪注意報	著しい着雪により通信線、送電線、樹木等に被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 大雪注意報の条件下で、気温が－2℃より高いと予想される場合	
着氷注意報	著しい着氷により、通信線、送電線、樹木等に被害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ 大雪注意報の条件下で、気温が－2℃より高いと予想される場合	
なだれ注意報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上になると予想される場合 ○ 積雪が50cm以上あり、日平均気温5℃以上の日が継続すると予想される場合	
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表する。	

洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 避難に備え防災マップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2	
	流域雨量指数基準	滝名川流域=12.6、赤沢川流域=7.7、平沢川流域=2.6、大坪川流域=3.5、岩崎川流域=10.5、沢内川流域=6、佐比内川流域=5.8、平栗沢流域=2、中沢川流域=4.2、宮手川流域=7.6
	複合基準	北上川流域= (5, 46.2)、滝名川流域= (5, 9.9)、赤沢川流域= (5, 7.7)、平沢川流域= (5, 2.6)、大坪川流域= (5, 3.5)、岩崎川流域= (5, 8)、沢内川流域= (5, 6)、佐比内川流域= (5, 5.8)、平栗沢流域= (5, 1.6)、中沢川流域= (5, 3.3)、宮手川流域= (5, 7.6)
	指定河川洪水予報による基準	北上川上流[紫波橋]
流域雨量指数：河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標 複合基準：(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値		

- 備考1 土砂崩れ注意報及び浸水注意報は、その注意事項を気象注意報に含めて行われる。
2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

エ 警報の種類と発表基準

種 類		発 表 基 準
警 報	暴風警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合。暴風による重大な災害に加えて雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。 ○ 平均風速が 16m/s 以上と予想される場合
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合。暴風による重大な災害に加えて、雷を伴うことによる視程障害などによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。 ○ 雪を伴い、平均風速 16m/s 以上と予想される場合
	大雨警報 (備考2)	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合。なお、大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
		(浸水害) 表面雨量指数基準
		12 に達すると予想される場合
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準
		108 に達すると予想される場合
	大雪警報	大雪により重大な災害がおこるおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記されている。 ○ 12 時間の降雪の深さが、 ・ 平野部で 40cm 以上 ・ 山沿いで 50cm 以上と予想される場合

洪水警報 (備考3)	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合。 河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。洪水警報の対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が挙げられる。	
	流域雨量指数基準	滝名川流域=15.6、赤沢川流域=9.7、平沢川流域=4.1、大坪川流域=6.9、岩崎川流域=13.2、沢内川流域=7.6、佐比内川流域=7.3、平栗沢流域=2.5、中沢川流域=5.2、宮手川流域=9.6
	複合基準	北上川流域= (5, 51.3)、滝名川流域= (5, 14)、赤沢川流域= (5, 9.6)、平沢川流域= (7, 4.1)、大坪川流域= (9, 4)、岩崎川流域= (5, 11.3)、沢内川流域= (5, 6.8)、佐比内川流域= (5, 6.5)、平栗沢流域= (5, 2.2)、中沢川流域= (5, 5.2)、宮手川流域= (5, 9.6)
	指定河川洪水予報による基準	北上川上流[明治橋・紫波橋]

備考1 土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、浸水警報は警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨警報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

3 キキクル（危険度分布等）

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ○「危険」（紫）：避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ○「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ○「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスク等の再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。 ○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。

洪水キキクル（洪水警報の危険度の分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ○「災害切迫」（黒）：命の危険があり、直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 に相当。 ○「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 4 に相当。 ○「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。 ○「注意」（黄）：避難に備えハザードマップによる災害リスクの再確認、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫等の「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と 6 時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分毎に更新している。 水位周知河川やその他の河川（洪水予報河川を除く）においては、水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は高齢者避難開始、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。

オ 特別警報の種類と発表基準

種 類		発 表 基 準
特別警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。
	暴風雪特別警報（備考 1）	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨特別警報（備考 2）	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル 5 に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。

備考 1 暴風による重大な災害に加えて、雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。

- 2 大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。
- 3 土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報(土砂災害)」として発表する。浸水警報の警報事項を含めて行う気象特別警報は、「大雨特別警報(浸水害)」として発表する。
- 4 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

カ 地震動の警報及び地震情報の種類

(ア) 緊急地震情報(警報)

気象庁は、震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

なお、緊急地震速報(警報)のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置づけている。

(イ) 地震情報の種類と内容

町は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報(震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等)、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、県民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

種 類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない。)	「津波の心配がない」場合または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名・地点名を発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 (国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を変更	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや

	した場合や地震が多発した場合など	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計地震分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

(ウ) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報等発表時（遠地地震による発表時除く） ・岩手県内で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料 ・地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報等発表時 ・岩手県内で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）
地震活動図	・定期（毎月）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、（毎月の都道府県内及び）その地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料。

キ 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容

噴火警報（居住地域）又は噴火警報については、火山現象特別警報に位置付けられる。

種 類	内 容
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域およびそれより火口側における警戒が必要な場合にその対象範囲と警戒事項を随時発表。
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から少し離れた所まで、又は火口から居住地域近くまでの広い範囲における火口周辺で警戒が必要な場合にその対象範囲と警戒事項を随時発表。
噴火予報	噴火警報を解除する場合、又は火山活動が静穏（活火山であることに留意）な状態が続くことを知らせる場合にその旨を発表。
降灰予報	噴火が予想される又は発生した場合に降灰量の分布及び小さな噴石の落下範囲を予測して発表。
火山の状況に関する解説情報	火山活動が活発な場合等に火山性地震や微動回数及び噴火等の火山の状況を随時発表。

ク その他

（消防法に基づくもの）

種 類	通 報 基 準
火災気象通報	気象の状況が火災の予防上危険であると予想され、次の条件に該当する場合 イ 最小湿度 40%以下、実効湿度 65%以下で風速 7m/s 以上が 2 時間以上継続すると予想される場合 ロ 最小湿度 35%以下で実効湿度 60%以下と予想される場合 ハ 平均風速が 11m/s 以上と予想される場合 （降雨、降雪中は通報しないこともある）
火災警報	火災気象通報が通知され、町の地域の気象状況が火災の発生又は拡大のおそれがあると認められる場合

（水防法に基づくもの）

種 類	内 容
北上川上流水防警報	洪水によって災害がおこるおそれがある場合において、水防を行う必要がある旨を警告して行うもの
県管理河川水防警報	洪水によって災害がおこるおそれがある場合において、水防を行う必要がある旨を警告して行うもの
県管理河川氾濫危険水位情報	河川の水位が氾濫危険水位（洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。）に達したとき、洪水により川が氾濫し避難等が必要になるおそれがあることを発表するもの
県管理河川避難判断水位情報	河川の水位が避難判断水位（氾濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）に達したとき、洪水により川が氾濫し避難等が必要となるおそれがあることを発表するもの

（水防法及び気象業務法に基づくもの）

① 一般河川等の水防活動の利用に適合する特別警報・警報・注意報

種 類	内 容
水防活動用気象注意報	大雨注意報に同じ。

水防活動用気象警報	大雨特別警報又は大雨警報に同じ。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報に同じ。
水防活動用洪水警報	洪水警報に同じ。

② 指定河川洪水予報

	標題(種類)	概要
北上川上流洪水予報	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによるリスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 【基準地点(紫波橋)の水位が、氾濫注意水位(2.90m)に達し、さらに上昇するおそれがあるとき】
	氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。高齢者等避難発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 【基準地点(紫波橋)の水位が、避難判断水位(4.20m)】
	氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況。避難等の氾濫発生に対する対応が求められる段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 【基準地点(紫波橋)の水位が、氾濫危険水位(4.50m)に達したとき】
	氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

(2) 伝達系統

気象予警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。

気象予警報の区分	発表機関	伝達系統
気象、洪水についての予報及び警報並びに火災気象通報	盛岡地方気象台	気象予報・警報及び火災警報伝達系統図(資料編3-2-1)のとおり。 土砂災害警戒情報伝達系統図は(資料編3-2-2)のとおり。
地震に関する情報	気象庁	地震情報に関する情報伝達系統図(資料編3-2-3)のとおり。
北上川上流洪水予報	盛岡地方気象台 及び岩手河川国道事務所	北上川上流洪水予報伝達系統図(資料編3-2-4)のとおり。
北上川上流水防警報(情報、警報)	岩手河川国道事務所	北上川上流水防警報伝達系統図(資料編3-2-5)のとおり。

県管理河川水防警報	盛岡広域振興局土木部	岩手県知事の行う水防警報及び特別警戒水位情報の伝達系統図（資料編3-2-6）
県管理河川避難判断水位情報	〃	〃
火山に関する予報・警報・情報	仙台管区気象台	火山に関する予報・警報・情報伝達系統図（資料編3-2-7）のとおり。
火災警報	盛岡地区広域消防組合消防本部	気象予報・警報及び火災警報伝達系統図（資料編3-2-1）のとおり。

(3) 伝達機関等の責務

ア 気象予報・警報等の発表機関及び伝達機関は、気象予報・警報等の発表、伝達、周知等が迅速かつ正確に行われるよう、伝達体制等の整備を図るとともに、所管する防災事務に基づき、気象予報・警報等の伝達先その他必要な要領を定める。

イ 気象予報・警報等の受領及び伝達に当たっては、夜間、休日等の勤務時間外における体制の整備に留意する。

ウ 気象予報・警報等の伝達機関は、災害による通信設備が損壊した場合においても、気象予報・警報等の受信、伝達等ができるよう、通信手段の複数化に努める。

(4) 町の措置

ア 気象予報・警報等の通知を受けた場合は、次により、直ちに通知又は通報を行う。

内 容	担 当 部	通 知 先
気象予報・警報、火災気象通報及び地震に関する情報	企画総務部	(ア) 関係課 (イ) 消防団 (ウ) 住 民
北上川上流洪水予報、北上川上流水防警報、県管理河川水防警報、県管理河川避難判断水位情報及びダム放流情報		(ア) 関係課 (イ) 消防団(水防団) (ウ) 町内各学校 (エ) 町出先機関 (オ) 指定避難場所 (カ) 住 民
火山に関する予報・警報・情報		(ア) 関係課 (イ) 消防団 (ウ) 住 民

イ 夜間及び休日等における気象予報・警報等の受領及び通知は、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されていない場合を除いて、本庁の当直員又は警備員が行う。

ウ 勤務時間外、休日等において気象予報・警報等を受理したときは、直ちに企画総務部に伝達する。

エ 町は、気象特別警報を受領した場合又は自ら知った場合及び火災気象通報を受領し火災警報を発する場合は、直ちにその内容を地域内の住民、団体等に周知するとともに、その内容を関係機関に通知する。

オ 気象予報・警報の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに関係機関との連絡を密にするなど、的確な気象情報の把握に努める。

カ 町は、通信手段により、住民、団体等に対する気象予報・警報等の伝達手段の確保に努める。

キ 火災警報の発令及び気象予報・警報の広報は、おおむね次の方法による。

- (ア) 紫波町ホームページ（災害版）
- (イ) 電 話
- (ウ) エリアメール
- (エ) コミュニティーFM、臨時災害放送局
- (オ) 携帯端末の緊急速報メール
- (カ) ソーシャルメディア
- (キ) 移動系防災行政無線
- (ク) 広報車
- (ケ) サイレン及び警鐘
- (コ) 自主防災組織等の広報活動

(5) 防災関係機関の措置

ア 東日本電信電話(株)

警報又は特別警報を受領した場合は、一般通信に優先して電話回線により、町に伝達する。

イ 放送事業者

ラジオ放送においては番組を利用し、また、緊急の場合は番組を中断し、テレビ放送においては字幕・スーパー等により放送する。

ウ その他の防災関係機関

それぞれの所管事務に応じて、関係団体等に通知する。

2 異常現象発生時の通報

(1) 異常現象発見者の通報義務

ア 災害が発生するおそれがある異常な現象及び災害の発生により被害のある現象を発見した者は、速やかに紫波警察署又は最寄りの防災関係機関等に通報する。

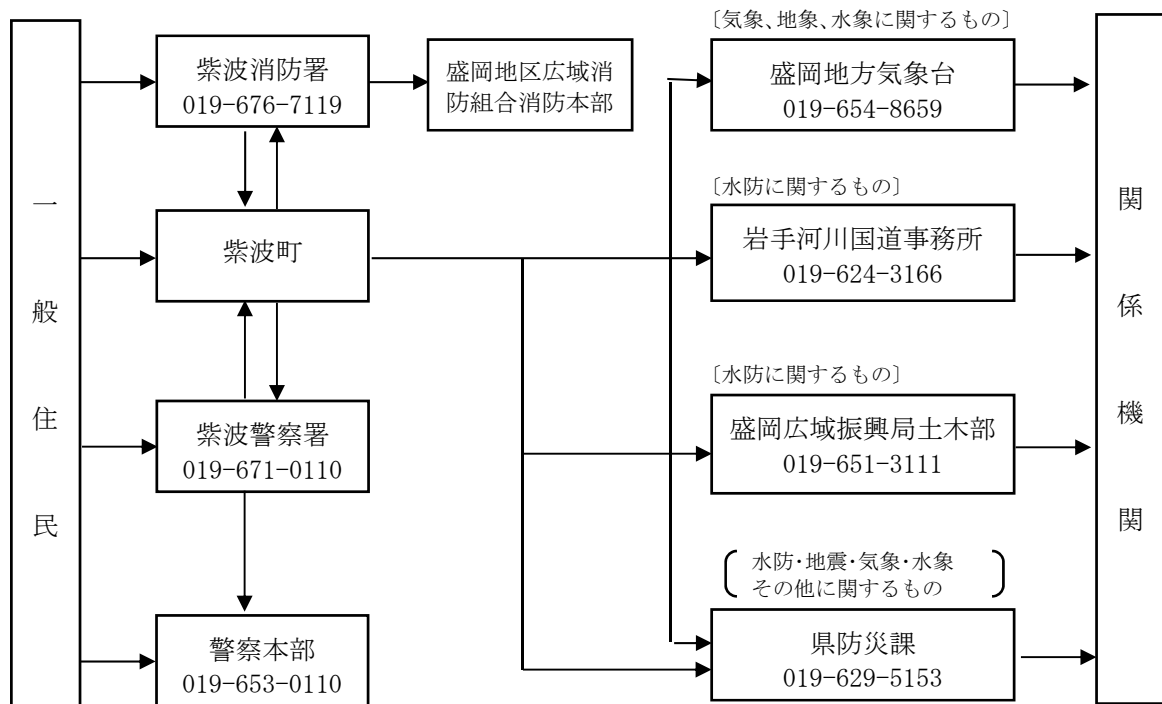
イ 異常現象の通報を受けた紫波警察署又は最寄りの防災関係機関等は、その旨を町に通報するとともに、次項に定める担当機関の長に通報するよう努める。

(2) 町の通報先

異常現象の通報を受けた町は、その内容に応じて予防等の措置を講ずるべき所管の関係課に通知するとともに、次の区分に従い担当機関に通報する。

種 別	当 機 関	通報を要する異常現象の内容
水防に関するもの	岩手河川国道事務所 盛岡広域振興局土木部 岩手県総務部総合防災室	国又は県の管理に関する河川に係るもの
気象、地象及び水象に関するもの	盛岡地方気象台 岩手県総務部総合防災室	気象、地象、及び水象に係るすべてのもの
その他に関するもの	岩手県総務部総合防災室	国又は県が予防等の措置を必要と認められるその他の現象

(異常現象の通報、伝達経路)



(3) 異常現象の種類

通報を要する気象及び地象に関する異常現象は、おおむね次のとおりである。

区 分		異 常 現 象 の 内 容
水防に関する事項		堤防の異常
気象に関する事項		竜巻、強い降雹、強い突風等で著しく異常な気象現象
地象に関する事項	火山関係	ア 噴火現象 噴火(噴石、火砕流、火砕サージ、溶岩流、土石流、火山泥流等)及びこれに伴う降灰砂等 イ 噴火以外の火山性異常現象 (ア) 火山地域での地震の群発 (イ) 火山地域での鳴動の発生 (ウ) 火山地域での顕著な地形変化 (山崩れ、地割れ、土地の昇沈陥没等) (エ) 噴気、噴煙の顕著な異常変化 (噴気孔・火孔の新生拡大、移動、噴気・噴煙の量、色、臭、温度、昇華物の異常変化) (オ) 火山流域での湧泉の顕著な異常変化 (湧泉の新生、湧水量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化等) (カ) 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大、移動及びそれに伴う草木の立ち枯れ等 (キ) 火山付近の海洋、湖沼、河川の水の顕著な異常変化 (量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚等の浮上、発泡、温度の上昇)
	地震関係	数日間にわたり頻繁に感じるような地震
	土砂害関係	ア 溪流 流水内での転石、流水の発生、流水の急激な濁り、土臭いにおい、地鳴り イ がけ崩れ 小石の落下、亀裂の発生、湧水の異常(量の増加、濁り等)、斜面のはらみだし、地鳴り
その他に関する事項		通報を要すると判断される上記の以外の異常な現象

〔資料編 3-2-1 気象予報・警報及び火災警報伝達系統図〕

〔資料編 3-2-2 土砂災害警戒情報伝達系統図〕

〔資料編 3-2-3 地震に関する情報伝達系統図〕

〔資料編 3-2-4 北上川上流洪水予報伝達系統図〕

〔資料編 3-2-5 北上川上流水防警報伝達系統図〕

〔資料編 3-2-6 岩手県知事が行う水防警報及び特別警戒水位情報の伝達系統図〕

〔資料編 3-2-7 火山情報に関する予報・警報・情報伝達系統図〕

第3節 通信情報計画

第1 基本方針

- 1 防災関係機関は、災害時には、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、通信連絡システムを定め、通信手段の確保を図る。
- 2 通信施設等が損壊した場合においては、代替通信手段及び迅速な応急復旧に努める。
- 3 災害時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合においては、他の防災関係機関の有する専用通信施設等を利用して通信の確保を図るものとし、東北地方非常通信協議会等を通じて防災関係機関相互の連携を強化する。

第2 実施要領

- 1 移動無線及び携帯無線の活用
通信連絡体制を確保するため、関係機関保有の移動無線、携帯無線の活用を図る。

区 分		基地局	固定局	半固定局	車載無線	携帯無線
町	防災行政無線移動系	2 台	2 台	25 台	7 台	17 台
	消 防 無 線				1 台	3 台
紫波消防署		3 台			5 台	8 台 衛星携帯電話含む
紫波町消防団					14 台	20 台

- 2 電気通信設備の利用
災害時において電気通信設備がふくそうした場合は、災害時優先電話又は電報を利用し、通信を確保する。
- 3 専用通信施設の利用
 - (1) 災害時における通信連絡に当たっては、それぞれの専用通信施設を有効に活用する。特に移動系無線局については、防災拠点や被災地に重点配備する。
 - (2) 災害により専用通信施設が損壊した場合においても通信を確保できるよう、通信施設のシステム化に努めるとともに、応急復旧に必要な要員及び資機材を確保する。
 - (3) 町は、「岩手県防災行政情報通信ネットワーク」による衛星通信システムにより県等との通信を確保する。

専用通信施設の設置機関

設 備 名	設 置 者
消防庁消防防災無線設備	岩手県
岩手県防災行政無線設備	岩手県
警察電話（有線・無線）設備	岩手県警察本部
国土交通省無線設備	岩手河川国道事務所
日本電信電話無線設備	東日本電信電話㈱岩手支店
東日本旅客鉄道（有線・無線）設備	東日本旅客鉄道㈱盛岡支社
東北電力（有線・無線）設備	東北電力㈱岩手支店 東北電力ネットワーク㈱岩手支社

4 電気通信設備が利用できない場合の通信確保

(1) 他の機関が設置する通信設備の利用又は使用

ア 町本部長は、災害対策基本法第57条及び第79条の規定により、次の通信設備を利用し、使用することができる。

警察通信施設、 自衛隊通信施設、	消防通信施設、 電力通信施設、	水防通信施設、 鉄道通信施設	気象通信施設
---------------------	--------------------	-------------------	--------

イ これらの通信設備を利用し、使用する場合には、次の事項を管理者に申し出て行うものとするが、当該機関相互において、あらかじめ協議又は協定の締結により、円滑な利用を図る。

(ア) 利用又は使用しようとする通信施設	(エ) 発信者及び受信者
(イ) 利用又は使用しようとする理由	(オ) 利用又は使用を希望する期間
(ウ) 通信の内容	(カ) その他必要な事項

(2) 非常通信の利用

ア 町本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できず、又は利用することが著しく困難であり、災害応急対策等のために必要があると認めるときは、非常通信を利用して通信の確保を図る。

イ 非常通信は、地震、台風、洪水、火災その他の非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保及び秩序の維持のために行われる場合に限られる。

ウ 非常通信は、無線局の免許人が自ら発受信するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発信する。また、無線局の免許人は、防災関係機関等以外の者からの依頼であっても、人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の場合においては、非常通信を実施する。

エ 防災関係機関は、災害時に利用できる無線局を把握するとともに、非常通信の利用について、無線局とあらかじめ協議を行う。

オ 非常通信は、次の要領により、通信文を電文形式(片仮名)又は平文で記載のうえ無線局に依頼する。

(ア) あて先の住所、氏名(職名)及び電話番号
(イ) 字数は200字以内(平文の場合は片仮名換算)にする。
(ウ) 本文中の濁点及び半濁点は字数に数えない。
(エ) 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書きし、また、末尾に発信人の住所、氏名(職名)及び電話番号を記入する。

カ 町本部長は、非常時において、他の通信手段が確保できない場合においては、アマチュア無線団体に対して協力を求める。

(3) 東北総合通信局による通信支援

町本部長は災害対策用移動通信機器及び災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源(移動電源車)について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

(4) 自衛隊による通信支援要請

町本部長は、災害応急対策のため必要がある場合においては、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、県本部長に対して災害派遣(通信支援)の要請を依頼することができる。

(5) 放送の利用

ア 町本部長は、主として紫波町の地域の災害に関するものについて要請するものとする。(ただし、特に緊急を要する場合は、県本部長が要請する場合もある。)

イ 放送の要請は、次の事項を報道機関の長に文書により通知の上、行う。

(ア) 放送を求める理由	(イ) 放送内容	(ウ) 放送範囲
(エ) 放送希望時間	(オ) その他必要な事項	

なお、緊急を要する場合は、担当部局に電話又は口頭により要請する。

報道機関名	担当部	電話番号	所在地
日本放送協会盛岡放送局	コンテンツセンター	019-626-8826	盛岡市上田4-1-3
(株)IBC岩手放送	報道部	019-623-3141	盛岡市志家町6-1
(株)テレビ岩手	報道部	019-623-3530	盛岡市内丸2-10
(株)岩手めんこいテレビ	報道部	019-656-3303	盛岡市本宮5丁目2-25
(株)岩手朝日テレビ	報道制作部	019-629-2901	盛岡市盛岡駅西通2-6-5
(株)エフエム岩手	放送部	019-625-5514	盛岡市内丸2-10

5 通信施設の応急復旧

災害により町の通信施設が使用不能となった場合は、業者に依頼し、速やかに応急復旧を図る。

第4節 情報の収集・伝達計画

第1 基本方針

- 1 災害時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。
- 2 災害情報の収集及び伝達に当たっては、防災関係機関と密接な連携を図る。
- 3 災害により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるような通信手段の複数化を図る。
- 4 災害応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集及び伝達する。
- 5 Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	収集・伝達する災害情報の内容	様式	
		初期情報報告様式	被害額等報告様式
町本部長	1 災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況	1	-
	2 避難指示等の実施状況	1-1	-
	3 人的被害及び住家被害の状況	2	2
		2-1	2-1
		2-2	2-2
	4 庁舎等の被害状況	3	3
	5 社会福祉施設、社会教育施設、文化施設及び体育施設の被害状況	4	4
	6 医療施設、上下水道施設及び保健衛生施設の被害状況	B・C	5 5-1
		5	
		5-1	
	7 消防防災施設の被害状況	6	6
	8 自然公園施設・観光施設の被害状況	D	7
	9 商工関係の被害状況	E	8
	10 高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係の被害状況	9	9
	11 水産関係の被害状況	F	10
	12 農業施設の被害状況	F	12
	13 農作物等の被害状況	F	13
			13-1
	14 家畜等の被害状況	F	14
	15 農地農業用施設の被害状況	F	15
	16 林業施設、林産物、町有林及び私有林の被害状況	F	16
	17 河川、道路及び橋りょう、都市施設等の被害状況	G-1	17
	18 公営住宅に係るの被害状況	G-1	18
	19 学校に係る児童、生徒及び教職員の被害状況	H	19
	20 学校の被害状況	H	20
	21 指定文化財の被害状況	H	21

〔町本部の担当〕

部	課	担 当 業 務
企画総務部	総務課	避難指示の状況報告
	消防防災課	1 被害発生等報告 2 人的及び住家被害報告 3 消防施設被害報告 4 高圧ガス被害報告
	財政課 地域づくり課	4 庁舎等の被害報告
生活部	長寿介護課	高齢者福祉施設被害報告
	健康福祉課	医療衛生施設・社会福祉施設被害報告
産業部	農政課	1 水産関係被害報告 2 農業施設被害報告 3 農作物等被害報告 4 家畜等関係被害報告 5 農地農業用施設被害報告
	環境課	1 火葬場等被害報告 2 医療衛生施設被害報告 3 林業関係被害報告
	商工観光課	1 観光施設被害報告 2 商工関係被害報告
建設部	土木課	公共土木施設被害報告
	下水道課	1 公共土木施設被害報告 2 簡易水道等の水道施設被害状況報告書
	都市計画課	公営住宅等被害報告
教育部	教育総務課 学校教育課 こども課	1 児童、生徒及び教員等被害報告 2 学校被害報告 3 児童施設被害報告
	生涯学習課	1 社会教育施設・文化施設・社会体育施設被害報告 2 文化財被害報告

第3 実施要領

1 災害情報の収集及び報告

- (1) 町本部長は、災害情報ごとに、その収集及び報告に係る責任者、調査要領、連絡方法を定める。
- (2) 町本部長は、災害情報の総括責任者を選任し、災害情報の収集、集計及び報告に当たらせる。
- (3) 町本部長は、災害情報の収集に当たっては、所轄警察署と緊密な連絡を行う。
- (4) 町本部長は、災害の規模及び状況により、町本部における情報の収集及び被害調査が不可能又は、困難と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長、県盛岡地方支部長又は防災関係機関の長に対して応援要請を行う。

ア 職種及び人数	イ 活動地域	ウ 応援期間
エ 応援業務の内容	オ 携行すべき資機材等	カ その他参考事項

- (5) 町本部長は、被害状況を県盛岡地方支部長に報告するが、緊急を要する場合には、県本部長に直接報告する。
- (6) 町本部長（消防機関の長を含む。）は、火災が同時多発し、あるいは、多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに、消防庁及び県本部長に報告する。

- (7) 町本部長は、直接速報基準に該当する火災等の災害、町域内で震度5強以上を覚知した場合は、第一報については、県本部の他に、直接消防庁にも、原則として覚知後30分以内に報告する。
- (8) 町本部長は、県本部と連絡がとれない場合は、直接国（消防庁）に対して被害状況を報告する。
- (9) 町本部長は、孤立地域が発生した場合には、防災関係機関と連携し、被害状況、備蓄状況及び要配慮者の有無等を早期に把握し、県に報告する。
- (10) 町本部長は、災害情報の収集及び報告に当たっては、次の事項に留意する。
 - ア 災害が初期の段階で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況、個別の災害情報などの概要を報告する。
 - イ 収集した災害情報は、地域別、対策別、組織別等に整理のうえ管理する。
 - ウ 町本部長が行う災害応急対策に必要な災害情報のうち、自ら収集できない情報については、その情報源等を明らかにしておく。
 - エ 孤立地域の発生に備え、あらかじめ、想定地域のカルテ化を行うとともに、被災現地消防団員から直接被害状況を収集できる体制を構築するなど、災害時の確実な被害情報把握に努める。
- (11) 町本部長は、必要に応じ、関係地方団体、防災関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。
- (12) 応援要請
 - ア 町本部長は、災害状況を迅速かつ的確に把握するため、特に必要があるときは、次のヘリコプターの派遣を要請して情報収集を行う。
 - (ア) 県防災ヘリコプター
 - (イ) 警察ヘリコプター
 - (ウ) 自衛隊ヘリコプター
 - イ 町本部長は、航空機による情報収集の必要がある場合は、県本部長又は県盛岡地方支部警察署班長に要請する。
 - ウ 町本部長は、航空機による情報収集の必要がある場合は、第10節「県、市町村等相互応援協力計画」又は第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊等の災害派遣を要請する。
- (13) 防災関係機関は、その所管する災害情報を収集及び報告に係る責任者を定め、災害が発生した場合には、関係機関に対して迅速かつ正確に報告又は通報する。

2 災害情報収集の優先順位

- (1) 災害情報の収集に当たっては、災害の規模の把握及び災害応急対策の実施において重要な被害情報を優先的に収集する。
- (2) 災害発生の初期においては、住民の生命・身体に対する被害状況及び住民が当面の生活を維持することに直接関係する住居、医療衛生施設、交通施設、通信施設等の被害状況を重点的に収集する。
- (3) 災害の規模や状況が判明したときは、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を調査して収集する。

3 災害情報の報告要領

(1) 報告を要する災害及び基準

報告を要する災害は、おおむね次の基準に合致するものをいう。

- ア 町の管轄地域内において、人的又は物的被害が生じたもの
- イ 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ウ 県又は町が災害対策本部を設置したもの
- エ 災害が初期の段階で軽微であっても、今後拡大するおそれのあるもの又は全国的に見た場合に同一災害で大きな被害が生じているもの
- オ 災害による被害に対して国の特別の財政援助(激甚報、災害復旧国庫負担法等による国庫補助の適用がなされること)を要するもの
- カ 災害の状況及びこれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

(2) 被害状況判定の基準

災害による被害の判定基準は、資料編3-4-1の定めるところによる。(被害報告に使用する用語の定義を含む。)

〔資料編 3-4-1 被害状況判定の基準〕

(3) 災害情報の種類

災害情報は、次の種類別に報告する。

種 類	内 容	報告方式	伝達手段
初期情報報告	災害発生直後にその概要を報告するとともに、災害応急対策の内容とその進捗状況について、逐次報告するもの	様式1～1-1	原則として、インターネットや県情報基盤(いわて情報ハブウェイ)使用したシステム、電子メールによるものとし、防災行政情報通信ネットワーク衛星系等によるFAXはバックアップ用として利用するものとする。
	災害の規模及びその状況が判明するまでの間(災害発生初期)に、種類別に報告するもの	様式A～J及び様式2、2-1、2-2、3、4、5、5-1、6、9、22、23、24	
被害額等報告	被害額等が判明した時に、種類別に報告するもの	様式2～25	
その他の報告	前記の報告以外で、必要な事項について報告するもの	任意様式	

(4) 災害対策基本法に基づく報告

ア 災害対策基本法第53条第2項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告する災害は、次のとおりである(町が県に報告できず、内閣府に報告する場合もこれに準ずる。)

- (ア) 町において災害対策本部を設置した災害
 - (イ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害
 - (ウ) (ア)又は(イ)に定める災害になるおそれのある災害
- イ 上記報告は、消防等に対して行うものとし、消防組織法第40条の規定に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う消防庁への報告と一体的に行う。
- ウ 確定報告は、応急措置の完了後20日以内に、災害対策基本法に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法に基づく消防長官あての文書を各一部ずつ消防庁に提出する。

エ 消防庁への報告先は、次のとおりである。

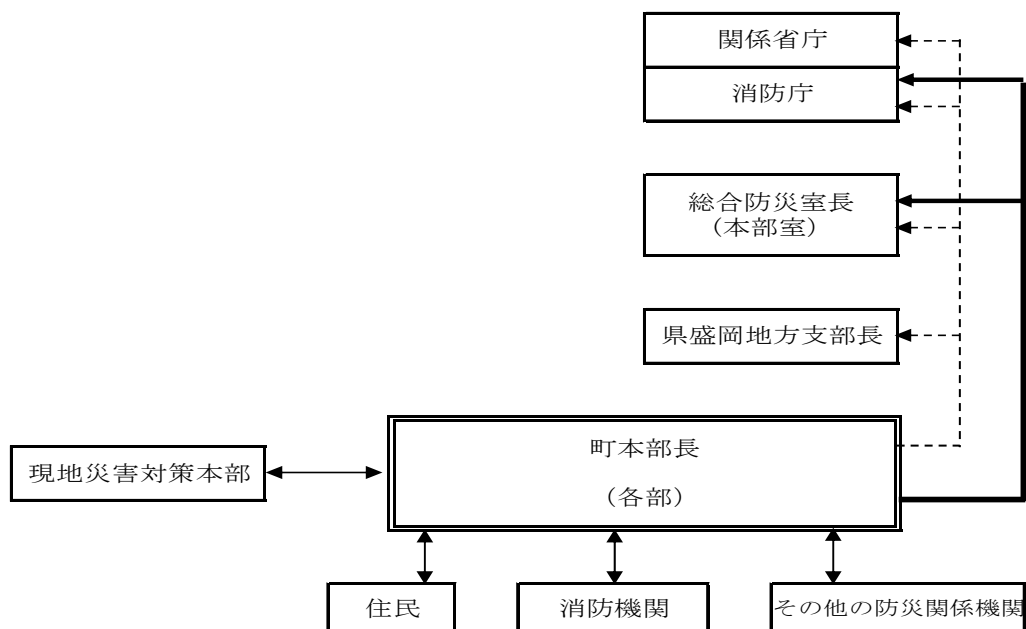
区 分 回線別	平日(9:30～18:15) 〔消防庁応急対策室〕	左記以外 〔消防庁宿直室〕
N T T回線	TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	TEL 048-500-90-49013 FAX 048-500-90-49033	TEL 048-500-90-49102 FAX 048-500-90-49036

〔様式編 消防庁報告第1号～4号〕

(5) 報告の系統

町本部長は、地域内の災害情報を各部及びその他の防災関係機関から収集・分析し、次に掲げる災害情報系統図に従って、県本部長に報告する。

ア 収集及び報告の系統



----- 被害情報のうち初期情報報告、被害額等報告、その他の報告

———— 被害情報（初期情報報告を除く。）

———— 殺到情報、概括情報、直接即報基準に該当する火災、災害等の情報

イ 報告区分別系統図

様式	報告区分	報告系統
1	被害発生等報告	町本部 (企画総務部) → 盛岡地方支部 総務班
1-1	避難指示等状況報告	町本部 (企画総務部) → 盛岡地方支部 総務班
2 2-1 2-2	人的及び住家被害報告	町本部 (企画総務部) → 盛岡地方支部 福祉環境班
A、3	庁舎等被害報告	町本部 (企画総務部) → 盛岡地方支部 総務班
4	社会福祉施設、社会教育施設、文化施設、体育施設被害報告	町本部 (教育部) → 盛岡地方支部 教育事務所班 福祉環境班
B、C 5 5-1	医療衛生施設被害報告 (B:水道施設、C:火葬場等)	町本部 (生活部) (産業部) (建設部) → 盛岡地方支部 保健医療班 (福祉環境班)
6	消防施設被害報告	町本部 (企画総務部) → 盛岡地方支部 総務班
D 7	観光施設被害報告	町本部 (産業部) → 盛岡地方支部 総務班 福祉環境班
E 8	商工関係被害報告	町本部 (産業部) → 盛岡地方支部 総務班
9	高圧ガス被害報告	町本部 (企画総務部) → 盛岡地方支部 福祉環境班 総務班
F 10	農林水産関係被害報告	町本部 (産業部) → 盛岡地方支部 農政班
F 12	農業施設被害報告	町本部 (産業部) → 盛岡地方支部 農政班
F 13 13-1	農作物等被害報告	町本部 (産業部) → 盛岡地方支部 農政班
F 14	家畜等関係被害報告	町本部 (産業部) → 盛岡地方支部 農政班

様式	報告区分	報告系統
F 15	農地農業用施設被害報告	町 本 部 (産 業 部) → 盛岡地方支部 農村整備班
F 16	林業関係被害報告	町 本 部 (産 業 部) → 盛岡地方支部 農 務 班
G-1 G-2 17	土木施設等被害報告	町 本 部 (建 設 部) → 盛岡地方支部 土 木 班
G 18	公営住宅等被害報告	町 本 部 (建 設 部) → 盛岡地方支部 土 木 班
H 19	児童生徒及び教員等被害報告	町 本 部 (教 育 部) → 盛岡地方支部 教育事務所班
H 20	学校被害報告	町 本 部 (教 育 部) → 盛岡地方支部 教育事務所班
H 21	文化財被害報告	町 本 部 (教 育 部) → 盛岡地方支部 教育事務所班

※1 盛岡地方支部は、盛岡広域振興局である。

※2 Fは、農林水産に係る被害報告である。

※3 Gは、土木等に係る被害報告である。

※4 Hは、教育に係る被害報告である。

4 災害情報通信の確保

(1) 災害情報通信のための電話の指定

防災関係機関は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、そのふくそうを避けるため災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定める。

(2) 災害情報通信に使用する通信施設

災害情報の報告又は通報を行う場合に使用する通信施設については、次のいずれかによる。

ア 町本部と県本部及び県盛岡地方支部との場合

防災行政情報通信ネットワーク衛星系、岩手県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）、指定電話、消防無線（一部有線電話使用）、電報及び非常通信

イ 町本部及び他の防災関係機関との場合

指定電話、電報、非常通信及びインターネット

ウ 町本部及び国との場合

指定電話、電報、非常通信及びインターネット

エ 防災関係機関相互の場合

専用電話、指定電話及びインターネット

(3) 伝達手段の確保

ア 災害情報の収集伝達は、自ら有する無線通信施設を利用し、最も迅速かつ的確な手段をもって行う。

イ 無線通信施設が災害により損壊した場合においては、第3節「通信情報計画」の定める他の通信手段により、災害情報の収集を行う。

ウ すべての通信が不通の場合においては、通信可能な地域まで伝令を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして災害情報の収集伝達に努める。

第5節 広報広聴計画

第1 基本方針

- 1 災害時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、災害応急対策を推進するため、広報広聴活動を実施する。
- 2 防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力のもとに行うものとし、情報の混乱、誤報、遅延等の防止に努める。
- 3 報道機関は、防災関係機関からの災害広報の要請に対して、積極的に協力するものとし、防災関係機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。
- 4 情報通信事業者は、広報手段に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者の広報活動に対する支援を行うよう努める。
- 5 広報活動に当たっては、あらかじめ、被災者が必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者が必要とする情報等について配慮する。
- 6 広聴活動に当たっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に要配慮者の相談、要望等について配慮する。

第2 実施機関(責任者)

実 施 機 関	広報広聴活動の内容
町本部長	1 災害の発生状況 2 気象予報、警報等及び災害発生時の注意事項 3 避難指示等の発令状況 4 指定避難所の開設状況 5 救護所の開設状況 6 道路及び交通情報 7 災害応急対策の実施状況 8 災害応急復旧の見通し 9 二次災害の予防に関する情報 10 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 11 安否情報及び避難者名簿情報 12 生活関連情報 13 相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況 14 防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 15 その他必要な事項
日本放送協会盛岡放送局	1 気象予報、警報等の伝達 2 緊急警報放送 3 避難指示等の情報 4 災害の発生状況及び被害状況 5 各災害応急対策の実施状況
(株)IBC岩手放送	1 気象予報・警報等の伝達 2 避難指示等の情報 3 災害の発生状況及び被害状況 4 各災害応急対策の実施状況
(株)テレビ岩手	
(株)岩手めんこいテレビ	
(株)岩手朝日テレビ	
(株)エフエム岩手	
(株)岩手日報社	

〔町本部の担当〕

部	課	担 当 業 務
企画総務部	総 務 課	1 所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理 2 報道発表、報道協力要請等の報道機関への対応 3 人的被害に関する報道発表等の報道機関への対応
	消防防災課	1 ヘリコプターによる災害広報等の要請 2 自衛隊の災害派遣要請
	企 画 課	1 所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理 2 市民相談及び苦情内容に応じた担当部への仕分け
	税 務 課	被災地における災害広報
生 活 部	町民課 長寿介護課 健康福祉課	1 所管業務に係る広報資料の収集作成及び整理 2 被災者の生活相談及び苦情の受付窓口の設置
教 育 部	教育総務課 学校教育課 こども課	1 被災児童及び生徒に対する教育相談窓口の設置 2 所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理
上記以外の部	上記以外の課	所管業務に係る広報資料の収集作成及び整理

第3 実施要領

1 広報活動

(1) 広報資料の収集

ア 町本部長は、広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げる写真等を作成し、又は収集する。

- (ア) 町本部広報担当職員が撮影した災害写真、災害ビデオ等
- (イ) 現地災害対策本部、調査班が撮影した写真、ビデオ等
- (ウ) 防災関係機関及び住民等が撮影した写真、ビデオ等
- (エ) 災害応急対策活動の状況取材した写真、ビデオ等

イ 広報資料の収集に当たっては、災害発生の原因、経過推移を知ることのできる資料の収集に努める。

ウ 町本部長は、県本部長に対し、災害に係る広報資料を提供するとともに適時更新する。

エ 収集した資料のうち、写真フィルムについては、撮影日時、地点等を明らかにした付票を付けて「災害資料」と朱書し、迅速かつ確実に災害対策本部に送付する。

(2) 住民に対する広報

ア 広報の実施

災害広報の実施者は、関係機関との密接な連携協力のもと、それぞれが収集した広報資料及び情報により、被災者その他の住民等に必要な広報を的確に行う。

イ 広報の優先順位

災害広報は、災害発生後の時間経過、被害の拡大の状況等を考慮しながら、次の事項について優先的に広報活動を行う。

(ア) 災害の発生状況	(イ) 災害発生時の注意事項
(ウ) 避難指示等の発令状況	(エ) 道路及び交通情報
(オ) 医療機関の被災情報及び活動状況	(カ) 給水及び給食の実施
(キ) 毛布等の生活関連物資の配給	(ク) 安否情報
(ケ) ライフラインの応急復旧の見通し	(コ) 生活相談の受付
(サ) 各災害応急対策の実施状況	(シ) その他の生活関連情報

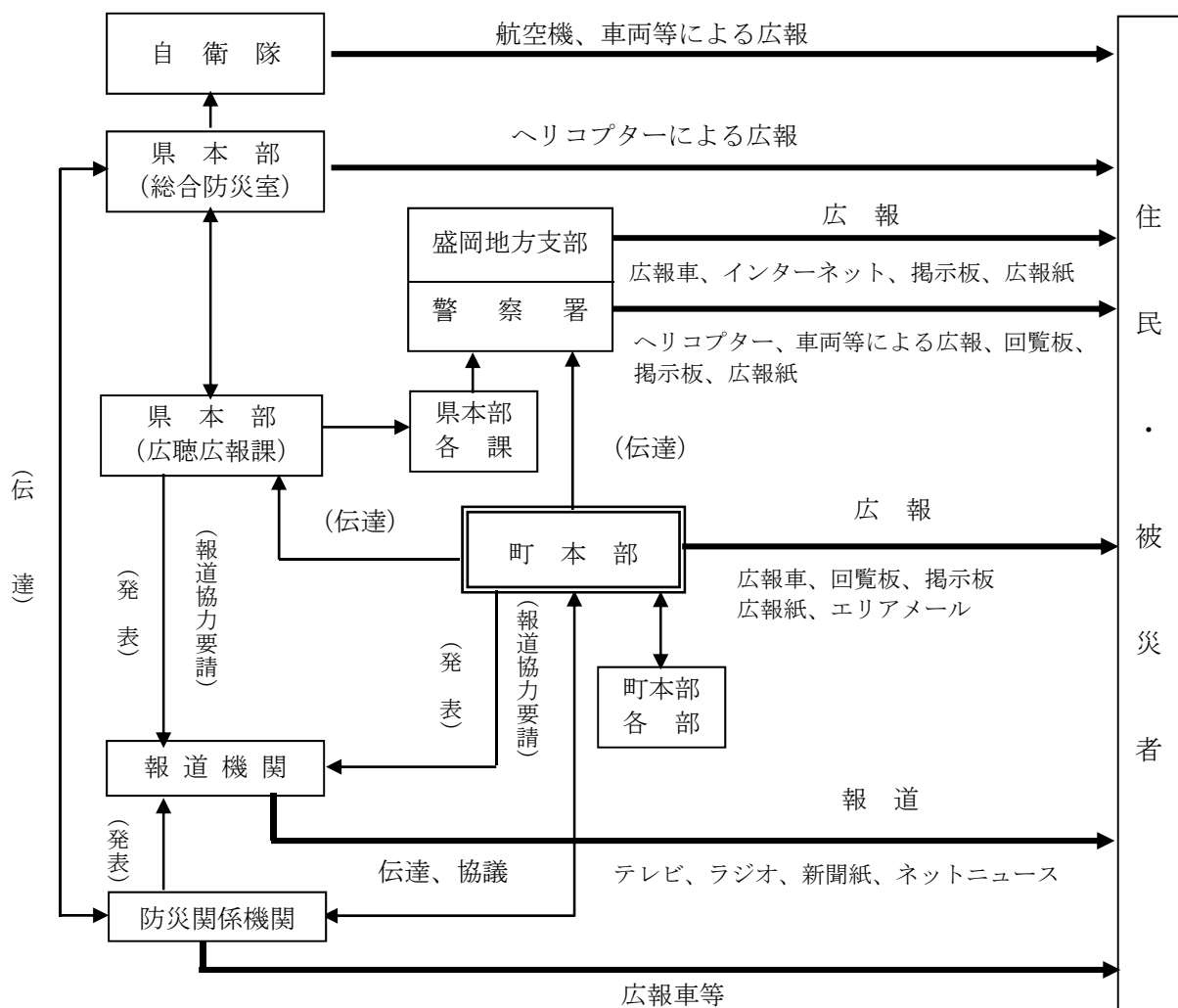
ウ 広報の方法

(ア) 災害広報の実施者は、総合的な情報を提供するポータルサイト等の設置に努める。

(イ) 災害広報の実施者は、戸別訪問を含む各種の広報手段を駆使して行うものとし、おおむね、次の方法により実施する。

広報車、インターネット（携帯電話へ配信できるサービスを含む。）、
広報紙、テレビ、ラジオ（コミュニティFM及び臨時災害放送局を含む。）、新聞等

- (ウ) 被災者に対しては、次の事項も併せて実施する。
- a 広報車で情報を周知する。
 - b 指定避難所に電話、FAX等を設置するとともに、町本部からの情報を災害情報掲示板に掲示して周知する。
 - c 町本部の職員を必要に応じて現地に派遣し、戸別訪問、チラシや回覧等で周知する。
- (エ) 町本部前に災害情報掲示板を設置し、必要な情報を掲示する。
- (オ) 災害対策広報紙を必要に応じて発行し、配布する。
- (3) 報道機関への発表
- ア 災害情報の報道機関への発表は、災害状況及び災害応急活動の実施状況等報告により収集されたもののうち、町本部長が必要と認める情報について行う。
- イ 発表は、原則として町本部長が報道機関に対して行う。
- ウ 町本部長は、報道機関に発表した情報について、必要に応じて防災関係機関に提供する。
- エ 防災関係機関が災害に関する情報を報道機関に発表した場合には、町本部長に提供するように努める。
- (4) 災害広報実施系統
- 災害広報の実施系統は、次のとおりとする。



2 広聴活動等

- (1) 町本部長は、被災者の精神的不安を解消するため、被災者の相談、要望、苦情等を広く聴取し、その早期解決に努める。
- (2) 町本部長は、庁舎内に相談窓口を、避難場所に臨時災害相談所を設置するとともに、巡回による移動相談を実施する。

第6節 交通確保・輸送計画

第1 基本方針

- 1 災害発生時において、各道路管理者及び関係機関は、相互に協力して適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。
- 2 町本部長は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ緊急輸送道路を指定し、被災防止に努めるとともに、災害が発生した場合には、災害対策本部内に道路応急復旧のための専門班を配置し、優先的に交通の確保を図る。
- 3 防災関係機関は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめその保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。
- 4 地震発生において、防災関係機関は、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、県と連携し活動を行うこととする。
- 5 町は、防災関係機関による災害応急対策を支援するため、防災拠点等、緊急輸送道路及びヘリポート等の確保を図るとともに、これらの管理者との情報共有に努める。
- 6 災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、国土交通省は、物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施する。

第2 実施機関(責任者)

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	1 町管理道路に係る交通規制及び応急復旧 2 災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送 3 災害対策基本法に基づく車両の移動
盛岡広域振興局土木部	所管する道路に係る通行規制及び応急復旧
岩手河川国道事務所	
岩手県交通株式会社 紫波営業所	バスによる緊急輸送

〔町本部の担当〕

部	課	担 当 業 務
企画総務部	消防防災課	1 緊急通行車両確認証明書等の申請 2 防災ヘリコプターの要請 3 自衛隊機による航空輸送の要請
	財政課	1 町有車両等の集中管理及び配車 2 町有車両等の燃料の確保
	商工観光課	物資等の緊急輸送

建設部	土木課	1 交通途絶箇所及び交通迂回路線の公示並びに交通規制の実施 2 道路及び橋りょうの被害防止並びに道路及び橋りょうの損壊に係る応急復旧 3 道路及び橋りょうに係る障害物除去 4 冬季における生活道路及び緊急輸送道路の確保のための除雪及び排雪等の対策
各 部	各 課	所管する応急対策業務に係る要員の輸送及び物資の輸送

第3 交通確保

1 情報連絡体制の確立

- (1) 道路管理者及び交通規制実施者は、あらかじめ、災害時における情報連絡系統を定める。
- (2) 道路管理者及び交通規制実施者は、交通混雑及び被害状況を的確に把握し、相互に連絡をとるとともに、町本部長に報告する。

2 防災拠点等の指定

- (1) 町本部長は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、交通の確保の重点拠点として、災害応急活動の中核となる防災拠点、緊急物資等の集積・輸送等の中核となる物資集積・輸送拠点及び交通拠点（以下「防災拠点等」という。）を定める。
- (2) 町本部長が指定する防災拠点等は、次のとおりとする。
 - ア 防災拠点
町庁舎、多目的スポーツ施設サン・ビレッジ紫波
 - イ 物資集積・輸送拠点
 - (ア) 物資集積拠点
多目的スポーツ施設サン・ビレッジ紫波、中央公民館（集会室）、総合福祉センター
 - (イ) 輸送拠点
 - a 陸上輸送拠点
多目的スポーツ施設サン・ビレッジ紫波、中央公民館、総合福祉センター
 - b 航空輸送拠点
臨時ヘリポートは、臨時ヘリポート一覧表のとおりである。

〔資料編 3-6-2 臨時ヘリポート一覧表〕

- ウ 交通拠点
東北自動車道紫波 I C
- (3) 県本部長が指定する物資集積拠点
岩手産業文化センター（アピオ）

3 緊急輸送道路の指定

- (1) 町本部長は、緊急輸送道路を指定し、被災防止に努めるとともに、災害が発生した場合には、優先的に交通の確保を図る。
- (2) 緊急輸送道路は、次に該当する道路の中から指定する。
 - ア 高速自動車国道及び一般国道を中心とする幹線道路
 - イ 防災拠点等へのアクセス道路
 - ウ 上記の代替道路
- (3) 町本部長が指定する緊急輸送道路は、一覧のとおりである。

〔資料編 3-6-1 緊急輸送道路指定一覧表〕

4 障害物除去等

- (1) 障害物除去等の順位

道路管理者は、災害の態様及び緊急度に応じて、相互に連携を図りながら障害物除去及び復旧作業を行う。

(2) 復旧資材等の確保

ア 道路管理者は、あらかじめ復旧資材、機械等の状況を把握し、災害時における障害物除去及び応急復旧に対処する供給体制を整備する。

イ 町本部長は、除雪等の対策を円滑かつ迅速に実施するため、必要な資機材の確保に努めるものとする。

(3) 排雪場所の確保

町本部長は、除雪等の対策を円滑かつ迅速に実施するため、あらかじめ排雪場所を指定する等、排雪場所の確保に努めるものとする。

(4) 除雪対策の組織

ア 町本部長は、除雪等の対策を円滑に実施するため、情報収集班、除雪班及び排雪班を編成するものとする。

イ 班の編成（基準）

班	機材等		数 量
情報収集班	情報収集車		4 台
	事務職員		4 人
除 雪 班	グレーダー組	グレーダー	3 台
		運転手	3 人
	ドーザー組	ドーザー	4 台
		運転手	4 人
	ロータリー組	ロータリー	1 台
		運転手	1 人
排 雪 班	小型バックホウ		1 台
	トラック		3 台
	運転手		4 人

(5) 障害物除去等の方法

ア 道路上の瓦れき・泥土等の障害物除去を行う。

イ 段差、亀裂、陥没等を応急復旧する。

ウ 落橋した場合には、被災状況に応じて、組立式の仮橋あるいはH型鋼、覆工板等により応急復旧する。

(6) 迂回路の確保

火山災害等により、被災した道路を直ちに復旧することは不可能な場合もあることから、道路管理者は、道路が被災し更に被害が拡大する危険があると判断した場合には、安全な道路による迂回路の確保に努める。

5 交通規制

(1) 実施区分

交通規制の実施者は、一般交通の安全及び災害応急対策に必要な緊急輸送等を確保するため、相互に連絡をとりながら、次の区分により交通規制を実施する。

ア 第1次交通規制

災害が発生した直後における緊急の措置として、被災地を結ぶ緊急輸送道路において、緊急自動車、緊急通行車両及び規制除外車両であるとの確認を受けた車両（以下本節中「緊急通行車両等」という。）以外の車両の全方向への通行を禁止する。

イ 第2次交通規制

道路状況に応じて、第1次交通規制を縮小し、路線別、車種、用途別及び時間帯別に車両（緊急通行車両等を除く。）の通行を禁止し、又は制限する。

ウ 第3次交通規制

道路状況に応じて、車両の通行を禁止し、又は制限する。

(2) 規制の内容

ア 交通規制を行った区域又は区間の路線上の車両については、直ちに同路線以外の道路へ誘導退去させるとともに、その通行を抑制する。

イ 交通規制を行った区域又は区間に入ろうとする車両については、その流入を阻止する。

ウ 交通規制を行った区域又は区間の路線上に駐車している車両その他の物件について、災害応急対策に著しい支障があると認める場合においては、当該車両その他の物件の所有者等に対して移動等の措置を命じる。

なお、措置を命じられた者が当該措置をとらないとき、又は命令の相手方が現場にいないときは、警察官、自衛官、消防職員又は交通指導隊員が自らその措置を行う（自衛官、消防職員又は交通指導隊員にあっては、警察官がその場にいない場合に限る。）。

エ 交通規制の実施により、車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合においては、関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずる。

(3) 交通規制の周知

ア 交通規制の実施者は、交通規制を実施した場合は、原則として、「災害対策基本法に基づく車両通行禁止」標示を設置する。

イ 標示を設置することが困難又は不可能な場合においては、通行を禁止し、又は制限したことを明示するとともに、必要に応じて遮断等の措置を講ずる。また、警察官等が現地において指導・規制に当たる。

ウ 標示には、次の事項を表示する。

- | |
|---|
| (ア) 禁止又は制限の対象
(イ) 規制する区域及び区間
(ウ) 規制する期間 |
|---|

エ 交通規制の実施者は、一般交通に支障が生じないように、災害の態様及び道路の状況に応じて、適当な迂回路を選定し、必要な地点に案内板を設置する。

オ 交通規制の実施者は、規制地周辺において車両広報により規制状況や迂回路等の周知徹底を図るとともに、報道機関に連絡をとり、交通規制に係る放送を依頼する。

カ 道路管理者及び警察機関による交通規制時の交通指導は、警察官及び交通指導員が行う。

(4) 連絡の系統

ア 町道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、他の機関の道路管理者、地方支部警察署班に連絡するとともに、住民への周知に努める。

イ 県道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、県本部長、他の機関の道路管理者及び地方支部警察署班に連絡するとともに、住民への周知に努める。また、地方支部土木班は、市町村管理道路の交通規制情報を収集し、県本部長に連絡するものとする。

ウ 国道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、県本部長、他の機関の道路管理者及び警察署班に連絡するとともに、住民への周知に努める。

エ 高速自動車道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、県本部長に連絡するとともに、住民への周知に努める。

オ 警察関係機関は、交通規制を行った場合は、県本部長に報告するとともに、道路管理者に通知するほか、関係機関への情報提供と、住民への周知に努める。

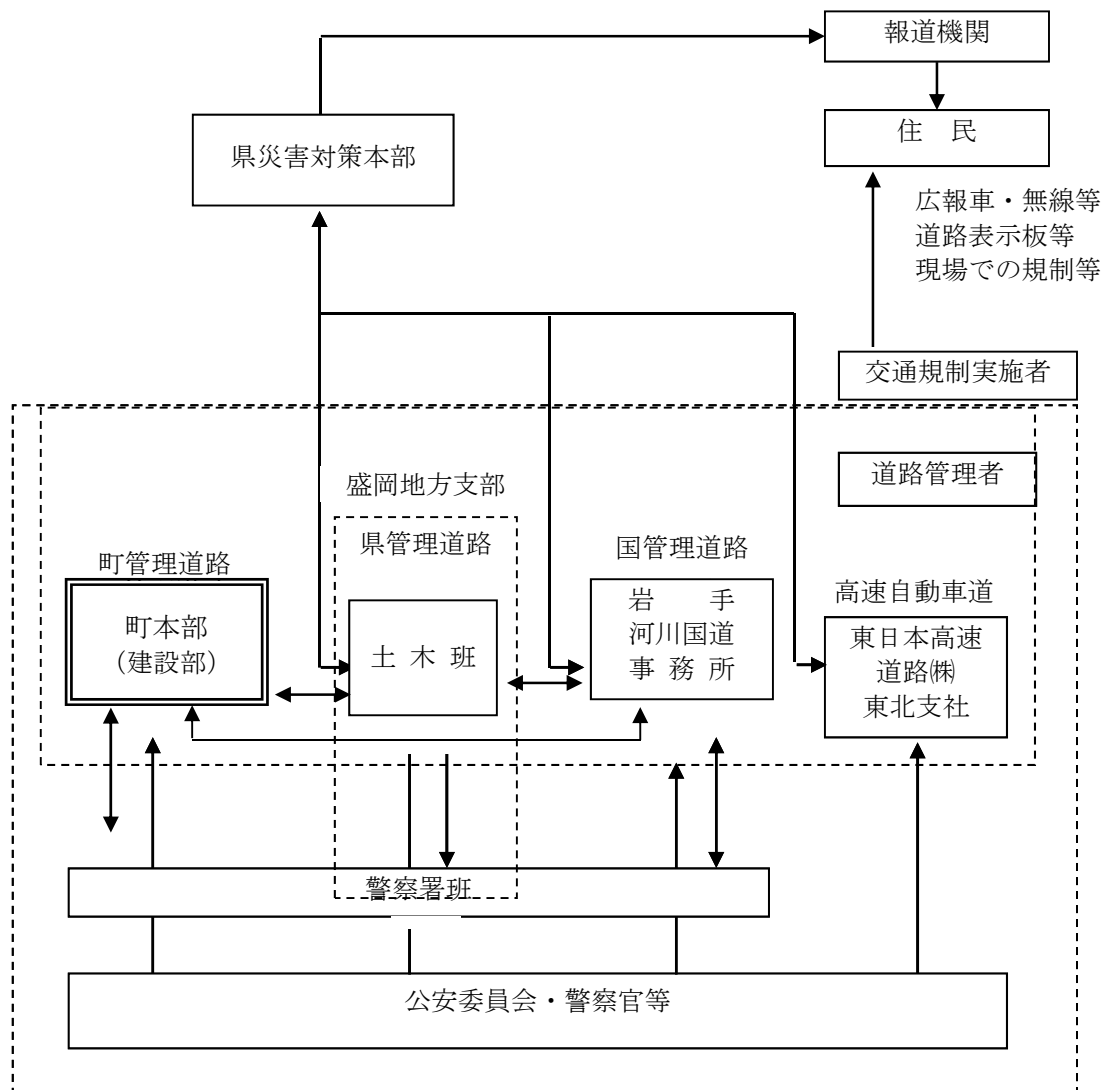
カ 県本部長は、報道機関を通じ、交通規制に関する情報を住民に提供する。

キ 交通規制が複数の市町村に及ぶことが予想される大規模災害時には、交通規制の実施者が隣接する地域等の道路管理者、警察関係機関へ情報提供を行い、連携を図る。

ク 災害時等における規制の種別及び根拠は、おおむね次による。

- | |
|--|
| (ア) 災害対策基本法に基づく規制（同法第76条）
(イ) 道路法に基づく規制（同法第46条）
(ウ) 道路交通法に基づく規制（同法第4条一第6条） |
|--|

交通規制連絡系統図



※ この図では、災害対策基本法による交通規制実施者のほか、他法令により交通規制を行う権限を有する道路管理者についても、広義の交通規制実施者として扱っている。

(5) 緊急通行車両確認証明書の交付

ア 町は、災害時において緊急通行車両として使用する公用車について、緊急通行車両の事前届出書を県公安委員会に提出し、あらかじめ届出済証の交付を受ける。

イ 緊急輸送のため車両を使用するものは、県本部長（総合防災室）又は県公安委員会（交通規制課又は警察署）に次の事項を明らかにして、緊急通行車両確認の申出をする。

- (ア) 番号標に標示されている番号
- (イ) 輸送人員又は品名
- (ウ) 使用者の住所及び氏名
- (エ) 通行日時
- (オ) 通行経路（出発地、経由地、目的地）
- (カ) 道路管理者は、車両等の破損によって生じた損失について、当該車両等の所有者等と協議の上補償する。

(6) 災害時における車両の移動

ア 道路管理者は放置車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、その管理する道路について区間を指定し、当該放置車両等の運転手等に対し車両の移動等の命令を行う。この場合において、運転手がない場合等には、道路管理者は自ら車両等の移動を行う。

イ 道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う場合には、やむを得ない限度で当該車両等を破損することができる。

第4 緊急輸送

1 緊急輸送の対象

(1) 防災関係機関は、災害応急対策を実施するために必要な要員、物資等を輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送事業者等関係団体等との物資輸送に係る災害時応援協定の締結等により、緊急輸送体制を整備する。

(2) 災害時における緊急輸送の対象となる要員、物資等の範囲は次のとおりとする。

- ア 応急復旧対策に従事する者
- イ 医療、通信、調達等で応急復旧対策に必要とされる者
- ウ 食料、飲料水その他生活必需品
- エ 医療品、衛生資材等
- オ 応急復旧対策用資機材
- カ 傷病者等緊急輸送を必要とする者
- キ その他必要な要員、物資及び資機材

2 陸上輸送

(1) 車両の確保

ア 防災関係機関等は、あらかじめ災害時における輸送車両の運用及び調達方法を定める。

イ 防災関係機関は、それぞれが保有し、又は調達する輸送車両で不足が生じる場合は、他の機関に調達又はあっせんを要請する。

(2) 燃料の確保

防災関係機関は、あらかじめ、災害時における輸送に要する燃料の調達方法を定める。

(3) 町本部における自動車輸送

ア 公用車の集中管理

(ア) 1号配備体制後は、原則として企画総務部において、公用車を集中管理する。

(イ) 各部は、1号配備体制後、直ちに企画総務部に車両等の管理の移管及び運転手の配置換えを行う。ただし、各部は、所掌する応急対策業務の遂行上欠くことができないと認められる車両等については、移管しないことができる。

(ウ) 各部は、公用車を使用する場合は、企画総務部長に申し込む。

なお、貨物輸送を行う場合は、次の事項を明示して申し込む。

- | | |
|---|-------------|
| a | 輸送貨物の所在地 |
| b | 輸送貨物の内容及び数量 |
| c | 輸送先 |
| d | 輸送日時 |
| e | 荷送人 |
| f | 荷受人 |
| g | その他参考事項 |

イ 運送事業者の保有する自動車の調達

(ア) 産業部長は、運送事業者が保有する自動車による輸送が必要と認められる場合は、企画総務部長に連絡し、その確保を図る。

(イ) 企画総務部長は、産業部長から連絡を受けた場合は、民間のバス・トラック等の供給を要請し、必要に応じて町本部長と協議の上、速やかにその確保を図る。

ウ 事前準備

企画総務部長は、民間のバス・トラック等の調達等について、この計画に定めるもののほか、必要な事項についてあらかじめ調査し、その実施体制の整備を図る。

(4) 輸送の連絡

町本部長は、県本部長から物資等を輸送される場合は、荷送人、荷受人、到着日時、輸送貨物の内容・数量等の連絡を受ける。

3 航空輸送

(1) 航空輸送の実施

ア 人命及び身体の保護上緊急を要するとき

イ その他輸送又は移送に緊急を要するとき

(2) 航空機の確保

ア 町本部長その他の防災関係機関の長は、航空機による緊急輸送が必要と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長に対し、航空機のあっせんを要請する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (ア) 要請理由 (イ) 人員・輸送貨物の所在地 (ウ) 輸送貨物の内容、数量 (エ) 輸送先 (オ) 輸送日時 (カ) 荷送人 (キ) 荷受人 (ク) 着陸希望場所及びその状況 (ケ) その他参考事項 |
|---|

イ 自衛隊機を希望する場合における手続きは、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

(3) 輸送の連絡

町本部長は、県本部長から物資等を輸送される場合は、荷送人、荷受人、到着日時、輸送貨物の内容・数量等の連絡を受ける。

(4) ヘリポートの設置基準

ヘリポートの設置は、ヘリポート設置基準のとおり設置するものとする。

〔資料編 3-6-3 ヘリポート設置基準〕

(5) ヘリポートの現況

町におけるヘリポートは、ヘリポートの一覧表のとおりである。

〔資料編 3-6-2 ヘリポート一覧表〕

4 知事への輸送関係の依頼

町長は、前各号に掲げる輸送の実施に当たり、契約等による一般の方法で緊急輸送を確保できない場合は、災害対策基本法第71条の規定に定めるところにより、知事に対して従事命令の執行を依頼し、その確保を図る。

第7節 公安警備計画

第1 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立し、情報収集に努めるとともに、住民等の生命、身体及び財産の保護を第一義とした災害警備活動を行う。

第2 実施責任者及び担当部

- 1 町本部長は、県本部が行う紫波町の地域における災害警備に対して協力体制をとるものとする。
- 2 町本部における担当部は、企画総務部とする。

第3 協力体制

- 1 町本部長は、災害警備に当たり、県本部から協力要請があったときは、関係機関との連絡調整等を行い、全面的にこれに協力する。
- 2 上記における関係機関は、次のとおりとする。
 - (1) 紫波町消防団
 - (2) 紫波町防犯協会
 - (3) 紫波町交通安全協会
 - (4) 紫波町防犯隊

第4 実施要領

- 1 町本部長は、関係機関と緊密な連絡体制のもとに、県本部が行う災害警備上必要な災害に関する情報（以下、本節中「災害情報」という。）の収集に対し、積極的に情報の提供を行うものとする。

町本部長が提供する災害情報は、おおむね次のとおりとする。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害の種別 (2) 災害の発生した日時 (3) 災害の発生した場所又は地域 (4) 当該地域の気象情報 (5) 被害の概要及び主要被害の状況 (6) 避難者の状況 (7) 主要交通機関、電気通信機関の被害状況、復旧状況 (8) 被害予想地域（山崩れ、地すべり、洪水等）の状況 (9) 主要道路の状況 (10) 町内の治安状況 |
|---|

- 2 町本部長及び県本部長が災害対策基本法第57条及び第79条の規定により警察通信設備を使用し、又は利用する場合は、第2章第5節「通信確保計画」及び本章第3節「通信情報計画」による。

第8節 消防活動計画

第1 基本方針

- 1 消防機関は、大規模火災発生時において、各防災関係機関と連携を図り火災防御活動等を行う。
- 2 町及び消防機関は、同時多発火災による被害を軽減するため、あらかじめ大規模火災防御計画を定める。
- 3 町は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」、「緊急消防援助隊要綱」及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」の定めるところにより行う。
- 4 本計画に定めないものについては、消防組織法に基づく「紫波町消防計画」の定めるところによる。

第2 実施機関(責任者)

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	1 消火、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 2 警戒区域の設定及び当該区域への出入りの制限等
消防機関	1 町本部長の要請又は命令による消防活動等の実施 2 消防警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく消防活動の支援

〔町本部の担当〕

部	課	担 当 業 務
企画総務部	消防防災課	1 消防活動の連絡調整 2 消防応援の要請 3 警戒区域の設定 4 自衛隊の災害派遣要請 5 消防水利確保のための除雪及び排雪 6 応援部隊の受入

第3 実施要領

- 1 町本部長の措置
 - (1) 町本部長は、同時多発火災による被害を軽減するため、次により大規模火災防御計画を定める。
 - ア 重要対象物の指定

火災が同時多発した場合は、優先的に防御する施設として、避難場所、医療施設、防災拠点施設、援助物資の輸送拠点施設、住民生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。
 - イ 延焼阻止線の設定

火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、地形、建物、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮のうえ延焼阻止線を設定する。

ウ 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整のうえ、消防活動計画図を作成する。

エ 応急活動体制の確立

- (ア) 町本部長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員及び消防団員の出動準備若しくは出動を要請する。
- (イ) 町本部長は、災害により情報孤立地域が発生した場合においては、被災現地消防団員との情報連絡体制を確保する。
- (ウ) 町本部長は、消防機関が行う消防活動等を支援する。
また、災害が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- (エ) 町本部長は、消防機関が行う消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して消防部隊の応援要請を行うほか、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続きにより、自衛隊の災害派遣を要請する。
- (オ) 町本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。
特に、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保する。

〔資料編 3-6-2 ヘリポート一覧表〕

(2) 情報の伝達

町は、火災警報が発令された場合は、関係部・課、消防団及び住民に対し速やかに伝達するものとする。

2 消防機関の長の措置

(1) 応急活動体制の確立

- ア 消防機関の長は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保、調達体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。
- イ 消防機関の長は、町本部長から出動準備要請又は命令を受けたときは、次の措置をとる。
 - (ア) 消防職員及び消防団員に対する出動準備命令又は待機命令
 - (イ) 出動準備終了後における町本部長への報告(消防職員及び消防団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等)
- ウ 消防職員及び消防団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。
- エ 消防機関の長、消防職員及び消防団員は、地域内に大規模な災害が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出動要請又は命令を待つことなく所属の署所に非常参集のうえ、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

(2) 火災防御活動

- ア 消防機関の長は、住民及び自主防災組織に対して、出火防止及び初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員、消防団員及び消防資機材の効果的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。
- イ 火災防御活動に当たっては、次の点に留意する。
 - (ア) 火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防御を行い、一挙鎮滅を図る。

- (イ) 火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防御を行う。
- (ウ) 火災が随所に発生し、消防隊個々による防御では、効果を期待できない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の防御に当たる。
- (エ) 火災が著しく多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保に当たる。
- (オ) 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。
- (カ) 水災等の他の災害が同時に発生した場合は、原則として火災防御を優先する。
- (3) 救急及び救助活動
 - ア 消防機関の長は、あらかじめ医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等の関係機関と救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について協議を行い、このための活動計画を定める。
 - イ 消防機関の長は、大規模災害時における家屋の倒壊、障害物の落下、崖崩れ、車両の衝突等の発生に対処するため、必要に応じて人員、資機材を活用し、救急及び救助活動を行い、人命の安全確保に努める。
 - ウ 救急及び救助活動に当たっては、次の点に留意する。
 - (ア) 負傷者に対しては、可能な限り止血その他の応急措置を行ったうえ、安全な場所に搬送する。
 - (イ) 負傷者が多数発生した場合は、重傷者、こども、老人、病人及び障がい者を優先する。
 - (ウ) 大規模災害により、救急及び救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。
- (4) 避難対策活動
 - ア 消防機関の長は、あらかじめ高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達、避難誘導、避難場所及び避難路の防御等に係る活動計画を定める。
 - イ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達及び避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。
 - ウ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。
 - エ 住民の安全な避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。
 - オ 避難行動要支援者の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、自治公民館等と連携を図り、居所の把握及び連絡体制の整備を図る。
- (5) 情報収集及び広報活動

消防機関の長は、災害情報の収集及び伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。
- (6) 消防警戒区域等の設定
 - ア 消防職員及び消防団員は、火災の現場において消防警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。
 - イ 消防署長は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定し、その区域内における火気の使用を禁止し、又は応急活動の従事者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

第9節 水防活動計画

第1 基本方針

- 1 洪水・内水による水災を警戒、防御し、及びこれによる被害の軽減を図る。
- 2 水防区域の監視、警戒活動、ダム、水門等の操作及び応急水防措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、重点的に水防活動を実施すべき地域を調査検討するとともに、事前配備体制の充実を図る。
- 3 水防活動上必要な施設及び設備の整備を計画的に推進する。

第2 実施機関(責任者)

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	1 河川等の監視及び警戒 2 洪水発生時における水門等の閉鎖 3 浸水対策用資機材の緊急調達 4 堤防、水門等の応急復旧 5 水防関係資機材燃料の調達 6 国土交通省岩手河川国道事務所への応援要請
町水防団(町消防団)	1 重要水防箇所の監視及び報告 2 危険箇所の応急水防作業
盛岡広域振興局土木部	1 所管する河川等の監視及び警戒
岩手河川国道事務所	2 所管する河川等の応急復旧
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく水防活動

〔町本部の担当〕

部	課	担 当 業 務
企画総務部	消防防災課	1 水防活動の連絡調整 2 水防関係資機材燃料の調達 3 国土交通省岩手河川国道事務所への応援要請
建設部	土木課 下水道課	河川管理等

第3 実施要領

- 1 洪水・内水による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するための水防活動は、水防法(昭和24年法律第193号)第25条の規定に基づく「紫波町水防計画」に定めるところにより実施する。
- 2 水防計画に定めのない地域における豪雨による被害については、次の事項を重点として応急対策を実施する。
 - (1) 小河川の永久橋に浮遊物が滞留して上流地域がダム化して浸水地域が生じ、下流地域に流失、土砂流入等の被害発生危険がある住家に対する避難誘導、閉塞等防止の措置を講ずる。
 - (2) がけ崩れ等の事態により、住宅被害の発生するおそれのある地域における住民に対する避難・誘導等の警戒体制を強化する。
 - (3) 町は、アンダーパスの安全を図るため、警察署、消防署及び消防団と連携して巡視等により確保する。
- 3 町本部長及び各施設の管理者は、堤防、水門等の被害状況を確認し、被害の拡大及び二次災害を防止するため、防災関係機関に対して応援要請を行うとともに、迅速な応急復旧対策及び排水ポンプによる応急排水を実施する。
- 4 災害による警戒区域の設定等については、第15節「避難・救出計画」に定めるところによる。

第10節 県、市町村等応援協力計画

第1 基本方針

- 1 町は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」及び福島県古殿町との「大規模災害時の相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力を行う。
- 2 防災関係機関は、その所管事務に係る団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、実効性の確保に努め、日頃から災害時において協力を得られる体制の整備に努める。
 なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。
 また、応援要請が迅速に行えるよう、要請手順や連絡先等の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に留意するものとする。
- 3 町は、職員の配備状況を把握し、負傷等により人員が不足した場合は、必要に応じて、県に人員派遣等の要請を行う。
- 4 町は、必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、当該物資等に不足が生じた場合、又は町において入手が困難な場合は、県が保有する物資等を要請し、物資等の確保に努める。
- 5 防災関係機関は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。また、応援計画や受援計画を定めるよう努める。
 また、応急対策職員派遣制度による対口支援等について必要な準備を整えるものとする。
- 6 町は、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。
- 7 町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

第2 実施機関(責任者)

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	1 他の市町村の地域で発生した災害に係る応援 2 町地域で発生した災害に係る防災関係機関の行う災害応急対策への協力
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく人命又は財産保護に係る部隊派遣
岩手県交通(株)紫波営業所	救援物資及び被災者の輸送
(公社)岩手県トラック協会	
(公社)岩手県バス協会	

〔町本部の担当〕

部	課	担 当 業 務
企画総務部	総務課	1 他の地方公共団体に対する職員の派遣、派遣のあっせん 2 大規模災害時における近隣市町村に対する相互応援の連絡調整 3 応援部隊の集結場所の開設及び連絡調整 4 報道機関に対する報道協力要請
	消防防災課	1 緊急消防援助隊の受入等に係る連絡調整 2 県内の消防広域応援に係る連絡調整 3 自衛隊の災害派遣要請
生活部	町民課	遺体処理用資機材等の調達に係る県本部に対するあっせん要請
	健康福祉課	1 社団法人紫波郡医師会への医療救護班の派遣要請 2 県への医療救護班の派遣要請 3 他の市町村への医療救護班の派遣 4 他の市町村に係る義援物資及び義援金の受付 5 応援部隊の宿泊施設の確保
産業部	農政課	1 米穀の調達に係る東北農政局盛岡地域センターに対するあっせん要請 2 肥料及び病虫害防除用資機材の調達に係る関係団体等に対するあっせん要請 3 農作物の種苗の調達に係る関係団体等に対するあっせん要請 4 家畜飼料の調達に係る全国農業協同組合連合会岩手県本部等に対するあっせん要請 5 農産副食物の調達に係る全国農業協同組合連合会岩手県本部等に対するあっせん要請 6 畜産副食物の調達に係る畜産加工品製造業者に対するあっせん要請 7 上記物資の県本部に対するあっせん要請
	環境課	1 廃棄物処理に係る資機材等の県本部へのあっせん要請 2 廃棄物処理に係る仮設トイレ等のリース業者に対するあっせん要請 3 林業種苗の調達に係る種苗業者に対するあっせん要請 4 木材の調達に係る県木材協同組合連合会に対するあっせん要請
	商工観光課	1 救援物資等の緊急輸送に係る社団法人岩手県トラック協会に対するあっせん要請 2 県本部に対する輸送車両等のあっせん要請
建設部	土木課 都市計画課 下水道課	1 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の資材の調達に係る社団法人プレハブ建築協会に対するあっせん要請 2 県への応急危険度判定士の派遣要請 3 応急復旧の応援要請 4 上記物資の県本部に対するあっせん要請
教育部	教育総務課 学校教育課 こども課	1 学用品の調達に係る取扱業者に対するあっせん要請 2 被災児童生徒の受入に係る各市町村教育委員会に対するあっせん要請 3 給食の実施に係る原材料又はパン、ミルクの調達に係る（公財）岩手県学校給食会に対するあっせん要請

第3 実施要領

1 市町村の相互協力

- (1) 町は、県内に地震・津波等による大規模な災害が発生した場合は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」及び福島県古殿町との「大規模災害時の相互応援に関する協定」（資料編 2-8-1 「災害時における物資確保及び供給に関する協定」参照）に基づき、相互に応援協力する。

〔資料編 3-10-1 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定〕

〔資料編 3-10-2 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目〕

- (2) 町に大規模な災害が発生した場合は、次の応援調整市等を通じて応援要請を行う。

応援調整市	担当課	電話番号		FAX番号
		地域衛星通信ネットワーク	有線電話	
正 北上市	消防防災課	003-501-1	0197-64-2111	0197-63-7023
副 宮古市	危機管理課	003-461-1	0193-62-2111	0193-71-2103
福島県古殿町	生活福祉課	007-346-88-150	0247-53-4616	0247-53-3154

- (3) 応援の種類は、おおむね次のとおりとする。

- ア 応急措置等を行うに当たって必要となる情報収集及び提供
- イ 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- ウ 被災者の救出、医療、感染症予防、施設の応急措置等に必要となる資機材及び物資の提供及びあっせん
- エ 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- オ 災害応急活動に必要な職員の派遣
- カ 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- キ その他特に要請のあった事項

- (4) 被災した場合は、次の事項を明らかにして、電話又はファクシミリ等により要請し、後日文書を提出する。

ア 被害の種類及び状況	イ 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等
ウ 応援を希望する職種別人員	エ 応援場所及び応援場所への経路
オ 応援の期間	カ その他参考事項

- (5) 町は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」によるもののほか、災害時における相互応援体制を整備するため、近隣市町村及び県外の遠隔の市町村等と、相互応援協定を締結するよう努める。

- (6) 町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

2 県に対する応援要請

- (1) 町本部長は、大規模災害時において、近隣市町村の応援のみでは十分に被災者の救援等の応急対策が実施できない場合は、原則として県盛岡地方支部長を通して、県本部長に応援を求める。

被災市町村に代わって県本部長に応援を求める場合にあっても、同様とする。

- (2) 応援要請は、次の事項を明らかにして口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する。

ア 被害の種類及び状況	イ 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等
ウ 応援を希望する職種別人員	エ 応援場所及び応援場所への経路
オ 応援の期間	カ その他参考事項

3 防災関係機関の相互協力

(1) 防災関係機関の応援要請

防災関係機関の長は、県本部長に対して応急措置の実施若しくは応援を求めようとする場合、又は町若しくは他の防災関係機関等に応援を依頼しようとする場合は、次の事項を明らかにして県本部総合防災室長に対して、口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する。

- ア 被害の種類及び状況
- イ 応援を希望する機関名(応援のあつせんを求める場合のみ)
- ウ 応援を希望する人員、物資等の種類、数量等
- エ 応援場所及び応援場所への経路
- オ 応援の期間
- カ その他参考事項

(2) 防災関係機関相互間の協力

- ア 各防災関係機関は、他の防災関係機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、相互に協力する。
- イ 各防災関係機関は、相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じて事前協議を行う。

4 団体等との協力

防災関係機関は、その所管事務に係る団体等と応援協定を締結するなど、災害時において団体等の協力が得られるよう体制の整備に努める。

〔資料編 2-8-2 紫波町の災害時の民間応援協定締結状況〕

5 消防活動に係る相互協力

大規模災害時における緊急消防援助隊の派遣及び県内市町村等における消防の相互応援については、第8節「消防活動計画」に定めるところによる。

6 応援部隊の受入体制

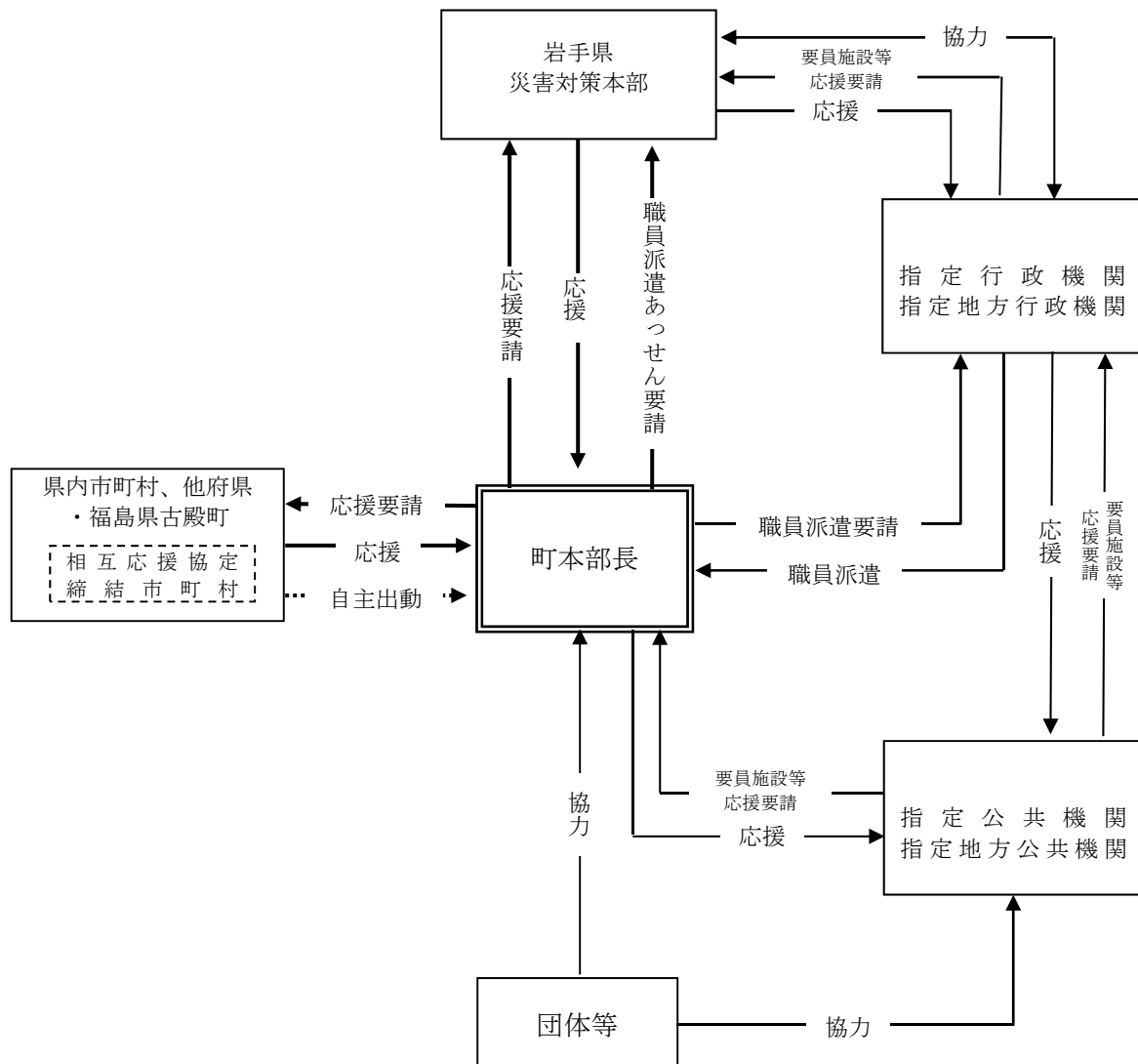
町本部長は、応援部隊を受け入れるときは、次の事項について必要な措置をとる。

- (1) 作業実施期間中の現場責任者の選定
- (2) 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備
- (3) 派遣部隊の宿泊施設の準備
- (4) 派遣部隊の駐車場の選定

7 経費の負担方法

- (1) 派遣を受けた職員に対する給与及び経費については、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第18条に定めるところによる。
- (2) その他の防災関係機関、団体等が町に協力した場合における経費負担については、各応急対策計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に協議して定める。

災害時における相互応援体制



第11節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 基本方針

- 1 町本部長は、災害発生時において自衛隊の人員、装備、資機材等が必要と判断した場合は、県本部長を通じて災害派遣要請をする。
- 2 陸上自衛隊岩手駐屯部隊等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、速やかに災害情報の収集に努めるとともに、県知事等からの災害派遣要請を受けて、又は一定の条件下においては自主的に人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続き組織的救援活動を行う。
- 3 町本部長は自衛隊の災害派遣に当たり、その受入体制を整備するとともに、災害派遣の活動に係る連絡調整に当たる。
また、緊急時に円滑な派遣活動が実施されるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携強化を図るものとする。

第2 実施機関(責任者)

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	町内全域の災害に係る自衛隊の災害派遣要請
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	県知事等の要請に基づく災害派遣

〔町本部の担当〕

部	課	担 当 業 務
企画総務部	消防防災課	1 自衛隊災害派遣要請に係る県との連絡調整 2 自衛隊災害派遣部隊との連絡調整 3 自衛隊災害派遣部隊に対する支援

第3 実施要領

1 災害派遣の基準

災害派遣の基準は、次のとおりである。

区 分	災 害 派 遣 の 基 準
要請派遣	災害に際して、町本部長等が人命又は財産の保護のため、必要があると認め、県本部長を通じ災害派遣要請を行った場合
予防派遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、町本部長等が県本部長を通じ災害派遣要請を行った場合
自主派遣	大規模災害が発生し、人命救助等の必要性から特に緊急を要し、町本部長等の災害派遣要請を待っている時期を失すると認められる場合

2 災害派遣命令者

県本部長等から災害派遣要請の要請を受け、また、自ら災害派遣を行うことができる者(自衛隊法第83条に示す指定部隊等の長)は、次のとおりである。

区 分	指定部隊等の長	連 絡 先	
		昼 間	夜間(休日を含む)
陸上自衛隊	岩手駐屯地司令	東北方面特科連隊第3科 滝沢 019-688-4311 内線 230	部隊当直指令室 滝沢 019-688-4311 内線 219

3 災害派遣時に実施する救援活動

自衛隊が災害派遣時に実施する活動等は、災害の態様、他の救援機関の活動状況、派遣要請の内容等によるが、通常、次のとおりである。

項 目	内 容	町計画の該当章節
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により、情報収集活動を行い、被害状況を把握する。	第3章第4節
避難への援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	第3章第15節
遭難者等の捜索救助活動	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。	第3章第15節 第22節
水防活動	堤防、護岸等の決壊には、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。	第3章第9節
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の消火用具（空中消火が必要な場合は、航空機）により消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、関係機関が提供するものを使用する。	第3章第8節
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。	第3章第21節
応急医療、救護及び感染症予防	被災者に応急医療、救護及び感染症予防を行うが、薬剤等は、通常、関係機関が提供するものを使用する。	第3章第16節 第20節
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。	第3章第6節
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する	—
給水及び炊飯	被災者に給水及び炊飯を実施する。	第3章第17節 第18節
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に救援物資を無償貸付し、又は譲与する。	第3章第17節
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。	第3章第28節
その他	その他必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置をとる。	第3章第3節

4 災害派遣の要請手続

(1) 災害派遣の要請

ア 防災関係機関の長は、災害発生時において、その救援及び応急復旧が当該機関等だけでは明らかに能力が不足し、若しくは時機を失すると判断した場合、又は自衛隊の人員装備及び機材によらなければ困難と思われる場合は、次の事項を明らかにして、県本部長に口頭又は電話で災害派遣要請を依頼し、後日文書を提出する。

この場合において、町本部長は必要に応じ、その旨及び地域の災害の状況を自衛隊に通知する。

(ア) 災害の状況、通信途絶の状況及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

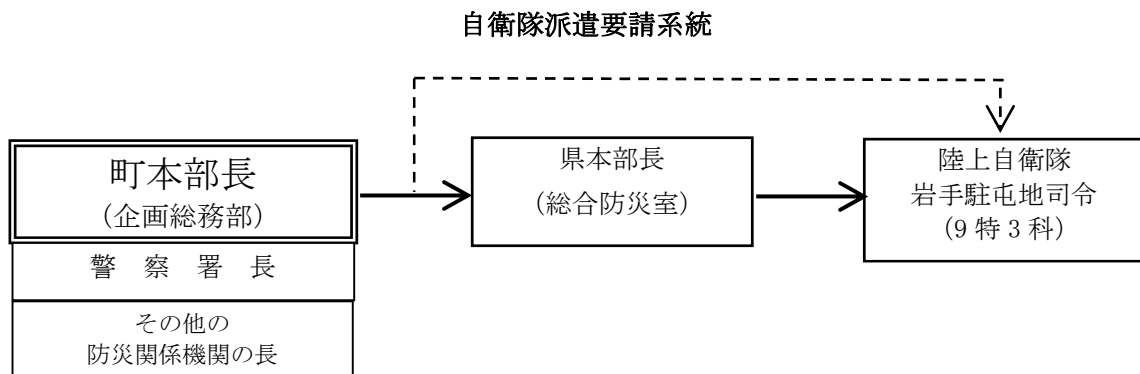
(エ) その他参考となる事項(派遣を希望する部隊の種類、車両、航空機の概数等)

- イ 町本部長は、県本部長に対し、災害派遣要請をするよう求めた場合は、災害対策基本法第68条第1項後段の規定により、その旨及び当該地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、町本部長は、当該通知をしたときは、速やかにその旨を県本部長に通知する。
- ウ 防災関係機関の長は、災害派遣要請の申出後において、前記に掲げる事項に変更を生じた場合は、前記の申出の手続きに準じて、県に変更の手続をする。
- エ 町本部長は、通信の途絶等により県本部長に自衛隊の災害派遣要請ができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定部隊等の長に通知することができる。
- オ 町本部長は、前記の通知をしたときは、速やかに県本部長にその旨を通知しなければならない。
- カ 災害派遣要請は、まず、口頭又は電話等により行い、後日正式文書により行う。

〔様式編 3-11-1 自衛隊災害派遣要請書〕

(2) 撤収の要請

防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達したと判断した場合には、撤収日時を記載した文書により、県本部長に撤収要請を依頼する。



5 災害派遣部隊の受入れ

(1) 災害派遣部隊との連絡調整

- ア 町本部長は、次の点に留意し、災害派遣部隊の活動が十分に達成されるように努める。
- (ア) 派遣部隊との連絡職員を指名し、派遣する。
 - (イ) 陸上自衛隊岩手駐屯地司令と協議の上、連絡班室を設置する。
 - (ウ) 応援を求める活動内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業を開始できるよう、あらかじめ準備する。
 - (エ) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、現地連絡所を設け、部隊指揮官と次の事項について連絡調整を図る。

- a 災害情報の収集及び交換
- b 災害派遣の要否について検討及び派遣を要請する場合の部隊の規模、期間、地区等について調整
- c 町等の保有する資機材等の準備状況
- d 自衛隊の能力及び作業状況
- e 他の災害復旧機関等との競合防止
- f 関係市町村相互間における作業の優先順位
- g 宿泊及び経費分担要領
- h 撤収の時期及び方法

イ 町本部長は、ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合においては、次により準備を行う。

(ア) 事前の準備

- a ヘリポートとして使用する土地の所有者及び管理者との調整を行う。
- b ヘリポートの位置の確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図(縮尺1万分の1程度のもの)を提供する。
- c 夜間等の災害派遣に対応できるよう、ヘリコプター誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度及び経度(岩手県防災対策用地図)によりヘリポート位置を明らかにする。
- d 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートの離着陸訓練の実施に対して協力する。

(イ) 受入れ時の準備

- a 離着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向及び風速の判定ができるよう、吹流しを掲揚する。
- b ヘリポート内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- c 砂塵が舞い上がる場合においては散水を行い、積雪時においては除雪又はてん圧を行う。
- d ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。
- e 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
- f 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

6 災害派遣に伴う経費の負担

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として次の基準により、派遣を受けた町その他の防災関係機関が負担する。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費(自衛隊の装備品を稼働させるため、通常必要とする燃料を除く。)、水道料、汚物処理料、電話等通信費(電話設備等を含む。)及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材の調達、借上げ、運搬、修理費

エ 有料道路の通行料

- (2) 負担区分について疑義が生じた場合、又はその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議の上決定する。

第12節 防災ボランティア活動計画

第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- 2 防災ボランティアの受付・登録、防災ボランティア活動の調整及び活動拠点の確保、安全上の確保、被災地におけるニーズ等の情報提供等その受入体制の整備に努める。
- 3 被災地における防災ボランティア活動に対するニーズの把握に努める。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	担 当 業 務
町本部長	1 防災ボランティア活動に対するニーズの把握 2 防災ボランティア活動に関する情報の提供 3 防災ボランティア活動に対する支援 4 防災ボランティアに係る日本赤十字社岩手県支部(以下、本節中「日赤県支部」という)及び紫波町社会福祉協議会との連絡調整 5 自主防災組織、関係団体等との連絡調整
紫波町社会福祉協議会	1 防災ボランティア活動に係る他市町村の社会福祉協議会との連絡調整 2 防災ボランティアの受入体制の整備 3 防災ボランティアの受付・登録、情報提供及び連絡調整 4 防災ボランティア活動の普及啓発
その他のボランティア団体(職域、職能等)等	防災ボランティア活動に係る日赤県支部、日赤地区等及び紫波町社会福祉協議会との連絡調整

[町本部の担当]

部	課	担 当 業 務
企画総務部	総務課 消防防災課	1 町の被災状況及び必要となる防災ボランティア活動の把握 2 自主防災組織、行政区、関係団体等に対する連絡調整
生活部	健康福祉課	1 紫波町社会福祉協議会及び日赤県支部等に対する連絡調整 2 防災ボランティア活動状況、ニーズの把握 3 防災ボランティア活動に関する情報提供 4 防災ボランティア活動に対する支援 5 防災ボランティアの受入、割り振りの総括
教育部	生涯学習課	災害活動に協力する社会教育団体に対する連絡調整

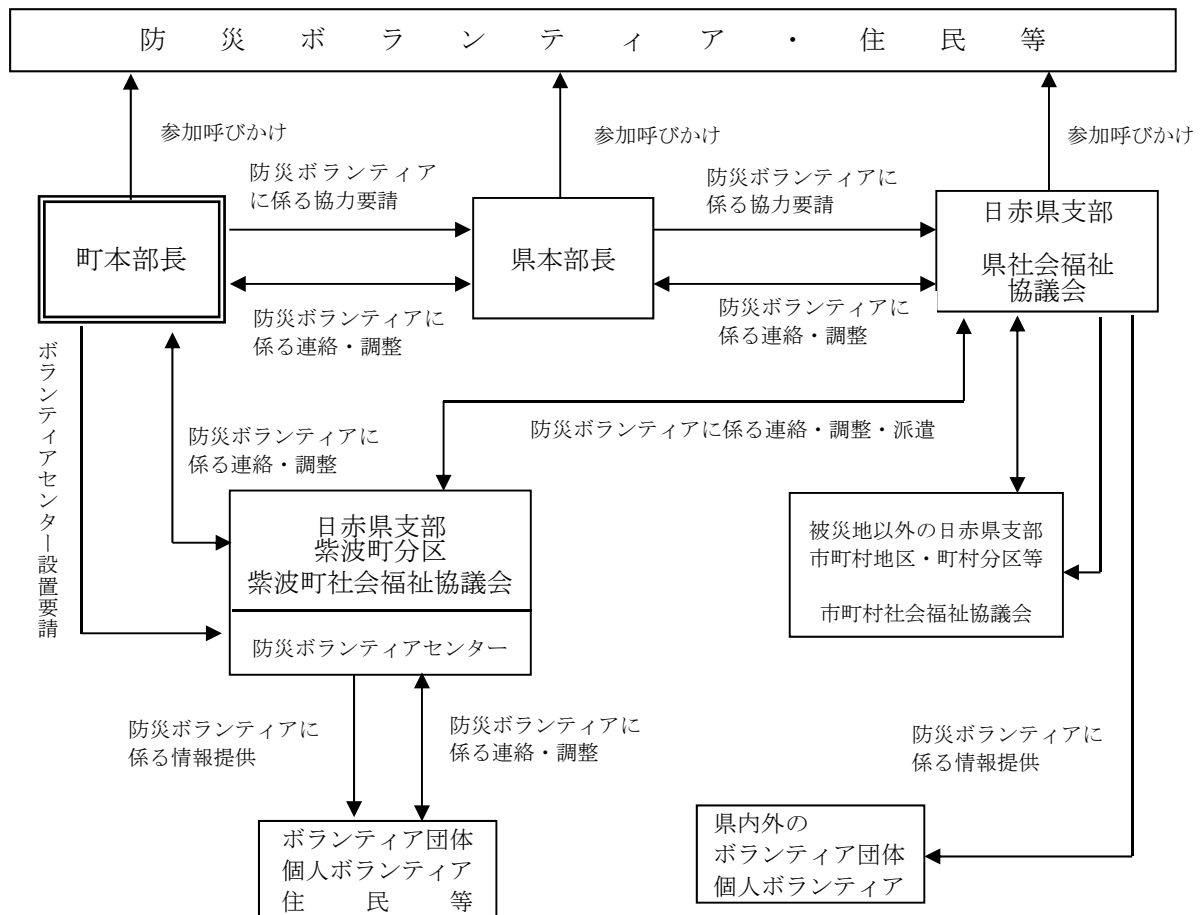
第3 実施要領

- 1 防災ボランティアに対する協力要請
 - (1) 町本部長は、被災地における防災ボランティアニーズの把握に努め、防災ボランティアの協力が必要と認める場合は、日赤県支部及び紫波町社会福祉協議会等と連携し、防災ボランティアに対して協力を要請する。
 - (2) 町本部長は、町の防災ボランティアのほか、さらに多くの防災ボランティアを必要とする場合は、県本部長に対して次の情報の提供を行うとともに、当該情報を地域住民に提供し、広く参加を呼びかける。その際は、紫波町社会福祉協議会に、防災ボランティアセンターの設置を要請し、受入体制を整える。

- ア 防災ボランティアの活動内容及び人数等
- イ 防災ボランティアの集合日時及び場所
- ウ 防災ボランティアの活動拠点
- エ 防災ボランティア活動に必要な装備及び資機材の準備状況
- オ その他必要な事項

- (3) 町本部長は、日赤県支部及び紫波町社会福祉協議会等に対し、防災ボランティア活動に関する情報を提供するとともに、被害状況に応じ県に対して情報の提供を行う。
- (4) 町本部長は、紫波町社会福祉協議会等と連携し、防災ボランティアの活動用具・防災ボランティア活動保険の加入について配慮する。

防災ボランティア活動に係る連絡調整図



2 防災ボランティアの受入れ

ア 町本部長は、紫波町社会福祉協議会、被災地入りしているNPO、NGO・ボランティア等及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

イ 日赤紫波分区及び紫波町社会福祉協議会は、災害時において防災ボランティアの受付を行い、次の事項についてオリエンテーションを行う。

- | |
|--------------------------|
| (1) 防災ボランティア活動の内容 |
| (2) 防災ボランティア活動の期間及び活動区域 |
| (3) 防災ボランティア活動のリーダー等の氏名 |
| (4) 防災ボランティア活動の拠点及び宿泊施設 |
| (5) 被害状況、危険箇所等に関する情報 |
| (6) 交通機関、医療機関、通信網等に関する情報 |
| (7) その他必要な事項 |

3 防災ボランティアの活動内容

防災ボランティアに期待される活動内容は、次のとおりである。

- | | | |
|--|----------|----------|
| ・ 炊き出し | ・ 募金活動 | ・ 話し相手 |
| ・ シート張り | ・ 清掃 | ・ 介助 |
| ・ 引っ越し | ・ 負傷者の移送 | ・ 後片付け |
| ・ 避難場所の運営支援 | ・ 物資仕分け | ・ 物資搬送 |
| ・ 安否確認及び調査活動 | ・ 給食サービス | ・ 洗濯サービス |
| ・ 移送サービス | ・ 入浴サービス | ・ 理容サービス |
| ・ その他、応急危険度判定、医療、無線等の専門的知識又は、技術を活かした活動 | | |

第13節 義援物資、義援金の受付・配分計画

第1 基本方針

災害時において、被災者に対し町内外から寄せられる義援物資及び義援金について、その受け入れ態勢及び配分方法等を定め、確実、迅速な被災者への配分を実施する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	義援物資及び義援金の募集、受付及び配分
県本部長	義援物資及び義援金の募集、受付及び配分
日本赤十字社岩手県支部	義援金の募集、受付
社会福祉法人岩手県共同募金会	義援金の募集及び受付
紫波町社会福祉協議会	義援物資の募集、受付及び配分

〔町本部の担当〕

部	課	担当業務
生活部	健康福祉課	義援物資及び義援金の手配・受入・配分・運搬
企画総務部	総務課	義援物資配分の支援
	税務課	義援金保管、出納

第3 実施要領

1 義援物資

(1) 義援物資の受入

- ア 町本部長は、被災地のニーズを確認し、受入れを希望する物資を把握の上、県本部長に報告する。
- イ 県本部長は、市町村本部長からの情報を基に、義援物資の募集の有無や必要な物資について、周知する。
- ウ 義援物資の受付に当たっては、受付担当窓口及び物資の集積場所をあらかじめ明示する。
- エ 実施機関は、それぞれに送付された義援物資を受入れ、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。

(2) 配分及び輸送

- ア 県本部で受け付けた義援物資の被災市町村に対する配分は、県本部において決定し、市町村の指定する場所に輸送し引き渡す。
- イ 町本部長は、県本部及び日本赤十字社岩手県支部から送付された義援物資について、被災者に配分する。

2 義援金

(1) 義援金の受入

- ア 県本部長は、大規模な災害等が発生した場合には、速やかに日本赤十字社岩手県支部と義援金募集の実施について協議し、義援金収集体等を構成員とする義援金配分委員会を組織する。
- イ 義援金募集が決定された場合、実施機関相互が連携し、義援金の受け付けを開始するとともに、インターネット等を通じて周知する。
- ウ 実施機関は、それぞれに送付された義援金を受入れ、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。

(2) 配分

受け入れた義援金の配分については、義援金配分委員会において協議し、決定するものとし、あらかじめ、基本的な配分方法を定めておくなど、迅速な配分に努める。

3 海外からの支援の受入れ

- (1) 県本部長は、国の非常災害対策本部等から、海外からの支援受入れの連絡があった場合においては、関係省庁と連絡、調整を図り、その受入体制を整備する。
- (2) 町本部長は、受け入れに当たっては、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を確認の上、その支援活動が円滑に実施できるよう、県本部長と連携を図る。

第14節 災害救助法の適用計画

第1 基本方針

- 1 町本部長は、災害による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法(以下本節中「法」という。)の適用を県本部長に要請する。
- 2 町本部長は、法に基づく救助については、県の補助機関として活動に当たるが、救助を迅速に行う必要がある場合は、県本部長の委任を受けて救助活動を実施する。
- 3 災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておく。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	担 当 業 務
町本部長	1 指定避難所の供与 2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 被災者の救出 5 被災住宅の応急修理 6 学用品の給与 7 埋火葬 8 死体の搜索及び処理 9 災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

〔町本部の担当〕

部	課	担 当 業 務
企画総務部	消防防災課	1 法の適用の事務手続(計画、訓練及び救助を除く) 2 法が適用される被害状況の報告
生活部	健康福祉課	災害救助法の事務の統括

第3 実施要領

- 1 法適用の基準(本項では災害救助法第2条第1項での適用について災害救助法施行令に明記された基準を記述する)
 法による救助は、町の区域単位に、原則として同一原因による災害によって町の被害が次の程度に達した場合で、かつ、被害者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。
 (1) 町の区域内における全壊、全焼、流失等により住宅が滅失した世帯(以下「被害世帯」という。)の数が、次のいずれかに該当する場合

	法 適 用 基 準		小災害内規 運用基準 (被害世帯)
	人口に応じた被害世帯	県内1,500世帯滅失で町の人口に応じた被害世帯	
30,000人以上 50,000人未満の人口帯	60世帯以上	30世帯以上	30世帯以上 60世帯未満
県の区域内において、7,000世帯以上の住家が滅失、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合 多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当する場合			

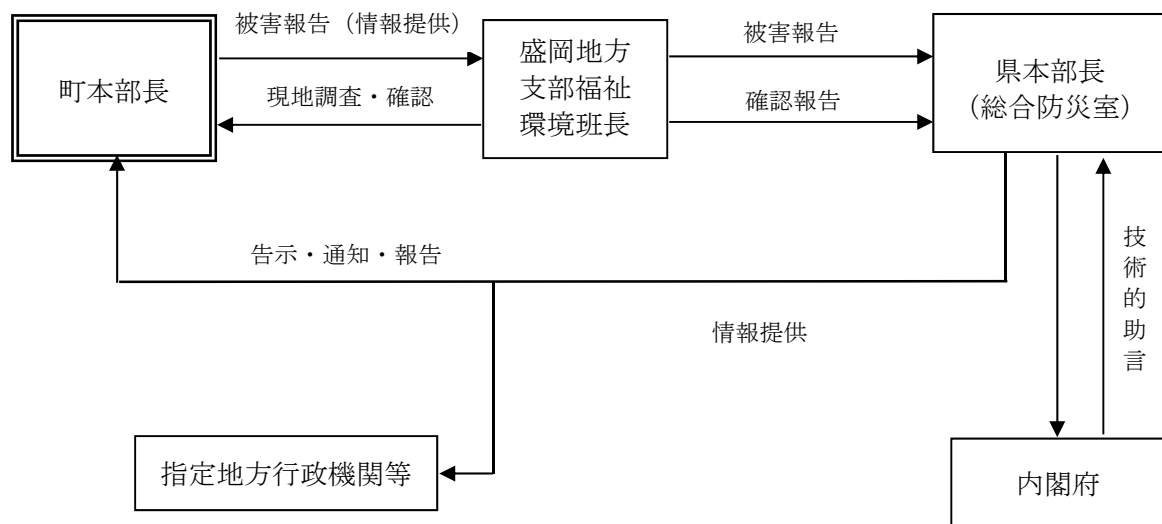
- (2) 被害世帯数の算定は、次のとおりとする。
 - ア 住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1被害世帯とする。
 - イ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能の状態となった世帯は、3世帯をもって1被害世帯とする。
 - ウ 全壊及び半壊の判定に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）によるものとする。
- (3) 災害が隔絶した地域において発生するなど、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別な事情があり、かつ、被害世帯が多数である場合

被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって厚生労働省令で定める基準に該当する場合
 - ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 - イ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

2 法適用の手続における町本部長の措置

- (1) 町本部長は、その区域における災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれが生じた場合においては、直ちにその旨を県盛岡地方支部福祉環境班長を通じて県本部長に情報提供する。
- (2) 法の適用基準となる被害世帯数については、第4節「情報の収集・伝達計画」に定める被害判定基準によるものとし、被害状況を取りまとめるうえ、「人的及び住家被害報告」により、県本部長に情報提供する。
- (3) 情報提供の様式については、災害救助法による。

災害救助法適用の手続



3 救助の実施

法の適用による救助の具体的な実施方法は、応急対策計画の各節で定めるところによる。

救 助 の 種 類	応急対策計画の概当節
避難場所の設置	第 15 節「避難・救出計画」
被災者の救出	
医 療	第 16 節「医療・保健計画」
助 産	
被服、寝具その他生活必需品の供与 又は貸与	第 17 節「食料、生活必需品等供給計画」
炊出しその他による食品の供与	
飲料水の供給	第 18 節「給水計画」
応急仮設住宅の供与	第 19 節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」
被災住宅の応急修理	
障害物の除去	第 21 節「廃棄物処理・障害物除去計画」
埋火葬	第 22 節「行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋火葬計画」
死体の搜索	
死体の処理	
輸送費及び賃金職員等雇上費	第 23 節「応急対策要員確保計画」
学用品の供与	第 24 節「文教対策計画」

4 救助の種類、程度、期間等(災害救助法による。)は、資料編 3-14-1 のとおりである。

〔資料編 3-14-1 救助の種類、程度、機関等〕

第15節 避難・救出計画

第1 基本方針

- 1 災害発生時において、住民等の生命及び身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難指示及び緊急安全確保の発令のほか、避難行動要支援者その他の特に避難行動に時間を要する者に対し、早めの段階で高齢者等避難を伝達するとともに、避難支援等関係者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。
- 2 救出救助活動を行う防災機関は、災害発生当初における救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。
- 3 被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。この際、愛玩動物同伴者に対する避難設備を考慮する。
- 4 町は、避難指示等の発令が円滑に行えるよう、様々な災害発生状況を考慮した実践的な訓練を実施する。

第2 実施機関(責任者)

1 避難指示等

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	必要と認める地域の必要と認める住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示〔水防法第29条、災害対策基本法第60条〕
警察署	必要と認める区域の居住者に対する避難指示等〔災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条〕
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	(1) その場に居合わせたもの、事物の管理者その他の関係者に対する避難のための警告又は避難のための措置(自衛隊法第94条) (2) 災害派遣要請に基づく避難の援助

〔町本部の担当〕

部	課	担 当 業 務
企画総務部	消防防災課	自衛隊の災害派遣要請
	税務課	避難のための立退き指示
生活部	長寿介護課 健康福祉課	高齢者等避難発令時における避難行動要支援者に対する避難支援

2 警戒区域の設定

実施機関	担 当 業 務
町本部長	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止又は退去の命令〔災害対策基本法第63条〕

〔町本部の担当〕

部	課	担 当 業 務
企画総務部	消防防災課	警戒区域の設定

3 救 出

実施機関	担当業務
町本部長	災害により生命及び身体が危険な状態にある者、又は生死が不明の状態にある者の捜索又は救出

〔町本部の担当〕

部	課	担 当 業 務
企画総務部	消防防災課	(1) 消防機関及び自衛隊の災害派遣要請 (2) 被災者の救出及び行方不明者等の捜索、救出に係る連絡調整
生活部	健康福祉課	災害救助法の適用時における救出費用申請の事後事務
建設部	土木課	救出に係る重機、資機材及びに人夫の確保

4 指定避難所の開設及び運営

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	指定避難所の開設及び運営

〔町本部の担当〕

部	課	担 当 業 務
生活部	健康福祉課	災害救助法適用時における指定避難所の設置事務の事後処理
産業部	農政課	指定避難所の開設の支援
	環境課	指定避難所の運営(愛玩動物同伴者に対する対応)
	商工観光課	指定避難所の開設の支援
教育部	教育総務課 学校教育課 生涯学習課 こども課	指定避難所の開設・閉鎖

第3 実施要領

1 避難指示等

(1) 避難指示等の発令基準

避難指示等の発令基準は、次のとおりとする。

この際、日没等避難完了までの時間帯について考慮する。

避難指示等の発令基準

種別	区分	発令基準
高齢者等避難	共通	(ア) 気象注意報・警報、気象情報、土砂災害警戒情報等の発表により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定され、高齢者等が避難することが適当であると判断される場合 (イ) 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (ウ) 災害の発生を覚知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され、事前に避難準備することが適当である場合
	水害	(ア) 北上川上流洪水予報・警報発令時に紫波橋水位が避難判断水位（4.2m）に達し、引き続き水位の上昇が見込まれる場合 (イ) 下川原ポンプ場のポンプ起動水位（2.6m）に達し、ポンプ停止の状態や、逆流な

		どによる内水氾濫が発生すると予想される場合 (ウ) 赤沼川ポンプ場のポンプ起動水位 (1.5m) に達し、ポンプ停止の状態や、逆流などによる内水氾濫が発生すると予想される場合
	土砂災害	(ア) 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で大雨警報の土砂雨量指数基準を超過（赤色）し、警戒範囲が土砂災害警戒区域（危険区域含む）にかかり、さらに降雨が継続する見込みがある場合 (イ) 大雨注意報が発表され、当該注意報のなかで、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性がある場合
避難指示	共通	(ア) 特別警報が発令された場合 (イ) 「高齢者等避難」より状況が悪化し、危険な場所から全員避難を要すると判断される場合 (ウ) 火災が拡大するおそれがある場合 (エ) 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断される場合
	水害	(ア) 北上川上流洪水予報・警報発令時に紫波橋水位が氾濫危険水位 (4.5m) に達した場合 (イ) 下川原ポンプ場の越流水位 (3m) に達し、気象情報及び降水短時間予報で、さらに強い降雨が予想され内水のおそれがある場合 (ウ) 赤沼川ポンプ場の越流水位 (2m) に達し、気象情報及び降水短時間予報で、さらに強い降雨が予想され内水のおそれがある場合
	土砂災害	(ア) 土砂災害警戒情報が発表された場合 (イ) 大雨警報（土砂災害）が発表され、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過（うす紫色）し、警戒範囲が土砂災害警戒区域（危険区域含む）にかかり、さらに降雨が継続する見込みがある場合 (ウ) 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 (エ) 土砂災害の前兆現象（湧水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
緊急安全確保	共通	(ア) 避難指示より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められる場合 (イ) 避難指示等による立退き避難が不十分で、再度、避難を住民に促す必要がある場合 (ウ) 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められる場合
	水害	(ア) 紫波橋水位が氾濫危険水位 (4.5m) に達し、さらに降雨が継続する見込みがある場合。 (イ) 決壊や越水・溢水の発生又ははん濫発生情報が発表された場合 (ウ) 異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により、決壊のおそれが高まった場合
	土砂災害	(ア) 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過（黒）した場合 (イ) 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 (ウ) 土砂災害が発生した場合 (エ) 山鳴り、流木の流失が確認された場合

ア 町本部長は、災害情報を迅速に収集し、避難を要する地域の早期の実態把握に努め、対象地域を適切に設定し、時機を失することなく、避難指示等を行う。

イ 町本部長は、台風等の接近に伴う災害の発生又は夜間及び早朝における災害の発生等が予想される場合には、住民に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めること及び自主的な避難並びに避難行動要支援者等に対する避難行動の開始を促すため、早めの段階で高齢者等避難を発令することを検討する。

ウ 町本部長は、避難指示等を行った場合には、速やかにその旨を県本部長に報告する。

エ 町本部長は、避難時の周囲の状況により避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認める場合等やむを得ないときは、必要

と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避などの行動を促すため、緊急安全確保を指示する。

オ 県からの助言内容を踏まえ、できるだけ早期の避難指示等、特に避難指示（緊急）の発令と日中の避難完了に努める。

カ 町は必要に応じ、避難指示等の対象地域について県から助言を受けることができるよう、県その他防災関係機関との連絡体制をあらかじめ整備するよう努める。

キ 町本部長は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努める。

(2) 避難指示等の内容

ア 発令者	イ 避難指示等の日時	ウ 避難指示等の理由
エ 避難対象地域	オ 避難対象者及びとるべき行動	カ 避難先
キ 避難経路	ク その他必要な事項	

(3) 避難指示等の周知

ア 地域住民等への周知

(ア) 町は、台風接近時において、大雨の予報等が発表された段階から、災害の危険が去るまでの間、避難指示等発令の今後の見通し、発令時にとるべき避難行動について、逐次住民や要配慮者利用施設の管理者に対して伝達する。

(イ) 町本部長は、避難指示等の内容を直接の広報（広報自動車等）をはじめ、ホームページ、Ｌアラート、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等のあらゆる伝達手段の複合的な活用によって、直ちに地域住民等に周知徹底を図る。また観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあってもあらかじめ、伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。

(ウ) 町本部長は、災害の種別に応じた避難指示等の伝達文をあらかじめ作成しておく。

(エ) 危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

(オ) 避難指示等の周知に当たっては、必要に応じ、避難行動要支援者（高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人等）の住居を巡回し、戸別に周知する方法を併せて実施する。

(カ) 観光客、外国人等の地域外からの来訪者に対する避難指示等の周知に当たっては、あらかじめ案内板や避難標識等により標示し、避難対策の徹底に努める。

(キ) 緊急を要する場合のほかは、あらかじめ警告を発し、住民等に避難のための準備をさせる。

(ク) 避難指示等に使用する信号の種類及び内容は、次のとおりとする。

災害の種類	サイレン			備考
火 災	3 秒	3 秒	3 秒	近火信号をもって避難信号とする。
水 災	2 秒	2 秒	連続	
				水防法に基づく避難信号

イ 関係機関相互の連絡

町本部長は、避難指示等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

〔報告又は通知事項〕

(ア) 避難指示等を行った者	(イ) 避難指示等の理由
(ウ) 避難指示等の発令時刻	(エ) 避難対象地域
(オ) 避難先	(カ) 避難者数

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
町長	知事	災害対策基本法第60条第3項
知事又はその指示を受けた職員	当該区域を管轄する警察署長	地すべり等防止法第25条
水防管理者 知事又はその指示を受けた職員		水防法第29条
警察官	町長	災害対策基本法第61条第3項
	公安委員会	警察官職務執行法第4条第2項
自衛官	大臣の指定する者	自衛隊法第94条第1項

(4) 避難の方法

ア 避難は原則として徒歩によるものとし、車両による避難は、混雑に伴う危険発生のおそれがないと認められる場合、その他特別の事由がある場合に限る。

イ 避難は、できるだけ事業所、学校又は自主防災組織等を中心とした一定の地域、事業所単位ごとに、地域の特性や災害の状況に応じ、安全かつ適切な避難方法により行う。

(5) 避難の誘導

ア 町本部長は、あらかじめ避難行動要支援者、特に自力で避難することが困難な者の居住状況等に配慮して避難計画を定める。

イ 町本部長は、消防団及び自主防災組織等の協力を得て、住民を安全かつ迅速に避難場所に誘導する。この場合においては、避難行動要支援者の避難を優先する。

ウ 町は、避難行動要支援者の避難に当たっては、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用するよう努める。

エ 次の場合において、当該避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導する。

(ア) 幼稚園、小学校、病院、社会福祉施設等の生徒、患者、入所者等の避難

(イ) 在宅の高齢者、障がい者等の避難

オ 避難への援助のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

(6) 避難者の確認等

町職員、消防団員、民生児童委員等は、それぞれ連携、分担しながら避難場所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。

ア 避難場所（避難所）

(ア) 避難した住民等の確認

(イ) 特に、自力避難が困難な避難行動要支援者の安否の確認

イ 避難対象地域

(ア) 避難が遅れた者又は要救出者の有無の確認

(イ) 避難が遅れた者等の避難誘導及び救出

(7) 避難経路の確保

ア 警察官は、避難路を確保するために必要がある場合は、避難道路及び避難場所等の周辺道路の交通規制を行う。

イ 町本部長は、避難の障害となるおそれのある物件等を除去し、安全性を確保する。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

町本部長は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、避難支援等関係者の安全の確保を図る。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

ア 町本部長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して警戒

区域を設定する。

(ア) 発令者	(イ) 警戒区域設定の日時
(ウ) 警戒区域設定の理由	(エ) 警戒区域設定の地域
(オ) その他必要な事項	

イ 実施責任者は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 警戒区域設定の周知

ア 地域住民への周知

町本部長は、警戒区域設定の内容を広報車による広報をはじめ、ホームページ、Ｌアラート、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用により、地域住民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。

イ 関係機関相互の連絡

町本部長は、警戒区域を設定した場合、法に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

〔報告又は通知事項〕

(ア) 警戒区域設定を行った者	(イ) 警戒区域設定の理由
(ウ) 警戒区域設定の発令時刻	(エ) 警戒区域設定の地域

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
知事	町 長	災害対策基本法施行令第30条第3項
警察官		災害対策基本法第63条第2項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官		災害対策基本法第63条第3項

〔資料編 3-15-1 消防団担当区域一覧表〕

3 救 出

(1) 救出班の編成

ア 町本部長は、災害発生直後において、緊急に救出・救助を行う必要がある場合は、当該地区の消防団、自主防災組織、地域の住民等により、救出・救護体制を整え、救出活動を実施する。

イ 町本部長は、多数の救出を要する者があると認める場合は、その搜索、救出及び収容に当たらせるため、消防職員及び消防団員を主体とする「救出班」を編成し、救出活動を実施する。

(2) 救出の実施

ア 搜索及び救出は、救出を必要とする者又は生死不明な者がいると認められる地域を重点的に行う。

イ 搜索の実施に当たっては、民生児童委員、地域の住民、旅行者又は滞在者等の協力を得て、居住者及び同行者の把握を行う。

ウ 町本部長は、必要な救出用資機材(ジャッキ、つるはし、ファイバースコープ等)及び工事用重機等を確保できない場合は、県盛岡地方支部土木班、建設業協会等の協力を得て調達する。

エ 町本部長は、孤立化した地域における救出・救助、物資補給等のために、ヘリコプターの出動が必要と認めた場合は、第10節「県、市町村等相互応援協力計画」又は第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊等の災害派遣を要請する。

(3) 救出したときの措置

ア 救出班は、負傷者等を救出した場合は、医療救護班と協力して直ちに応急医療を行い、医療機関(救護所を含む)に収容する。

イ 救出班は、遺体を発見した場合は、第22節「行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋火葬計画」に定めるところにより、適切に措置する。

(4) 災害救助法を適用した場合の救出

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

4 避難場所の開放

(1) 町本部長は、避難指示等を発令した場合は、必要に応じ、災害の種類に応じた避難場所を開放する。

(2) 町本部長は、避難場所を開放した場合は、開放日時及び場所等について住民等に周知する。

(3) 町本部長は、避難場所の開放を地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど迅速な開設に努める。

5 指定避難所の設置及び運営

(1) 指定避難所の設置

ア 町本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い、指定避難所を設置した場合は、避難生活に必要な物資(飲料水、毛布、医療品、仮設トイレ、テレビ等)を調達する。

イ 町本部長は、福祉避難所の円滑な設置、運営など要配慮者に配慮して環境の確保に努める。さらに、要配慮者に配慮して被災地以外の地域にあるものを含め、旅館、ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

ウ 町本部長は、町が設置する指定避難所をできる限り多く開設する。あらかじめ指定した指定避難所だけでは対応できない場合においては、次の方法により指定避難所の確保に努める。

(ア) 他市町村長と協議し、当該市町村地域内に避難所の設置及び運営を委託し、又は建物若しくは土地を借り上げて指定避難所を設置する。

(イ) 県本部長と協議し、県有の施設又は民間アパート等を指定避難所とする。

(ウ) 町本部長は、所属職員の中から管理者を定め、当該指定避難所の運営に当たる。

エ 町本部長は、指定避難所を開設した場合、次の事項を住民等に周知するとともに、県に報告する。

- (ア) 開設日時及び場所
- (イ) 開設箇所数及び各指定避難所の避難者数
- (ウ) 開設期間の見込み

オ 指定避難所での受入れの対象となる者は、次に掲げる者とする。

指定避難所収容対象者

区 分	対 象 者
災害により、現に被害を受けた者	(ア) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者 (イ) 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者など、現実には災害を受けた者
災害により、現に被害を受けるおそれのある者	(ア) 避難指示等をした場合の避難者 (イ) 避難指示等はないが、緊急に避難することが必要である者

カ 町本部長は指定避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所

に指定されていたとしても原則開設しないものとする。

キ 町本部長は、指定避難所の設置を地域の自主防災組織や自治会と連携して行うなど、迅速な設置に努める。

ク 町本部長は、指定避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう指定避難所の開設状況等を適切に県に報告する。

ケ 町本部長は、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を実施する。

(2) 指定避難所の運営

ア 町本部長は、あらかじめ定める避難計画及びその作成した指定避難所の設置及び運営マニュアルに従い、指定避難所の円滑な運営に努める。この場合において指定避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。

イ 町本部長は、避難所における感染症対策については、県が作成するガイドライン等を参考とし、必要な措置を講じる。

ウ 町本部長は、指定避難所の管理者等と連携を図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

エ 町本部長は、避難者数、防災ボランティア数、物資の種類及び数量等について、偏ることの無いよう調整する。

オ 町本部長は、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方自治法公共団体に対して協力を求めるものとする。また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

カ 町本部長は、指定避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら次の措置をとる。

- (ア) 避難者、住民組織、防災ボランティア等の連携による被災者の自治組織の育成
- (イ) 食料、生活必需品等の物資の需要、把握体制の整備
- (ウ) 生活相談、こころのケア、健康相談、各種情報の提供体制の整備
- (エ) ホームヘルパー等による介護の実施
- (オ) 保健衛生の確保
- (カ) 指定避難所のパトロールの実施等による安全の確保
- (キ) 可能な限りのプライバシーの確保及び性別、性的マイノリティ（LGBT等）や高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の多様なニーズへの配慮
- (ク) 応急仮設住宅及び公営住宅のあっせんに努めるほか、必要に応じ、民間アパート、旅館、ホテル等の活用

キ 町本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受け入れについて他の避難者の同意を得るように努める。

ク 町本部長は、学校を避難場所として使用する場合には、応急教育の支障とならないよう校長及び避難者の自治組織等と協議を行い、必要な調整を行う。

（本章第24節「文教対策計画」参照）

ケ 町本部長は、指定避難所等における性暴力・DVの防止対策を講じ、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体と連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

- (3) 町外からの避難者のための避難所の設置等
町外からの避難者のための避難所の設置及び運営については、(1)及び(2)の定めを準用する。
- (4) 災害救助法を適用した場合の避難所設置
災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。
- (5) 感染症拡大防止の対策
 - ア 消毒と換気の徹底

- (ア) 健康な避難者が利用する場所のうち、手洗い、消毒を徹底
- (イ) 特に多くの避難者等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1時間1回を目安に消毒
- (ウ) トイレは目に見える汚物があればその都度、また汚れが特に見えなくても1日3回（午前・午後・夕）以上の複数回、消毒液を使用して清拭
- (エ) 避難所内は十分な換気（30分に1回）
- (オ) 保健衛生の確保
- (カ) 指定避難所のパトロールの実施等による安全の確保

- イ 避難スペースの部屋割
避難者を3つのゾーン（一般ゾーン、要配慮者等専用ゾーン、感染者専用ゾーン）に分ける。また家族ごとのスペースを2m以上あける。
- ウ 発熱者等の対応
感染症の軽症者または濃厚接触者が避難して来た場合には早急に町本部に連絡。輸送車が到着するまでは他の避難者と部屋を分けて接触させない。

6 帰宅困難者対策

- (1) 町本部長は、災害の発生に伴い、通勤・通学、出張、買い物、旅行等により、自力で帰宅することが極めて困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、関係機関と協力して必要な情報の提供を行うなど、帰宅のための支援を行う。
- (2) 町本部長は、帰宅困難者のうち、救援が必要になった者、又は避難所での受け入れが必要になった者に対し、物資の提供及び避難所への受け入れを行う。

7 避難所以外の在宅避難者に対する支援

- (1) 在宅避難者の把握
 - ア 町本部長は、自宅、車中、その他の避難所以外の場所にいる者であって、ライフラインや物流の途絶により、物資及び食料の調達並びに炊事が困難となる等、被災により日常生活を営むことが困難な者（以下「在宅避難者等」という。）の人数、必要とする支援等を早期に把握する。
 - イ 民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の安否等の確認に努め、把握した情報を町本部長に提供する。
- (2) 在宅避難者に対する支援
 - ア 町本部長は、役場における配布や在宅避難者等がいる集落又は避難所の巡回により物資の支給を行う。
 - イ 町本部長は、在宅避難者等に対し、物資や食料の配布の広報の実施、被災者生活支援に関する情報提供等必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受けることのできる体制の整備を図る。
 - ウ 在宅避難者に対する広報や情報提供は、在宅避難者等が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

8 広域避難

- (1) 県内広域避難

- ア 災害の規模、避難者の収容状況等に鑑み、県内広域避難の必要があると認めた市町村本部長（以下、この項において「協議元市町村本部長」という。）は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他の市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受入れを協議する。
- イ 協議元市町村本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
- ウ 協議先市町村長は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- エ 協議先市町村長は、受け入れる被災者の県内広域避難の用に供するための施設（以下、本節中「受入施設」という。）を決定し、提供する。
- オ 協議元市町村本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。
- カ 県本部長は、市町村本部長から求めがあった場合には、協議すべき市町村、被災者の輸送手段の確保等、県内広域避難の実施に関し必要な助言等を行う。
- キ 県本部長は、大規模な災害により市町村が被災し、他の市町村長との協議ができないと推測される場合には、市町村本部長に代わって当該要求を行う。

報告又は 通知義務者	報告又は 通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
本部長	県内広域避難の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法第61条の4第2項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 県本部長	災害対策基本法第61条の4第6項、災害対策基本法施行規則第2条の3第2項
	県内広域避難の必要がなくなつたと認めるとき	1 協議先市町村長 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定	災害対策基本法第61条の7第4項、災害対策基本法施行規則第2条の3第2項

		地方行政機関の長 その他の防災関係機関等の長 3 公示 4 県本部長	
--	--	---	--

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の4第4項、災害対策基本法施行規則第2条の3第1項
		本部長	災害対策基本法第61条の4第5項
	県内広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の4第8項、災害対策基本法施行規則第2条の3第1項

〔町本部の担当〕

部	課	担 当 業 務
企画総務部	総務課	県内広域避難に係る輸送手段の確保支援等
生 活 部	健康福祉課	協議元市町村本部長又は協議先市町村長からの報告又は通知の受理

(2) 県外広域避難

ア 県外広域避難の必要があると認める市町村本部長（以下、本号中「協議元市町村本部長」という。）は、県本部長と協議し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。

イ 県本部長は、応援協定を締結した他の都道府県の知事又は適当と認める他の都道府県の知事（以下、本号中「協議先都道府県知事」という。）に対し、避難者の受入れの協議を行う。

ウ 県本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

エ 県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、協議元市町村本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。

オ 県本部長は、大規模な災害により市町村が被災し、協議を求めることができないと推

測される場合には、市町村本部長に代わって当該要求を行う。

カ 県本部長及び協議元市町村本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。

キ 県本部長は、必要に応じ、国に対し、協議すべき都道府県、被災者の輸送手段の確保等、県外広域避難の実施に関し必要な助言等を求める。

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	県外広域避難の協議をしようとするとき	内閣総理大臣	災害対策基本法第61条の5第3項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 協議元市町村本部長 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第61条の5第9項
	県外広域避難の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	1 協議元都道府県知事 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第61条の5第12項
協議元市町村本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の9第10項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項
	県外広域避難の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	1 県本部長 2 公示 3 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の9第11項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項

〔町本部の担当〕

部	課	担 当 業 務
企画総務部	総務課	県外広域一時滞在に係る輸送手段の確保支援等
生 活 部	健康福祉課	協議元市町村本部長との協議等

(3) 他都道府県からの広域避難受入

- ア 県本部長は、他の都道府県知事(以下、本号中「協議先都道府県知事」という。)から避難者の受入れの協議があったときは、受入れに関する県内の市町村長の意向を確認の上、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受入について協議すべき市町村を決定し、受入を協議する。
- イ 県本部長の協議を受けた市町村長は(以下、本号中「協議先市町村長」という。)は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- ウ 協議先市町村長は、受入れ施設を決定し、提供する。
- エ 県本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

9 広域一時滞在

(1) 県内広域一時滞在

- ア 災害の規模、避難者の収容状況等に鑑み、県内広域一時滞在有の必要があると認めた市町村本部長(以下、この項において「協議元市町村本部長」という。)は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他の市町村長(以下、本号中「協議先市町村長」という。)に対し、避難者の受入れを協議する。
- イ 協議元市町村本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
- ウ 協議先市町村長は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- エ 協議先市町村長は、受け入れる被災者の県内広域一時滞在有の用に供するための施設(以下、本節中「受入施設」という。)を決定し、提供する。
- オ 協議元市町村本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。
- カ 県本部長は、市町村本部長から求めがあった場合には、協議すべき市町村、被災者の輸送手段の確保等、県内広域一時滞在有の実施に関し必要な助言等を行う。
- キ 県本部長は、大規模な災害により市町村が被災し、他の市町村長との協議ができないと推測される場合には、市町村本部長に代わって当該要求を行う。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議元市町村本部長	県内広域一時滞在有の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法第86条の8第2項

	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 県本部長	災害対策基本法第86条の8第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項
	県内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき	1 協議先市町村長 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 公示 4 県本部長	災害対策基本法第86条の8第4項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の2第4項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項
		協議元市町村本部長	災害対策基本法第86条の8第5項
	県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の8第8項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項

〔町本部の担当〕

部	課	担 当 業 務
企画総務部	総務課	県内広域一時滞在に係る輸送手段の確保支援等
生活部	健康福祉課	協議元市町村本部長又は協議先市町村長からの報告又は通知の受理

(2) 県外広域一時滞在

- ア 県外広域一時滞在の必要があると認める市町村本部長（以下、本号中「協議元市町村本部長」という。）は、県本部長と協議し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。
- イ 県本部長は、応援協定を締結した他の都道府県の知事又は適当と認める他の都道府県の知事（以下、本号中「協議先都道府県知事」という。）に対し、避難者の受入れの協議を行う。
- ウ 県本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
- エ 県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、協議元市町村本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。
- オ 県本部長は、大規模な災害により市町村が被災し、協議を求めることができないと推測される場合には、市町村本部長に代わって当該要求を行う。
- カ 県本部長及び協議元市町村本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。
- キ 県本部長は、必要に応じ、国に対し、協議すべき都道府県、被災者の輸送手段の確保等、県外広域一時滞在の実施に関し必要な助言等を求める。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	県外広域一時滞在の協議をしようとするとき	内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の9第3項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 協議元市町村本部長 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の9第9項
	県外広域一時滞在有の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	1 協議元都道府県知事 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の9第12項
協議元市町村本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第10項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項
	県外広域一時滞在有の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	1 県本部長 2 公示 3 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認め	災害対策基本法第86条の9第11項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項

		る関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	
--	--	----------------------------	--

〔町本部の担当〕

部	課	担 当 業 務
企画総務部	総務課	県外広域一時滞在に係る輸送手段の確保支援等
生 活 部	健康福祉課	協議元市町村本部長との協議等

(3) 他都道府県広域一時滞在

- ア 県本部長は、他の都道府県知事（以下、本号中「協議元都道府県知事」という。）から避難者の受入れの協議があったときは、受入れに関する県内の市町村長の意向を確認の上、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受入れについて協議すべき市町村を決定し、受入れを協議する。
- イ 県本部長の協議を受けた市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- ウ 協議先市町村長は、受入施設を決定し、提供する。
- エ 県本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	協議元都道府県知事	災害対策基本法第86条の9第8項
	他の都道府県からの広域一時滞在中の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	協議先市町村長	災害対策基本法第86条の9第13項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項
		県本部長	災害対策基本法第86条の9第7項
	他の都道府県からの一時滞在中の必要がなくな	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第14項、災害対策基本法施行規則第8条の2

	った旨の通知を受けたとき		第4項の規定により準用する同条第1項
--	--------------	--	--------------------

〔町本部の担当〕

部	課	担 当 業 務
企画総務部	総務課	他都道府県からの広域一時滞在に係る輸送手段の確保支援等
生 活 部	健康福祉課	協議先市町村本部長との協議等

(4) 広域一時滞在により避難する被災者に対する情報提供体制

県内広域一時滞在、県外広域一時滞在又は他都道府県広域一時滞在による避難者に対しては、県本部長及び避難者を受け入れた市町村長が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図る。

10 住民等に対する情報等の提供体制

- (1) 町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するように努める。
- (2) 町は安否情報の適切な提供のため必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。
- (3) 安否情報の提供にあたって、被災者の中に配偶者からの暴力を受け、加害者から危害を受けるおそれがある者等が含まれるときは、当該加害者に居所が知られることがないよう個人情報の管理を徹底する。
- (4) 広域避難等をした者に対しては、県本部長及び被災者を受け入れた市町村が必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受けることのできる体制の整備を図る。
- (5) 町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第16節 医療・保健計画

第1 基本方針

- 1 町本部長は、救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMAT」という。）医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。
- 2 多数の疾病者に対応するため、被災地内外における災害拠点病院を中心とした後方医療体制の確保を図る。
- 3 効果的な医療活動を行うため、迅速かつ正確な情報の伝達及び傷病者の搬送体制の確立を図る。
- 4 精神医療の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下本節中「岩手DPAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な精神医療活動を行う。
- 5 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。
- 6 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を関係機関・団体との連携のもと、適切に行うよう努める。
- 7 災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努める。

第2 実施機関(責任者)及び担当部、課

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	1 災害救助法が適用されないとき又は災害救助法が適用されるまでの間の医療、助産及び保健 2 救護所の設置 3 医療機関に対する応援要請
紫波郡医師会	医院等に係る医療救護班の編成及び派遣

〔町本部の担当〕

部	課	担 当 業 務
企画総務部	総務課 消防防災課	1 県等に対する職員の派遣、派遣のあっせん及び応援要請 2 自衛隊の災害派遣要請 3 傷病者搬送車両の手配・配車
生活部	健康福祉課	1 県及び近隣市町村等に対する医療救護班の派遣要請並びに医薬品、医療資機材の調達及びあっせん要請 2 日本赤十字社医療救護班の派遣要請 3 他の医療機関に対する協力要請 4 応急医療の総合調整 5 救護所の設置、運営 6 保健指導の実施 7 岩手県及びその他都道府県に対するDMAT、DPATの派遣要請
産業部	環境課	被災した愛玩動物の救護対策

第3 初動医療体制

1 医療救護班の編成

- (1) 町本部長は、災害時における医療活動を迅速かつ適切に行うため、各医療機関と密接な連携を図る。
- (2) 災害時における医療及び助産の救助を実施するため、各医療機関は、次の区分により、あらかじめ「医療救護班」を編成する。

医療救護班の編成（基準）

町内医療機関	施設数	1 箇班編成基準	
病 院	1	医 師	1 名
診療所（医院）	16	歯科医師	1 名
歯科診療所	12	看護 師	3 名
合 計	30	事務職員	1 名
		合 計	6 名

〔資料編 3-16-1 医療救護班一覧表 〕

- (3) 応急医療及び救護のため、他の市町村及び自衛隊の災害派遣を要する場合の手続きは、それぞれ、第10節「県、市町村等相互応援協力計画」及び第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

2 救護所の設置

町本部長は、被害の状況及び規模に応じて、次の場所に救護所を設置する。

- | | | | |
|------------|---------|----------|----------|
| (1) 緊急避難場所 | (2) 避難所 | (3) 災害現場 | (4) 医療施設 |
|------------|---------|----------|----------|

3 医療救護班の活動

- (1) 医療救護班は、おおむね次の業務を行う。
- ア 傷病者に対する応急処置
 - イ 後方医療施設への傷病者の搬送の要否及び搬送順位の決定
 - ウ 救護所及び避難所における巡回医療の支援
 - エ 搬送困難な患者、軽傷患者等に対する医療
 - オ 助産救護
 - カ 死亡の確認
 - キ 遺体の検案及びその後の措置
- (2) 医療活動の実施に当たっては、岩手DMAT、救出班及び捜索班（本章第22節「行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋火葬計画」参照）と連携を図る。
- (3) 医療救護班は、被災地における医療活動の状況把握に努めるとともに、派遣された医療救護班等の医療活動について、災害医療コーディネーターと協力して調整を行う。

4 医薬品及び医療資機材の調達

- (1) 町本部長は、地域内の医療施設が被災した場合に備え、岩手DMAT及び医療救護班が使用する医薬品、衛生材料及び医療資機材（以下、本節中「医薬品等」という。）について、相互に供給を行う体制を整備する。
- (2) 医薬品等は、岩手DMATが携行し、又は従事する医療機関の手持品をもって繰替使用する。ただし、手持品がなく、又は不足したときは、それぞれの実施責任者が調達する。
- (3) 町本部長は、必要な医薬品等を調達できない場合は、県盛岡地方支部保健医療班長を通じて県本部長に調達又はあつせんを要請するものとし、災害の規模により大量の医薬品を早急に必要とするときは、直接県本部長に対して調達又はあつせんを要請する。

第4 医療機関の防災能力の向上

- 1 医療機関は、災害時においても、医療施設の機能を維持し、空床の利用や収容能力の臨時拡大等により、傷病者の収容を行うよう努める。
- 2 医療機関は、水道、電気、ガス等のライフラインの機能が停止した場合の対策並びに医療スタッフ及び医薬品等の確保対策について、相互に支援を行う体制を整備するなど、防災能力の強化を図る。
- 3 医療機関は、災害時における情報の収集、発信方法、救急患者の受入方法、医療救護班の派遣方法等に関するマニュアルの作成に努める。

第5 傷病者の搬送体制

- 1 傷病者の搬送の手続
 - (1) 岩手DMAT及び救護所の責任者は、医療又は助産を行った後、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。
 - (2) 傷病者の搬送は、原則として岩手DMAT又は医療救護班が保有する自動車により搬送するものとし、これが不可能な場合においては、町本部長に対し搬送車両の手配・配車を要請する。
 - (3) 傷病者搬送の要請を受けた町本部長は、あらかじめ定められた搬送先病院の順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を確認のうえ搬送する。
- 2 傷病者の搬送体制の整備
 - (1) 町本部長は、あらかじめ医療機関の規模、位置、診療科目等から、搬送先病院の順位を定める。
 - (2) 町本部長は、あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所、離発着スペース等を考慮し、ヘリコプターによる搬送が可能な医療機関との連絡体制を整備する。
 - (3) 町本部長は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関に搬送するため、収容先医療機関の被災状況、空病床数など、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報の把握に努める。

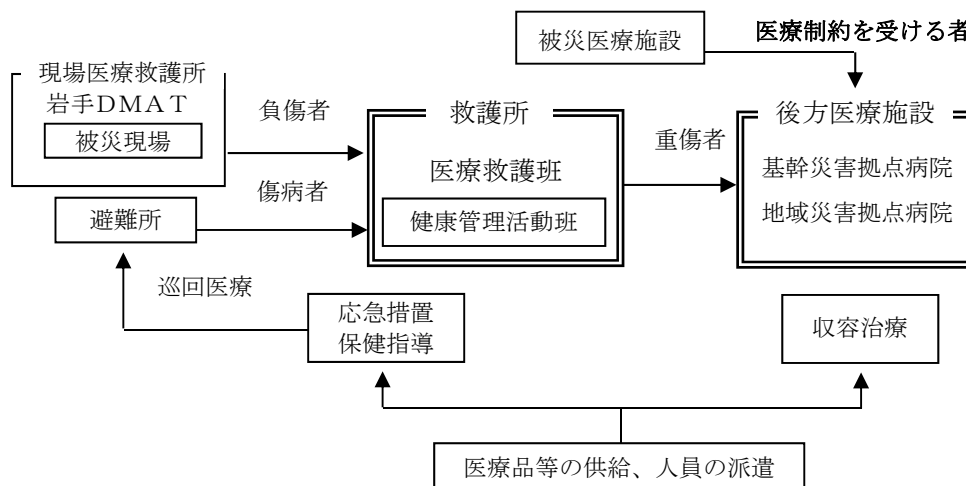
第6 個別疾患への対応体制

- 1 人工透析
 - (1) 情報収集及び連絡
町本部長は、透析施設等から収集した透析患者の受診状況及び透析施設の稼動状況について、県盛岡地方支部保健医療班と情報の共有を図るとともに、代替透析施設情報等を透析患者等へ連絡する。
 - (2) 透析に必要な水及び医薬品等の確保
町本部長は、災害による水道、電気等のライフラインが機能停止した場合は、県本部長と連携し、透析に必要な水及び医薬品を確保する。
- 2 難病等
 - (1) 情報収集及び連絡
町本部長は、難病患者等の受診状況、医療機関の稼動状況等について、県盛岡地方支部保健医療班と情報の共有を図るとともに、難病患者等は、災害時の通信手段、報道機関等から主要な医療機関の稼働状況等の提供を受ける。
 - (2) 医薬品等の確保
町本部長は、難病患者等に使用する医薬品を調達する場合は、第3の4「医薬品及び医療資機材の調達」に定めるところにより行う。

第7 健康管理活動の実施

- 1 町本部長は、被災者の災害による精神的、身体的なダメージを緩和し、健康維持を図るため、保健師及び栄養士による「健康管理活動班」を編成し、健康管理活動を行う。
- 2 健康管理活動班は、医療救護班と合同で健康管理活動を行うものとし、原則として救護所と同一の場所に保健相談室を設置して行う。また、必要に応じて被災地域の避難所及び応急仮設住宅等を巡回等して健康管理活動を行う。
- 3 健康管理活動班は、おおむね次の業務を行う。
 - (1) 被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導、栄養・食生活支援活動、こころのケア
 - (2) 避難所や車中等で過ごしている被災者に対する健康教育
 - (3) 被災者に対する保健サービスについての連絡調整

災害時における医療・保健活動の流れ（イメージ）



※ 医療制約を受ける者とは、医療機関の被害により医療を受ける機会を失った者をいう。

第8 災害救助法を適用した場合の医療及び助産

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

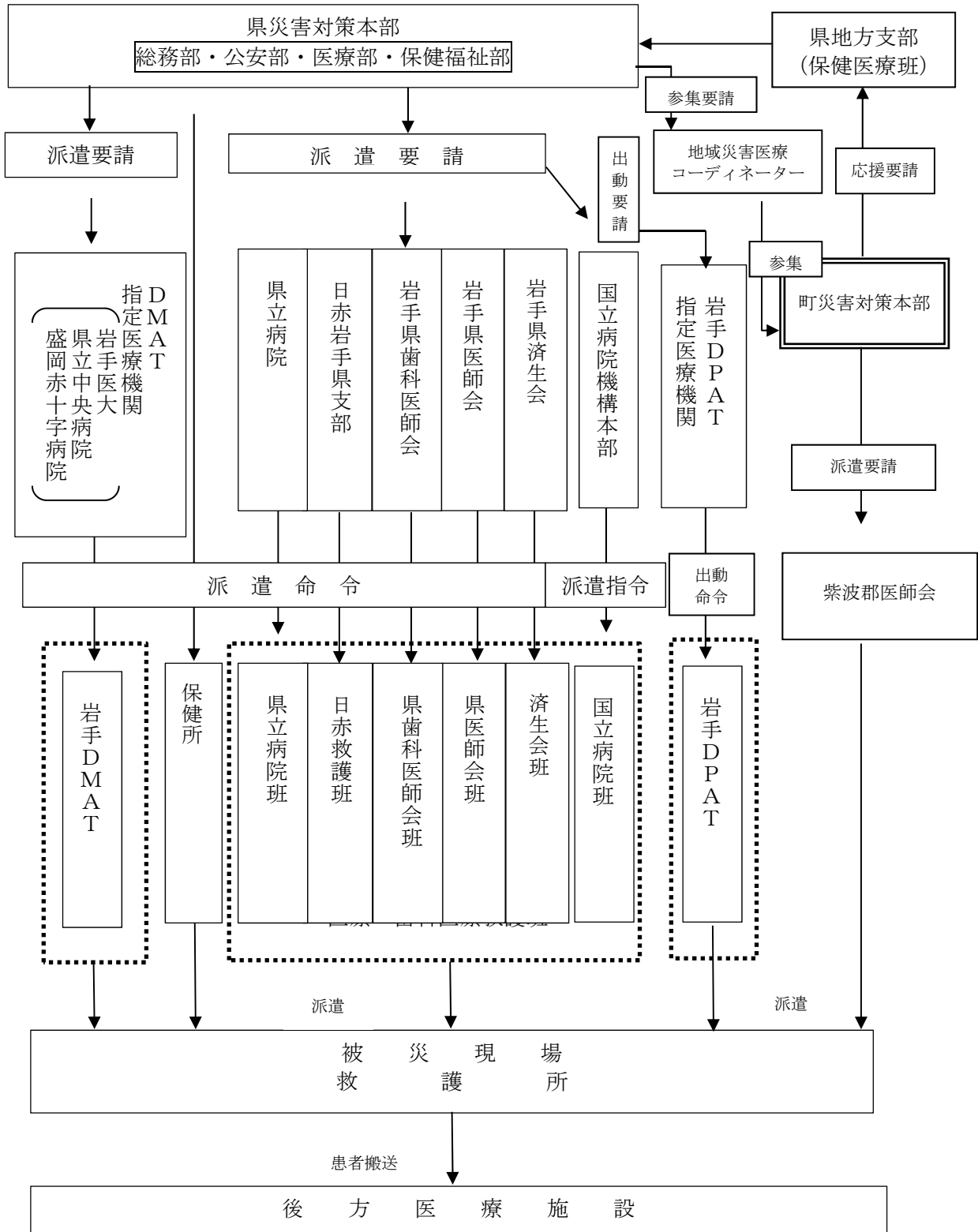
第9 愛玩動物の救護対策

町本部長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。
また、県と連携し、獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。

- 1 所有者不明の動物について、県及び関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。
- 2 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置に努める。
- 3 飼い主とともに避難した動物の飼養について、県と連携し適正な飼育の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。

- 4 危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

医療・健康管理活動の情報連絡系統図



第17節 食料、生活必需品等供給計画

第1 基本方針

- 1 災害時において、被災者に対する食料、被服、寝具等の生活必需品及び避難生活に必要な物資(以下、本節中「物資」という。)を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制を整備し、物資の調達を図る。
- 2 災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報、調達及び配分の窓口の一元化を図る。
- 3 町は、把握した数量と被災の状況を勘案し、町内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じ、県に対して調達、供給の要請を行う。
- 4 町本部長は、災害発生直後の救援物資の抑制に努める。
- 5 防災関係機関は、その備蓄する物資の供給に関し、相互に協力するよう努める。

第2 実施機関(責任者)

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	被災者に対する物資の調達及び支給並びに炊出しの実施
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	1 物資の無償貸与又は譲渡 2 災害派遣要請に基づく給食

[町本部の担当]

部	課	担 当 業 務
企画総務部	総務課 消防防災課	1 県、他市町村等に対する物資の調達及びあっせん要請 2 自衛隊に対する物資の無償貸付又は譲渡の要請 3 他課の担当以外の物資の調達及びあっせん
	企画課	災害発生直後の救援物資の報道要請
生活部	町民課	1 食料品の調達及び炊出しの実施
	健康福祉課	1 民間事業所等からの物資の供給に係る連絡調整 2 災害救助法の適用による被服、寝具等の供与事務の総括 3 被服、寝具等の供与及び保管 4 プロパンガスの調達及びあっせん 5 被服、寝具等の生活必需品及び避難生活に必要な物資の調達

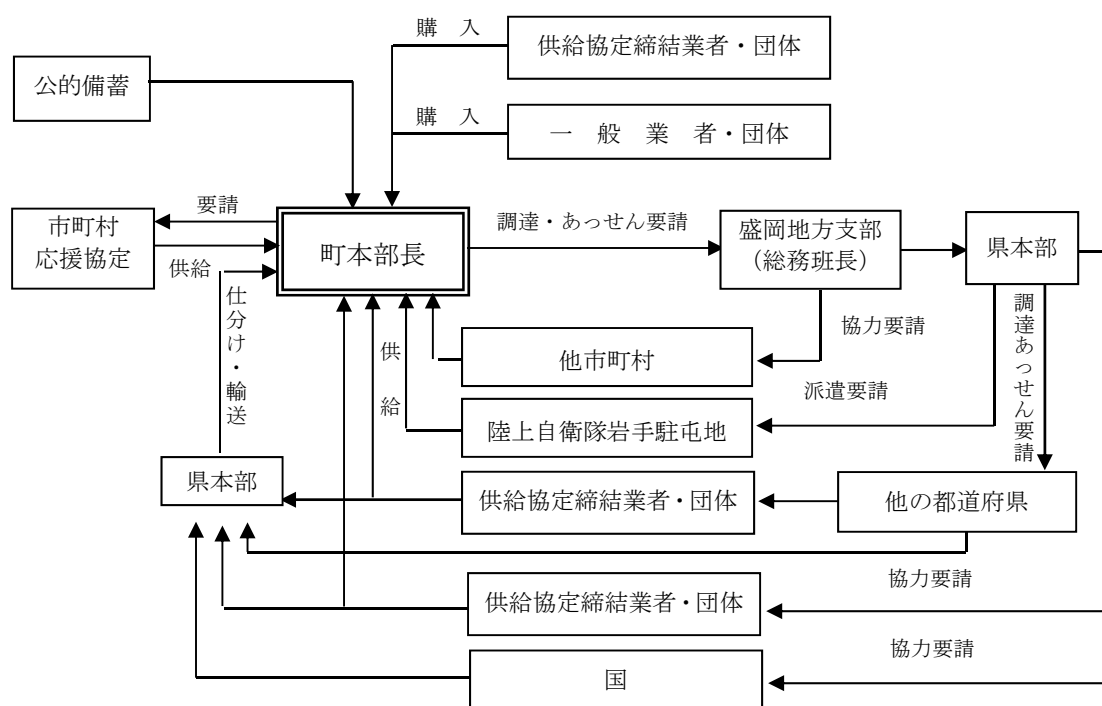
第3 実施要領

- 1 物資の支給対象者
物資の支給は、原則として次に掲げる者に対して行う。
 - (1) 避難所又は避難場所等に避難した者で、物資の持ち合わせのない者
 - (2) 住宅が、全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水の被害を受けた者
 - (3) 被服、寝具、炊事道具その他生活上必要な最低限度の家財等を災害により喪失した者
 - (4) 物資がない又はライフラインの寸断等により、日常生活を営むことが困難な者
 - (5) 災害応急対策活動に従事している者で、物資の支給を必要とする者
- 2 物資の種類
 - (1) 物資の種類及び数量は、支給基準数量等を参考に、被災状況及び食料調達の状況に応じて支給する。

[資料編 3-17-1 支給物資の種類、支給基準数量等]

- ### 3 物資の確保

- 物資の調達・供給系統図



- (1) 町本部長は、避難所等に物資を引渡す場合は、別記様式「災害救助用物資引渡書」により授受を明確にする。
- (2) 町本部長は、物資の保管に当たっては、必要に応じて警備員を配置し、又は警察機関に警備を要請するなど、事故防止の措置をとる。

5 物資の支給等

(1) 物資の支給等

- ア 原則として物資は支給することとし、町本部長が指定したものに限り、貸与する。
 イ 物資の支給は、受給者の便益及び物資の適正な配分に留意し、町役場における配布や在宅避難者がいる集落又は避難所の巡廻により実施する。

(2) 食料の供給における留意事項

- ア 町本部長は、あらかじめ、範囲、炊出し方法等を定める。
 イ 炊出しによる供給は、既設の給食施設又は仮設の供給施設を使用し、直営又は委託して行う。
 ウ 炊出しのため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。
 エ 防災関係機関の長は、所管の応急対策業務従事者に対し、食料の供給ができないときは、町本部長に対し、食料の供給について応援を求める。

6 住民等への協力要請

町本部長は、必要と認めるときは被災住民、自主防災組織等の団体及びボランティア組織に対して、物資の荷下ろし、仕分け、支給等について協力を求める。

7 物資の需給調整

町本部長は、必要な物資の品目及び数量を地域別及び避難所別に迅速に把握できるよう、あらかじめ支給すべき物資及びその基準数量を定めるとともに、物資の需要に関する情報収集や輸送拠点、避難所等にある物資の在庫量の把握に努める。

8 救援物資の受入体制の周知

町本部長は、報道機関を通じ、個人からの救援物資は対応が困難であることを呼びかける。また、被災者への善意を寄せていただける場合は、義援金での支援に理解を求める。

9 災害救助法を適用した場合の物資の供与又は貸与

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」の定めるところによる。

別記様式

災害救助用物資引渡書						
引継者機関名		職氏名				
引受者機関名		職氏名				
救助用物資を、下記のとおり引き継ぎました。 記 1 引継日時 2 引継場所 3 引継物資 次表のとおり ((車両番号)						
物資名	単位	輸送数量	引継数量	差引不足数	不足を生じた理由	その他

注：本書は、2部作成し、授受機関とも保管する。

第18節 給水計画

第1 基本方針

災害時において、被災者等に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者・団体等の協力が得られる体制を整備する。

第2 実施機関(責任者)

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	1 水道水の供給 2 県本部長の指示に基づく生活の用に供される水の供給
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく給水
岩手中部水道企業団	1 災害の際の全般的給水 2 水道施設の応急復旧に関すること。

[町本部の担当]

部	課	担当業務
企画総務部	総務課	県、他の市町村等に対する応急給水用資機材の調達及びあっせん並びに要員派遣要請
	消防防災課	自衛隊の災害派遣要請
生活部	健康福祉課	災害救助法による給水に係る費用支弁等の総括
建設部	下水道課	1 岩手中部水道企業団との連絡・調整 2 簡易水道による給水 3 その他災害の際の全般的給水

第3 実施要領

1 給水

(1) 水源の確保

町本部長は、災害時において応急給水が円滑に実施できるよう、水道施設の復旧に努めるとともに、自然水、プール、防火水槽、工業用水等を利用した水源の確保に努める。

(2) 給水班の編成

町本部長は、岩手中部水道企業団と連携し、企業団の応援要請に応じて給水班を編成し、次の業務を行う。

ア 給水業務	イ 飲料水の水質検査	ウ 汚染水の使用禁止、停止、制限
--------	------------	------------------

(3) 応援の要請

ア 町本部長は、自らの活動のみによっては、被災者等に対する飲料水の確保若しくは供給ができないと認めた場合、又は被災地域やその隣接地域に感染症が発生し、若しくはその疑いのある者がでた場合は、次の事項を明示し、県盛岡支部保健医療班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

(ア) 給水対象地域	(イ) 給水対象人数	(ウ) 職種別応援要員数
(エ) 給水期間	(オ) その他参考事項	

イ 給水のため必要があると認める場合は、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

2 応急給水用資機材の調達

(1) 調達方法

- ア 町本部長は、あらかじめ地域内の水道関係業者及び団体と応援協定を締結するなど、災害時における応急給水用資機材の調達を図る。
- イ 町本部長は、業者等から調達した器具及び機材を受領するときは、品名、数量等を確認の上受領し、保管する。

(2) 応援の要請

町本部長は、応急給水用資機材を調達することが困難又は不十分であると認める場合は、次の事項を明示し、県盛岡地方支部保健医療班長又は福祉環境班長を通じて県本部長に応援を要請する。

ア 応急給水用資機材の種別及び数量	イ 使用期限
ウ 運搬先	エ その他参考事項

3 給水の方法

(1) 水の消毒及び給水器具の衛生的処理

- ア 水道水(被災水道施設を除く。)以外の水を供給する場合は、浄水基地を設けてろ過し、かつ、塩素剤により遊離残留塩素濃度が0.2 mg/ℓ以上になるよう消毒する。
- イ 水を搬送して給水するときは、運搬途中において消毒残留効果を測定し、給水時における遊離残留塩素濃度を0.2 mg/ℓ以上に確保する。
- ウ 給水用器具は、すべて衛生的処理を完全に行い使用する。

(2) 給水車等が運行可能な地域への給水

- ア 給水車(給水車に代用できる撒水車、消防車等を含む。)、可搬式タンク、給水袋、ポリエチレン容器等の搬送器具に取水して、適当な場所に給水基地を設けて給水する。
- イ 断水の程度が部分的な場合は、必要とする地域に広報車とともに給水車等を巡回させて給水する。

(3) 給水車等の運行不可能な地域における給水

- ア 浄水基地を設置し、当該浄水基地から直接給水を受けることができる者に対しては、給水袋、バケツ、ポリエチレン容器等の容器に給水する。
- イ 浄水基地から直接給水を受けることができない者に対しては、浄水した飲料水をポリエチレン容器等に収納し、軽車両等で搬送し、適当な場所に給水基地を設けて給水する。

(4) 医療施設等への優先的給水

- ア 医療施設、福祉施設、避難場所等に対しては、優先的に給水を行う。
- イ 浄水基地及び給水基地の設置は、応急的な水源、被災しない水道施設の位置に配慮し、医療施設への優先的給水が容易な場所とする。

4 水道施設被害汚染対策

(1) 町本部長は、災害による給配水施設の破損又は汚染に備えるため、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

- ア 必要な技術要員を待機させ、必要な資機材の整備を図る。
- イ 緊急修理用資機材及び消毒剤を確保し、出動体制を整える。
- ウ 施設を巡回して事故発生の有無及び被害の状況を確認する。

(2) 町本部長は、水道施設が被災し、又は水道水が汚染する等の被害を受けた場合は、次の措置を講ずる。

- ア 施設の損壊、漏水等に係る応急復旧を行う。
- イ 水道水が汚染し、飲料水又は生活の用に供される水として使用することが、被災者の健康維持上有害と認めるときは、直ちにその使用禁止の措置をとる。

ただし、生活の用に供される水については、その使用範囲を制限することにより、目的を達することができることを認めるときは、使用範囲の制限を行う。

- (3) 町本部長は、岩手中部水道企業団等の応急措置だけでは飲料水の供給ができないと認めた場

合は、第10節「県、市町村等相互応援協力計画」の定めるところによるほか、次の事項を明示し、県盛岡地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

ア 水道被害の状況（施設の破損、水道水の汚染状況）

イ 給水対象地域

ウ 給水対象世帯・人員

エ 人員、資材、種類、数量

オ 応援を要する期間

カ その他参考事項

5 上水道施設の応急復旧要領

町本部長は、上水道施設が被災した場合は、次により応急復旧の措置を講じるものとする。

(1) 揚水場等施設

被害の程度等に応じて上水道施設工事関係業者等の緊急応援を要請するものとする。

(2) 配・給水管路

被災に応じた施設間の水運用（配水制限等を含む。）を図り、各系統ごとに応急復旧ブロックを設定し、上流側から順次復旧作業を行うものとする。

ア 復旧の優先順位

復旧作業は、消火栓が設置されている管路を優先する。

(ア) 配水本管

(イ) 配水支管

(ウ) 給水管

イ 復旧班の編成

修繕工事委託業務体制における緊急工事は、上水道施設工事関係業者に要請して、ブロック別に調査作業班、復旧工事班を編成し、継続的に調査復旧作業を行うものとする。

(3) 応急復旧に必要な器具及び資機材等の調達

被害の状況等により、備蓄資機材での対応が不十分であると判断されるときは、関係業者に対して配・給水施設復旧対策に必要な器具、機械及び復旧資材の供給又は確保を要請し、交通状況を勘案して集積場所を選定し、緊急調達に備えるものとする。

6 災害救助法を適用した場合の飲料水の供給

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第19節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

第1 基本方針

- 1 災害により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。
- 2 災害により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。
- 3 災害により住家が滅失し、住宅に困窮した者に対して公営住宅等のあっせんを行う。
- 4 被災建築物による二次災害を防止するため、建築物の危険度を判定し、その判定結果を表示する。
- 5 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保する。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	担 当 業 務
町本部長	被災住宅の応急修理、公営住宅の入居あっせん及び県本部長の委任による応急仮設住宅の管理運営
県本部長	応急仮設住宅の供与・管理運営、公営住宅の入居あっせん及び活用可能な民間住宅の情報提供

〔町本部の担当〕

部	課	担 当 業 務
企画総務部	総務課	1 県、他市町村に対する応急仮設住宅建設に係る技術職員の派遣要請 2 県、他市町村に対する被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん要請
	税務課	応急修理対象世帯の選定
生活部	健康福祉課	災害救助法適用による応急仮設住宅の供与・管理運営及び被災住宅の応急修理費用申請事務の総括
産業部	環境課	応急仮設住宅供与対象者及び被災住宅の応急修理に係る木材の確保
建設部	土木課	被災宅地の危険度判定に係る県本部長への要請
	都市計画課	1 応急仮設住宅供与対象者に係る調査・報告 2 応急仮設住宅の用地の確保 3 応急仮設住宅の設計、施工及び監理 4 公営住宅等の入居あっせん 5 被災建築物の応急危険度判定に係る県本部長への要請

第3 実施要領

災害救助法が適用される場合は、応急仮設住宅の供与は県が行い、住宅の応急修理は町が行なう。

- 1 応急仮設住宅の供与
 - (1) 供与対象者

応急仮設住宅の供与は、次に掲げる者に対して行う。

- ア 住宅が全壊、全焼又は流失した世帯
- イ 仮住居が無く、又は借家等借上げができない世帯
- ウ 自らの資力では住宅を確保することができないと認められる者

(2) 供与対象者の調査及び報告

町本部長は、住宅の被害確定の日から5日以内に次の事項を明記し、県盛岡地方支部福祉班長を通じて県本部長に報告する。

- ア 被害状況
- イ 被災地における住民の動向及び町の住宅に関する要望事項
- ウ 町の住宅に関する緊急措置の状況及び予定
- エ 供与対象者における障がい者等の有無及びニーズ
- オ その他住宅の応急対策上の必要事項

(3) 建設場所の選定

- ア 町本部長は、あらかじめ応急仮設住宅の建設候補地を指定する。
- イ 応急仮設住宅の建設場所は、公有地を優先して選定することとし、公有地に適当な敷地がないときは、私有地の所有者と十分協議して選定する。
- ウ 敷地は、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上支障のない場所を選定する。
- エ 被災者を集団的に収容する応急仮設住宅の敷地は、交通、教育、被災者の生業の利便等について検討の上選定する。
- オ 学校の敷地を応急仮設住宅の敷地として選定するときは、学校の教育活動に十分配慮する。

(4) 資材の調達

災害救助法が適用されない場合

- ア 町本部長は、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等により、関係業者・団体等との協力体制を整備する。
- イ 町本部長は、請負業者に手持ち資材がないとき又は調達が困難と認めるときは、資材のあっせん又は調達を行う。
- ウ 町本部長は、大量の建築用木材が必要と認める場合は、町有林の払い下げを検討するほか、県本部長に要請の上、調達確保する。

(5) 応急仮設住宅の入居

- ア 町本部長は、県本部長の応急仮設住宅の入居者の選定に協力する。ただし、状況に応じて、県本部長から委任を受けた場合は、町本部長が選定する。
- イ 町本部長は、仮設住宅の入居者の決定に当たっては、要配慮者の優先入居、コミュニティの維持及び構築に配慮する。
- ウ 入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

(6) 応急仮設住宅の管理運営

- ア 町本部長は、県本部長が行う応急仮設住宅の管理に協力する。ただし、状況に応じて、県本部長から委任を受けた場合は、町本部長が管理する。
- イ 委任を受けた町本部長は応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死等を防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成等に努める。この場合においては、女性の参画を推進し、入居者の意見を反映できるよう配慮する。
- ウ 委任を受けた町本部長は、必要に応じ、応急仮設住宅における愛玩動物の受入にも配慮する。
- エ 県本部長は、必要に応じ、仮設住宅の苦情、修繕等の要望に関する相談窓口を設置する。

(7) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

2 住宅の応急修理

(1) 対象者

住宅の応急修理は、次に掲げる者に対して行う。

ア 住家が半壊又は半焼したため、当面の日常生活を営むことのできない世帯

イ 自己の資力では、住宅の応急修理を行うことができない世帯

ウ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯

(2) 供与対象者の調査及び選考

町本部長は、住宅の被害確定の日から5日以内に、応急修理の供与対象者について調査及び選考する。

(3) 修理の範囲

修理の範囲は、居室、炊事場、便所等当面の日常生活に欠くことができない部分とする。

(4) 修理期間

ア 修理期間は、災害発生の日から1か月以内とする。

イ 町本部長は、1か月以内に修理することができないと認める場合は、県本部長に対して期間延長の申請をし、県本部長が内閣総理大臣の同意を得たときは期間を延長する。

(5) 災害救助法を適用した場合の住宅の応急修理

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

3 公営住宅への入居のあっせん

(1) 町本部長は、公営住宅への入居資格を持つ者に対し、公営住宅等のあっせんを行うとともに、自らが管理する公営住宅への入居について速やかに手続を行う。

また、公営住宅等への入居に係る特例を定めた「被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)」が適用される場合には、他の市町村等の公営住宅等を含めて入居のあっせんを行う。

(2) 町本部長は、要配慮者の入居を優先する。

(3) 町本部長は、県営住宅・他市町村等の入居状況について、県本部長から情報入手に努める。

4 被災者に対する住宅情報の提供

(1) 町本部長は、必要に応じ県本部長から活用可能な民間住宅の情報提供を受ける。

(2) 町本部長は、応急仮設住宅への入居手続、被災住宅の応急修理に係る申請手続、技術指導及び各融資制度の相談、提供可能な公営住宅情報等の周知を図るため、相談窓口を設置するとともに、各種広報活動を通じて、被災者への周知を図る。

5 被災宅地の危険度判定

(1) 被災宅地危険度判定士の派遣要請

ア 町本部長は、宅地が広範囲に被災したことによる二次災害を防止するため、県本部長に対して被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

イ 被災宅地危険度判定士の派遣を要請する場合の手続きは、第10節「県、市町村等相互応援協力計画」に定めるところによる。ただし、急を要するときは、口頭又は電話により申し出ることができる。この場合においては、後日速やかに文書を提出する。

(2) 被災宅地危険度判定士の業務

被災宅地危険度判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

ア 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごと調査票に記入し、判定を行う。

イ 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」及び「調査済宅地」の3区分に判定する。

ウ 判定結果は、当該宅地の見やすい場所(擁壁、のり面等)に表示する。

区 分	表示方法	宅地の状況
危険宅地	赤紙を貼る。	・宅地に入るとは危険 ・立ち入る場合は専門家に相談する。
要注意宅地	黄紙を貼る。	・宅地に入るとは十分注意 ・応急的に補強する場合は専門家に相談する。
調査済み宅地	青紙を貼る。	・宅地の被災程度は小さいと考えらる。

(3) 町本部長の措置

町本部長は、被災宅地危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。

ア 町本部長が判定実施を決定したときは、災害対策本部の下に実施本部を設置し、判定業務に当たる。

イ 実施本部は、以下の業務に当たる。

- (ア) 宅地に係る被害情報の収集
- (イ) 判定実施計画の作成
- (ウ) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (エ) 判定結果の調整及び集計並びに町本部長への報告
- (オ) 判定結果に対する住民等からの相談への対応
- (カ) その他判定資機材の配布

(4) 被災宅地危険度判定士の登録

町は、県が主催する危険度判定に関する講習会に町の技術職員の受講を推進し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

6 被災建築物の応急危険度判定

町本部長は、地震により被災した建築物による二次的災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士の協力を得て、次により被災建築物の応急危険度判定を行う。

(1) 町本部長の措置

町本部長は、全国被災建築物応急危険度判定協議会作成「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」(以下「業務マニュアル」という。)に基づき、次の措置を行う。

ア 町本部長が判定実施を決定した場合は、災害対策本部の下に実施本部を設置する。

イ 実施本部は、次の業務にあたる。

- (ア) 被災状況の把握
- (イ) 判定実施計画の策定
- (ウ) 県本部長への支援要請
- (エ) 被災建築物応急危険度判定士の受入れ
- (オ) 判定の実施及び判定結果の集計、報告
- (カ) 住民への広報
- (キ) その他判定資機材の配布

ウ 危険又は要注意と判定された建築物の住人に対し、必要に応じ避難指示又は避難指示を行い、安全確保に努めるとともに、同地域に対する防犯、防災に必要な措置を講ずるものとする。

(2) 被災建築物応急危険度判定士の業務

被災建築物応急危険度判定士は、業務マニュアルに基づき、判定を実施し判定結果を表示する。

ア 主として目視等により被災建築物を調査する。

イ 建築物の被害程度に応じて、「危険」、「要注意」、「調査済」の3区分に判定する。

ウ 判定結果は、建築物の所有者の注意を喚起できる場所に表示する。

区 分	表示方法	建物の状態
危 険	赤紙を貼る。	・建築物に立ち入ることは危険 ・立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後にする。
要注意	黄紙を貼る。	・建築物に立ち入る場合は十分注意 ・応急的に補強する場合には専門家に相談する。
調査済	緑紙を貼る。	・建築物の被災程度は小さいと考えらる。 ・建築物は使用可能

第20節 感染症予防計画

第1 基本方針

被災地域における感染症の発生を未然に防止するため、防疫措置を実施するとともに、感染症のまん延を防止するため、関係機関との連携の下に必要な措置を講じる。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	担当業務
町本部長	県本部長の指導及び指示に基づく被災地域の消毒その他の措置等の実施
県本部長	1 町本部長に対する感染症予防上必要な指示及び指導 2 感染症の発生状況及び動向の把握、積極的疫学調査等の実施
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく感染症予防上必要な措置

[町本部の担当]

部	課	担当業務
企画総務部	総務課	県及び他の市町村等に対する感染症予防用資機材の調達及びあわせん要請
	消防防災課	自衛隊の災害派遣要請
生活部	健康福祉課	1 疫学調査協力 2 感染症予防措置協力
産業部	農政課	被災地域の感染症予防業務の支援
	環境課	1 感染症予防業務の総括 2 被災地域の感染症予防業務の実施 3 感染症予防用資機材の調達及びあわせん 4 その他感染症予防に関すること。
	商工観光課	被災地域の感染症予防業務の支援

第3 実施要領

1 感染症予防活動の実施体制

(1) 消毒班

- ア 町本部長は、所属職員による「消毒班」を編成し、消毒その他の措置を実施する。
1 簡班の編成基準は、おおむね次のとおりとする。

消毒班の編成(基準)

区 分	人 員
衛生技術者	1 名
事務職員	1 名
作業員	3 名
合 計	5 名

- イ 町本部長は、町における防疫業務が完全を期し得ないと認めた場合は、県本部長に対し支援を要請する。

(2) 疫学調査協力班

- 町本部長は、県が行う疫学調査を円滑に実施するため、あらかじめ「疫学調査協力班」を編成し、疫学調査班に協力する。

1 簡班の編成基準は、おおむね次のとおりとする。

疫学調査協力班

区 分	人 員
看護師又は保健師	1 名
助手	1 名
合 計	2 名

(3) 感染症予防班

町本部長は、県本部長の指示に基づき、災害の規模及び状況に応じ、適当な人数の感染症予防班を編成し、感染症情報の収集・広報及び臨時予防接種を実施する。

(4) 専門家への支援の要請

町本部長は、感染症予防の実施について、必要に応じ、いわて感染制御支援チーム（ICAT）等の感染症対策の専門家に対し、感染症の探知、未然防止、拡大防止、住民への情報提供等の支援を要請する。

2 感染症予防用資機材の調達

(1) 町本部長は、あらかじめ関係業者及び団体と協力協定を締結するなど、感染症予防用資機材の確保を図る。

(2) 町本部長は、必要な感染症予防用資機材を調達することができない場合は、次の事項を明示し、盛岡地方支部保健医療班長を通じて、県本部長にその調達又はあっせんを要請するか、第10節「県、市町村等相互応援協力計画」又は第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊等の災害派遣を要請する。

ア 感染症予防用資機材の調達数量	イ 送付先
ウ 調達希望日時	エ その他参考事項

3 感染症予防情報の収集及び広報

(1) 町本部長は、感染症予防班、地区環境衛生組合、保健推進員その他関係機関の協力を得て、感染症又はその疑いのある患者の発見、その他感染症に関する情報の把握に努める。

(2) 町本部長は、第5節「広報広聴計画」に定める広報媒体に加え、次の方法により感染症に関する疫学広報を実施する。

ア 疫学検査、消毒の実施など被災者と接する機会を通じての広報
イ 避難所、仮設住宅の巡回を通じて、個々の被災者に対して行う広報

4 感染症予防活動の指示等

町本部長は、感染症予防上必要があると認める場合は、災害の規模及び状況に応じ、範囲、期間を定めて、次に掲げる事項をもとに、県本部長の指示を受け消毒その他の措置を行う。

ア 清潔方法及び消毒方法の施行 (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条)
イ ねずみ族、昆虫等の駆除 (同上第28条)
ウ 生活の用に供される水の供給 (同上第31条)
エ 臨時予防接種 (予防接種法第6条)

5 実施方法

(1) 感染症の発生状況及び動向の把握（サーベイランス）への協力（疫学調査協力班）

町本部長は、県が行う臨時サーベイランスの体制構築に協力するとともに、情報の入手に努める。

(2) 積極的疫学調査への協力（疫学調査協力班）

町本部長は、県本部長が行う疫学調査に次の方法により協力し、感染拡大の防止を図る。

ア 下痢患者又は有熱患者が現に発生している地域、集団避難所、浸水地域その他衛生条件の悪い地域の住民を優先し、緊急度に応じ順次実施する。

イ 浸水し、滞水している地域にあつては、通常週1回以上、集団避難所に感染症の疑いのある患者の発生した兆候が現れた場合はできる限り頻繁に実施する。

(3) 清潔方法（消毒班）

町本部長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに第21節「廃棄物処理・障害物除去計画」に定めるところにより、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心として、ごみ、し尿の処理等を実施する。住民は、被災地及びその周辺地域の清掃等により衛生の保持に努める。

(4) 消毒方法（消毒班）

町本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条の規定に基づき、同法施行規則第14条の定めるところにより、県本部長が指示した場所について、消毒を実施する。

ア 実施回数は、原則として床上浸水地域にあつては3回以上、床下地域にあつては2回以上とする。

消毒班(1箇班)の携行資機材

携行資機材名	内 容	数 量
背負式噴霧器	動力式	1 基
	圧縮式	2 基
薬 品	消石灰(20kg)	2～5 袋
	クレゾール石鹼液(500ml)	10～20 本
	次亜塩素ナトリウム(20kg)	必要に応じて
	クロール石灰(50g)	1～2 袋
	逆性石鹼(500ml)	必要数

イ 床上浸水地域、床下浸水地域及び必要と認める地域に対しては、被災直後に環境衛生区長、行政区長等を通じてクレゾール石鹼液、消石灰等を配布し、床及び壁の拭浄、手洗設備の設置、便所の消毒等を行わせる。

消毒内容及び薬品等

区 分	消毒内容及び薬品	使用量	摘 要
家屋	床下	消石灰を散布	6kg (1戸あたり)
	居間 台所	10%逆性石鹼(オスバン液)を 30 倍に希釈した液を散布又は拭 き消毒	十分に水洗い後、消毒等 を実施
	便所	クレゾール石鹼液を 30 倍に希 釈した液で拭き消毒。 消石灰を散布	便槽への流入時は、紫波 町汚泥再生処理センターの 指示を受ける。
井戸	次亜塩素ナトリウム(井戸水) クロール石灰(井戸自体)		泥土等で汚染された場合 は、水質検査により安全性 を確認するまで使用しな い。

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除(消毒班)

町本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条の規定により、県本部長が定めた地域内において、同法施行規則第15条の規定に定めるところにより、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

(6) 生活の用に供される水の供給(消毒班)

町本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条の規定により、第18節「給水計画」に定めるところによって、生活の用に供される水の供給を行う。

なお、生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度の被災であっても、井戸水及び水道水の衛生的処理について指導する。

(7) 臨時予防接種(感染症予防班)

町本部長は、臨時予防接種を実施し、これができない場合は、県本部長にその実施を求める。

(8) 患者等に対する措置(疫学調査協力班)

県本部長は、被災地域に一類感染症又は二類感染症の患者が発生した場合は、次の措置をとる。

感染症指定医療機関

区分	感染症名	指定医療機関
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、痘そう、南米出血熱	盛岡市立病院 盛岡市本宮五丁目 15-1 019-635-0101
二類感染症	急性灰白髄炎、ジフテリア、結核、重傷急性呼吸器症候群(サーズウィルスに限る。)、鳥インフルエンザ(血清亜型がH5N1であるものに限る。)	盛岡市立病院 盛岡市本宮五丁目 15-1 019-635-0101
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症(0-157.0-145.0-111等)コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス	

(根拠:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条)

ア 消毒班により、患者輸送車、トラック、ヘリコプター等を利用し、速やかに感染症指定医療機関に収容する。

イ 交通途絶のため、感染症指定医療機関に収容することができないときは、被災地域以外の場所の感染症指定医療機関に収容する。

ウ 止むを得ない理由により、感染症指定医療機関に収容することができない患者等に対しては、感染症指定医療機関以外の医療機関であって、県本部長が適当と認める医療機関に収容する。

(9) 避難所の防疫指導等

町本部長は、週に1回以上避難所を巡廻し、次の方法により防疫指導を行う。

ア 避難者の健康状況を1日1回以上確認する。

イ 避難所の自治組織を通じ、感染症予防についての指導の徹底を図る。

ウ 避難所の給食従事者は、健康診断を終了した者をできるだけ専従とする。

エ 飲料水等については、消毒班又は県盛岡地方支部保健医療班において水質検査を実施し、消毒措置の指導を行う。

オ 町本部長は、避難所における過密抑制に配慮する。

第2 1 節 廃棄物処理・障害物除去計画

第1 基本方針

- 1 災害によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物については、「紫波町災害廃棄物処理基本計画」に基づき、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。
- 2 ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理については、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る。
- 3 被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物及び道路、河川等の利用の障害となっている障害物については、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護及び交通の確保等を図る。
- 4 廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、当該処理及び除去を迅速かつ円滑に実施することができるよう、各機関間の連携を図る。

第2 実施機関(責任者)

1 廃棄物処理

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	廃棄物の処理及び清掃全般
県本部長	町本部長の行う廃棄物の処理及び清掃に対する必要な指導、助言及びあっせん

〔町本部の担当〕

部	課	担 当 業 務
企画総務部	総務課	県、他市町村等に対する要員派遣及び資機材の調達並びにあっせん要請
産業部	環境課	廃棄物の収集処理及び清掃並びにし尿の処理に関すること。
	農政課 商工観光課	廃棄物の収集処理及び清掃並びにし尿の処理の支援
建設部	土木課	廃棄物の処理及び清掃全般
	下水道課	下水道及び集落排水に係るし尿の処理

2 障害物除去

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	(1) 被災者の日常生活に直接障害となっている障害物の除去 (2) 緊急輸送の確保及び災害の拡大防止の障害となっている障害物の除去
町消防団	町本部長が行う障害物の除去に対する応援及び協力
県本部長	(1) 町本部長が行う障害物の除去に対する応援及び協力 (2) 所管する道路、河川等の関係施設に係る障害物の除去
岩手河川国道事務所	所管する道路、河川等の関係施設に係る障害物の除去
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく障害物の除去
東北高速道路(株)東北支社 盛岡管理事務所	所管する高速自動車道路関係施設に係る障害物の除去

〔町本部の担当〕

部	課	担 当 業 務
企画総務部	総務課	県、他市町村等に対する要員派遣及び資機材の調達並びにあつせん要請
	消防防災課	(1) 町消防団との連絡調整 (2) 自衛隊の災害派遣要請
生活部	健康福祉課	(1) 災害救助法による障害物除去費用申請の事務総括 (2) 社会福祉協議会及び日本赤十字社岩手県支部との連絡調整
建設部	土木課	(1) 住居関係の障害物の除去 (2) 道路、河川関係の障害物の除去

第3 実施要領

1 廃棄物処理

(1) 処理方法

- ア 町本部長は、被災地域における建築物の倒壊等による廃棄物及び一般生活による排出物等の種類(大きさ、可燃性、腐敗性等)及び排出量を把握する。
- イ 町本部長は、災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針と連携を図りつつ紫波町災害廃棄物処理計画に基づき廃棄物の処理を進める。
- ウ 廃棄物の収集は、次の施設を優先して行うものとし、被災状況及び仮置場の設置状況に応じて収集運搬体制を検討する。

(ア) 医療施設	(イ) 社会福祉施設	(ウ) 避難所
----------	------------	---------

エ 町本部長は、関係機関と連携を図り、次により廃棄物処理を行う。

区 分	処 理 内 容
第1次対策	(ア) 一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ等の排出方法について、町民に周知する。また、腐敗性廃棄物及び感染性廃棄物は、環境衛生確保の観点から、収集運搬体制が整い次第、優先的に収集を行う。 (イ) 被災状況に応じて、一次仮置場を設置する。また、災害廃棄物の発生量及び処理可能量を推計し、全体の処理スケジュール等を検討する。
第2次対策	(ア) 一次仮置場に搬入されたごみについては、第1次対策が終了後、粗選別等の中間処理を行い、速やかに廃棄物処理施設等へ搬入する。 (イ) 大量の災害廃棄物の発生が見込まれる場合には、二次仮置場を設置し、廃棄物の保管及び破碎・選別等の中間処理を行う。
第3次対策	(ア) 倒壊建築物等の解体工事及びこれに伴う廃棄物の運搬は、原則として当該建築物の所有者が行う。 (イ) 搬入された倒壊建築物等の廃棄物については、第2次対策の終了後、関係機関の協力を得て、速やかに処理を行う。

オ 町本部長は、災害廃棄物処理に当たっては、可能な限り再生利用及び減量化に努める。

カ 事業者は、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について、自己処理し、又は他の産業廃棄物処理業者若しくは特別管理産業廃棄物処理業者に委託して処理する。

キ 事業者は、自己処理又は委託処理が困難なときは、町本部長に報告し、処理方法について指示を受ける。

ク 被災者に対し、補償に該当する物品等について、廃棄前に写真等により記録するよう広報する。

(2) 処理編成

町本部長は、被災地における清掃業務を円滑に行うため、次の班を編成する。

○ 塵芥

廃棄物担当部員及び塵芥収集業者をもって組織し、1箇班の編成基準は概ね次のとお

りとする。

ごみ処理の編成(基準)

区 分	課	班名	内容
産業部	環境課	連絡調整班 (1 箇班編成とし、人員は 2 名)	(ア) 盛岡・紫波地区環境施設組合との連絡調整 (イ) 収集運搬車両の手配
		記録確認係 (ごみ収集班と同数の係を編成し、人員は 1 名)	個票により、ごみの排出者確認、数量確認及び記録(写真撮影、マッピングを含む。)
	農政課 環境課 商工観光課	ごみ収集班 (1 個班あたり 6 名編成とする。)	(1) 家庭等からのごみの搬出 (2) ごみの分別・ごみの運搬
建設部	土木課		
塵芥処理業者			

(3) 処理施設

廃棄物処理施設

施 設 名	所 在 地	電 話
盛岡・紫波地区環境施設組合	矢巾町西徳田 12-168-2	697-3835

(4) 廃棄物収集運搬用資機材の確保

- ア 町本部長は、あらかじめ地域内の廃棄物処理業者と応援協定を締結するなど、ごみ収集車、大型ダンプ車、大型ブルドーザー、トラックショベル、バックホー等の廃棄物収集運搬用資機材の確保を図る。
- イ 町本部長は、自らの廃棄物処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、廃棄物処理ができない場合においては、近隣の廃棄物処理施設にその処理を依頼する。
- ウ 町本部長は、必要な廃棄物収集運搬用資機材を調達できない場合は、第 10 節「県、市町村等相互応援協力計画」に定めるところにより、次の事項を明示し、県盛岡地方支部保健環境班長を通じて県本部長に応援を要請する。

区 分	明 示 事 項
廃棄物収集運搬用資機材の調達及びあっせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
廃棄物収集要員のあっせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

(5) 仮置場の確保

- ア 町本部長は、災害廃棄物（障害物）を一時的に集積するため、衛生環境に支障のない公有地等を利用して一次仮置場を確保するものとし、あらかじめ所有者、管理者等と調整する。
- イ 市本部長は、被災状況に応じて、災害廃棄物や処理困難物等を選別・保管するために、二次仮置場を確保するものとし、災害廃棄物の発生量に応じて、破砕等の中間処理を行うための仮設処理施設を設置するものとする。

(6) 仮置場の衛生保持

- ア 町本部長は、必要に応じて薬剤散布等の消毒を実施し、仮置場の清潔保持及び土壌汚染等の環境対策に努める。
- イ 消毒方法については、第 20 節「感染症予防計画」に定めるところによるものとし、消毒班と連携して行う。

(7) 住民等への協力要請

- ア 町本部長は、必要と認めるときは、被災住民、自主防災組織等の住民団体及びボランティア組織に対して廃棄物の分別・運搬及び仮置場での作業等について協力を求める。
- イ 町本部長は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

2 し尿処理

(1) 処理方法

- ア 町本部長は、被災地域における建築物の倒壊又はライフラインの損壊により、し尿処理が困難であり、これを放置することにより衛生環境上著しく支障を生ずるおそれのある世帯数等を把握する。
- イ 町本部長は、あらかじめ、し尿及び浄化槽汚泥について、処理順位、収集運搬方法、処理方法、処分地等を定める。
- ウ し尿処理は、次の施設を優先して行う。
- また、倒壊家屋、焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、早急にし尿処理を行う。

(ア) 医療施設	(イ) 社会福祉施設	(ウ) 避難所
----------	------------	---------

- エ 町本部長は、被災地域における環境衛生の確保を図るため、関係機関と連携し、次によりし尿処理を行う。

し尿処理方法

区 分	し 尿 処 理 の 方 法
医療施設、福祉施設避難所	(ア) 施設内のトイレが使用不可能となった場合は、仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 (イ) 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 (ウ) バキュームカーにより、し尿の収集及び運搬を行う。
地 区	(ア) 住宅での生活確保及び地域の衛生環境を維持するため、公園等に臨時貯留場所又は共同の便槽付きの仮設トイレを設置する。 (イ) 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 (ウ) バキュームカーによりし尿の収集及び運搬を行う。
一般家庭	(ア) 水道給水管の損壊等により水洗トイレの使用が不可能となった場合は、溜置きした風呂おけ等の水を利用する。 (イ) 地域内に設置された仮設トイレを利用する。 (ウ) 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 (エ) バキュームカーによりし尿の収集及び運搬を行う。
事 業 所	(ア) 仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 (イ) 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 (ウ) バキュームカーによりし尿の収集及び運搬を行う。

(2) 処理施設

し尿処理施設

施 設 名	所 在 地	電 話
紫波町汚泥再生処理センター	紫波町南日詰字小路口 92 番地 1	672-2111

処理能力 44kl/日

(3) し尿処理用資機材の確保

- ア 町本部長は、あらかじめし尿処理業者、リース業者等と応援協定を締結するなど、仮設トイレ、簡易トイレ、バキュームカー等のし尿処理用資機材の確保を図る。
- イ 町本部長は、自らの処理能力を上回った場合又は処理施設が被災等により、し尿処理

ができない場合においては、近隣市町村のし尿処理施設にその処理を依頼する。

ウ 町本部長は、必要なし尿処理用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、盛岡地方支部保健環境班長を通じて県本部長に応援を要請する。

区 分	明 示 事 項
し尿処理用資機材の調達及びあつせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
し尿処理要員のあつせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

3 障害物除去

(1) 処理方法

ア 町本部長及び道路、河川の管理者は、所属職員・消防団員等による「障害物除去班」を編成し、所属の障害物除去用資機材を活用して障害物を除去する。

イ 障害物の除去は、次の障害物を優先して除去する。

(ア) 災害応急対策の実施の障害となっている緊急輸送道路並びに防災拠点等及び避難所間の道路及び輸送拠点施設等にある障害物

(イ) 防災拠点等にあり、応急対策の障害となっている障害物

(ウ) 被災地住民の日常生活の直接の障害となっている障害物

(エ) 放置することにより、災害を拡大するおそれのある障害物

ウ 町本部長及び道路等の管理者は、次により障害物を処理する。

(ア) 住居関係障害物の除去

a 町本部長は、「障害物除去対策者名簿」を作成し、障害物を除去する。

b 災害救助法が適用された場合における障害物の除去に係る対象、費用の限度額、期間等は第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

なお、災害救助法が適用されない場合においても、災害対策基本法第62条の規定に基づき、災害救助法適用時に準じて障害物の除去を行う。

(イ) 道路関係障害物の除去

a 町本部長及び道路管理者は、その所管する道路上の障害物の状況をパトロール等により把握し、相互に連絡を行い、協力して障害物を除去する。

b 町本部長及び道路管理者は道路上の障害物の状況を第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより県本部長に報告する。

(ウ) 河川関係障害物の除去

河川管理者は、河川の機能を確保するため、関係機関と協力し、土砂、流出油等の障害物を除去する。

(2) 障害物除去用資機材の確保

町本部長及び道路等の管理者は、自ら保有する障害物除去用資機材について適正に配置及び保管するとともに、あらかじめ関係業者・団体と応援協定を締結するなど、障害物除去用資機材の確保を図る。

〔資料編 3-21-1 障害物除去用機材一覧表〕

(3) 応援の要請

ア 町本部長は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、近隣市町村長、あるいは、県盛岡地方支部福祉環境班長又は土木班長を通じて県本部長に応援を要請する。

(ア) 障害物除去に必要な職種及び人員	(イ) 障害物除去用資機材の種類・数量
(ウ) 応援を要する期間	(エ) 障害物除去地域及び区間
(オ) その他参考事項	

イ 道路等の管理者は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、互いに、あるいは町本部長又は県本部長に対して応援を要請する。

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (ア) 障害物除去に必要な職種及び人員 | (イ) 障害物除去用資機材の種類・数量 |
| (ウ) 応援を要する期間 | (エ) 障害物除去地域及び区間 |
| (オ) その他参考事項 | |

(4) 障害物の臨時集積場所の確保

- ア 町本部長は、あらかじめ、除去した障害物を集積する場所を選定する。
- イ 臨時集積場所は、おおむね次の事項に配慮して選定する。
- (ア) 障害物の搬入に便利で、地域住民の衛生及び日常生活に影響の少ない公有地を選定する。
- (イ) 公有地を選定できないときは、(ア)に準じて私有地を選定し、あらかじめ所有者との調整を行う。
- ウ 町本部長は、災害発生後、臨時集積場所を確保できないときは、災害対策基本法第64条第1項及び同法施行令第24条の規定により、他人の土地を一時使用する。

障害物処理施設

施設名	所在地	電話
盛岡・紫波地区環境施設組合	矢巾町西徳田 12-168-2	697-3835

(5) 除去後の障害物の処理

- ア 町本部長は、土砂及び瓦れきについては、汚水の浸透した土砂等の消毒を行い、次の場所に集積する。
- (ア) 臨時集積場所
- (イ) 住民の日常生活又は農林水産業等の生産活動に支障がない場所
- (ウ) 埋立予定地
- イ 町本部長は、所有者が所有権を放棄し、又は所有者が不明である竹木、家具、家財等の可燃物で、加工、修理しても使用できないと認めるものについては、廃棄物処理施設で焼却等適切な処理を行う。
- ウ 加工、修理を加えることにより、使用可能な工作物又は物件を除去した場合においては、次の措置を講ずる。

措置者	措置内容
町本部長	災害対策基本法第64条第2項から第6項まで及び同法施行令第25条から第27条までの定めるところにより、保管その他の措置を講ずる。
警察官 自衛官	災害対策基本法第64条第8項、第9項及び同法施行令第25条から第27条まで定めるところにより、除去した工作物又は物件の設置されていた地域を管轄する警察署長等に差し出し、警察署長等は、保管その他の措置を講ずる。

4 災害救助法を適用した場合の障害物の除去

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

5 建築物等の有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止

建築物への被害があり、石綿の飛散及び有害物質の漏えいが懸念される場合は、環境省、県及び町又は事業者は、石綿の飛散及び有害物質の漏えいを防止するため、施設の点検、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

第2 2 節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋火葬計画

第1 基本方針

災害による行方不明者の搜索及び遺体の処理・埋火葬は、各実施機関相互の協力体制のもとに、迅速かつ円滑に行う。

第2 実施機関(責任者)

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	1 行方不明者の搜索及び遺体の収容 2 遺体収容所の確保及び遺体の処理 3 身元不明の遺体の一時安置 4 遺体の埋火葬
町消防団	行方不明者の搜索及び遺体の収容
警察署	行方不明者の搜索及び検視
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく行方不明者の搜索
紫波郡医師会 紫波郡歯科医師会	遺体の検案及び処理に関する協力

[町本部の担当]

部	課	担 当 業 務
企画総務部	総務課 消防防災課	1 県、他市町村等に対する行方不明者の搜索、遺体の処理、埋火葬に要する要員の派遣及び資機材等の調達並びにあっせん要請 2 行方不明者、遺体の搜索に係る連絡・調整 3 自衛隊の災害派遣要請
生活部	町民課	1 遺体の事務手続及び埋火葬 2 災害救助法による死体の搜索・処理・埋火葬費用申請事務の総括
	健康福祉課	遺体の検案及び処理に関する協力

第3 実施要領

1 行方不明者の搜索及び遺体の収容

(1) 搜索の手配

ア 町本部長は、災害により行方不明者が発生した場合は、正確な情報収集に努め、次の事項を明らかにして、紫波警察署長に搜索の手配を行うとともに、手配した内容等を県盛岡地方支部総務班長を通じて県本部長に報告する。

(ア) 行方不明者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品等

(イ) 上記の事項が明らかでないときは、行方不明者が発生した地域及び行方不明数

イ 町本部長は行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村長又は県本部長に連絡する。

(2) 搜索の実施

ア 町本部長は、多数の行方不明者が発生した場合においては、所属職員、消防団員等により搜索班等を編成し、行方不明者の搜索及び遺体の収容を行う。

搜索班の編成(基準)

区 別	遺体収容所	搜索班	収容班	処理班
所要人員	3 名	20 名	10 名	10 名
摘 要		警察官、消防団(自衛官)を含む。		医師 1 名、看護師 1 名を含む。

- イ 町本部長は、必要に応じて自主防災組織等の住民組織及びボランティア団体に対し、捜索班への協力を要請する。
- ウ 町本部長は、必要に応じて紫波警察署長に対し、航空機等による広域的な捜索の実施を要請する。
- エ 町本部長は、捜索班が不足と認める場合は、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより自衛隊の災害派遣を要請する。
- オ 捜索班員及び警察官は、行方不明者を発見し、その者が生存している場合は、DMAT又は医療救護班に連絡して、直ちに応急医療を行い、医療機関に搬送する。
- カ 捜索班員及び警察官は、遺体を発見した場合は、次の措置をとる。
 - (ア) 遺体を発見し、その状態について犯罪に関する疑いがある場合においては、速やかに警察官に通報するとともに、遺体及び遺体の発見場所を保存する。
 - (イ) 遺体を発見し又は住民から発見の通報を受けたときは、警察官に通知する。その際、発見場所、発見状況等が分かるよう、可能な限り写真撮影又は簡易な図面を作成するほか、所持品等身元確認資料を確実に保全する。
- (3) 検視の実施
 - ア 遺体を発見し又は住民から遺体発見の通報を受けた場合は、原則として現地において警察官が検視を行うものとする。
 - イ 警察官は、多数の遺体が発見され、現地での検視が困難である場合は、町本部長に通知の上、遺体収容所に搬送し、検視を行う。
この場合において、身元確認作業等については、必要に応じ歯科医師の協力を得るものとする。

2 遺体の収容

- (1) 遺体の収容は、捜索班等が行う。ただし、家族等が収容しようとするときは、次の措置が終わった後とする。

ア 異常遺体に関する検視	イ 医師の検案	ウ 遺体請書の徴収
--------------	---------	-----------

- (2) 町本部長は、災害によって多数の死者が発生し、現地における遺体の処理が困難であると認めるときは、遺体収容所を設置する。
- (3) 遺体収容所を設置するときは、次の事項に留意の上、施設の管理者の合意を得て、可能な限り施設の確保を図る。
 - ア 病院、診療所、寺院、教会、その他遺体の状態を公衆の面前にさらさない場所を選定する。
 - イ 遺体の洗浄、縫合等の遺体の処理作業に便利なところを選定する。
 - ウ 遺体の検視、身元確認が容易に行える場所を選定する。
 - エ 遺体の数に相応する施設であること。
 - オ できるだけ駐車場があり、かつ、長時間使用できる施設であること。
- (4) 遺体収容所の名称、所在地、収容能力等をあらかじめ明らかにしておく。

〔資料編 3-22-1 遺体収容所〕

3 遺体の管理

- (1) 町本部長は、遺体収容所に収容された遺体が発見された経過を記載した文書を作成し、必要に応じて遺族等に閲覧させる。
- (2) 町本部長は、遺体収容所に収容されている遺体の遺族が判明し、遺体の引取りを希望する場合は速やかに引き渡す。
- (3) 町本部長は、遺体収容所に収容されている遺体の引き取り者が判明せず、衛生上収容の継続が困難であると認められる場合は火葬の手続をとる。

- (4) 町本部長は、引取り者が判明しない遺体を火葬した場合は、当該遺体の発見された経過を記載した文書とともに、焼骨を保管する。

4 遺体の処理

- (1) 町本部長は、災害によって多数の死者が発生した場合においては、医師、看護師等により遺体処理班を編成し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置をとる。
 - ア 身元不明者の遺体、遺体の状態、身体的特徴、着衣、装身具、携帯品等を記録し、かつ、写真を撮影する。
 - イ 前記の写真は、遺体洗浄後に撮影した写真と併せて遺体の特徴、着衣、装身具等の記録とともに掲示するなど、身元発見に必要な措置をとる。
 - ウ 身元の判明している遺体を遺族等が自ら処理しようとする場合には、遺体の消毒方法を指示するものとする。
 - エ 身元不明の遺体は、洗浄、縫合、消毒等の処理をした後、遺体の顔面部、身体の特徴を写真に記録するとともに、紫波郡歯科医師会の協力を得て歯科所見を作成する。
- (2) 遺体処理用資機材を事前に準備できない場合は、従事する医療機関関係者（医療機関）の資機材を使用するものとし、資機材が不足したときは、町が調達する。
- (3) 町本部長は、遺体処理用資機材の調達ができない場合は、第10節「県、市町村等相互援助協力計画」に定めるところにより、盛岡地方支部保健医療班長を通じて県本部長に調達又はあつせんを要請する。

5 遺体の一時安置

- (1) 町本部長は、身元不明の遺体を一時安置するものとする。
- (2) 一時安置する遺体が多数あるときは、遺体ごとに一連番号を附して納棺し、別記様式「遺体処理台帳」に記録するものとする。
- (3) 前記(2)の遺体の着衣、携行品等は、遺体番号と同一番号を附して梱包して別に保管するものとする。この場合において、現金、貴金属、有価証券等については、盗難、紛失のおそれのない方法で保管するものとする。
- (4) 遺体は、番号順に並べて安置するものとする。
- (5) 一時安置した遺体の身元が判明し、遺族等に引き渡すときは、次の要領により引き渡すものとする。
 - ア 検案書を交付すること。
 - イ 遺体請書をとること。
 - ウ 着衣、携行品及び保管貴金属等の受領書をとること。

6 遺体の埋火葬

町が実施する遺体の埋火葬は、身元不明又は身元が判明しているが引取り手のない遺体を対象とする。

- (1) 埋火葬は、生活部町民課、産業部環境課、火葬場の従業員又は搜索班員等で行うものとする。
- (2) 遺体は、原則として火葬にする。
- (3) 一時安置した多数の遺体を埋火葬するときは、原則として、安置の際に付した遺体番号の順により埋火葬するものとする。
- (4) 身元不明の遺体の埋葬は、原則として遺体収容所施設の墓地に埋葬するものとし、施設名等を記録するものとする。
- (5) 町本部長は、埋葬用品等の調達ができない場合は、盛岡地方支部保険医療班長を通じて県本部長に調達又はあつせんを要請するものとし、災害の規模により大量の埋葬用品等を早急に必要とするときは、直接、県本部長に対し、調達又はあつせんを要請する。

7 火葬施設及び処理能力

遺体を火葬するときは、紫波斎苑かたくりの丘（火葬炉2基）を使用するものとし、被災により施設の使用が困難な場合、又は火葬需要に耐えられない場合は、次に掲げる隣接市町の火葬施設管理者の協力を得て火葬を行うものとする。

〔資料編 3-22-2 隣接市町火葬場〕

8 遺体埋葬の広域調整

町本部長は、遺体の埋葬量が自らの火葬能力を上回る等により、自ら火葬ができない場合にあっては、盛岡地方支部保健医療班長を通じて県本部長に広域火葬を要請する。

9 遺体搬送車の調達

町本部長は、管轄区域内の葬祭業者もしくは岩手県葬祭協同組合と協力して、車両を調達する。

〔資料編 3-22-3 近隣葬祭業者〕

10 応援協力等

町本部長は、遺体処理等について、所属職員及び施設、物資等により必要な業務を行うことが困難なときは、次の事項を明示して県盛岡地方支部福祉班長を通じて県本部長に応援を要請する。

(ア) 遺体処理実施場所	(イ) 処理対象概数	(ウ) 施設、設備等の状況
(エ) 応援を求める職種別人員	(オ) 処理期間	(カ) その他参考事項

11 災害救助法を適用した場合の遺体搜索、処理、埋葬

災害救助法を適用した場合の遺体の搜索、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

別記様式

遺体処理台帳

処 理 番 号					
遺 体 発 見 日 時					
遺 体 発 見 場 所					
発見者	住 所				
	氏 名				
	連 絡 先				
死亡者	性 別				
	住 所				
	氏 名				
	年 齢				
遺族	住 所				
	氏 名				
	続 柄				
洗浄等の 処理費	品 名				
	数 量				
	金 額				
死亡	原 因				
	年 月 日				
遺品	着 衣				
	貴 重 品				
備 考					

第23節 応急対策要員確保計画

第1 基本方針

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員(以下、本節中「要員」という。)の確保を図る。

第2 実施機関(責任者)

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	1 要員の確保 2 災害現地における防災関係機関相互の要員の調整
防災関係機関	要員の確保

[町本部の担当]

部	課	担 当 業 務
企画総務部	消防防災課	災害現地における防災関係機関相互の要員の調整
産業部	商工観光課	一般労務者及び技術者等の要員の確保

第3 実施要領

1 要員の確保

災害応急対策の各実施機関における要員の確保は、次の場合に行う。

- (1) 所属職員、他の機関からの応援職員、自主防災組織等の住民組織及び防災ボランティア等によっても、要員に不足を生じるとき。
- (2) 他の機関からの応援職員等による支援を待つ余裕がないとき。

2 確保の方法

- (1) 防災関係機関は、次の事項を明示して、盛岡公共職業安定所長に要員の確保を申し込む。

ア 目 的	イ 作業内容	ウ 必要技能及び人員
エ 期 間	オ 就労場所	カ その他参考事項

- (2) 要員に対する賃金は、法令その他特別の定めがある場合を除き、就労地域における公共職業安定所の業種別標準賃金とする。

3 要員の従事命令等

(1) 従事命令の執行者及び種類

従事命令及び協力命令は、災害対策基本法等に基づき、要員の確保ができない場合において、災害応急対策を実施するため、特に必要があると認めるときに行う。

執行者	対象作業	命令区分	根 拠 法 令
県本部長	災害応急対策作業 (災害救助法適用作業以外の作業)	従事命令 協力命令	災害対策基本法第71条
	災害応急対策作業 (災害救助法適用作業)	従事命令 協力命令	災害救助法第7条 災害救助法第8条
町本部長	災害応急対策作業全般	従事命令	災害対策基本法第65条第1項
警察官			災害対策基本法第65条第2項 警察官職務執行法第4条
消防職員又は 消防団員	消防作業	従事命令	消防法第29条第5項
救急隊員		協力要請	消防法第35条の10
水防管理者等	水防作業	従事命令	水防法第24条

(2) 命令の対象者

作 業 区 分	対 象 者
災害応急対策作業 (災害救助法及び災害対策基本法による県本部長の従事命令)	ア 医師、歯科医師又は薬剤師 イ 保健師、助産師又は看護師 ウ 土木技術者又は建築技術者 エ 大工、左官又はとび職 オ 土木業者又は建築業者及びこれらの従事者 カ 地方鉄道業者及びその従事者 キ 軌道経営者及びその従事者 ク 自動車運送業者及びその従事者
災害救助作業(協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策作業 (災害対策基本法による町長又は警察官の従事命令)	町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	区域内に居住する者、水防の現場にある者又は災害により生じた事故の現場付近にある者
災害応急対策作業 (警察官職務執行法による警察官の従事命令)	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

(3) 公用令書の交付

交付者	命令区分	交 付 事 由	根 拠 法 令
町本部長	従事命令	ア 命令を発する時 イ 発した命令を変更するとき ウ 発した命令を取り消すとき	災害対策基本法第 81 条第 1 項

(4) 損害補償

従事命令又は協力命令(災害対策基本法によるものを除く。)による従事者が、その作業により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は障がいの状態となった場合においては、法令の定めるところにより損害を賠償する。

(5) その他

公用令書の交付を受けた者が、やむを得ない事故により作業に従事することができない場合は、次に掲げる書類を添付して、町本部長に届け出る。

ア 負傷又は疾病による場合は、医師の診断書

イ 負傷又は疾病以外による場合は、警察官その他適当な公務員の証明書

4 災害救助法を適用した場合の要員の確保

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第 14 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第24節 文教対策計画

第1 基本方針

- 1 災害により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。
- 2 災害により教科書、学用品等(以下、本節中「学用品等」という。)を喪失又は棄損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう学用品等の給与を行う。

第2 実施機関(責任者)

実施機関		担当業務
町本部長		町立学校における応急教育の実施
〔町本部の担当〕		
部	課	担 当 業 務
教育部	教育総務課 学校教育課 こども課	1 町立学校施設、設備の被害の調査及び報告 2 町立学校施設、設備の応急対策の実施 3 町立小中学校職員の非常配置 4 被災児童・生徒に対する学用品等の給与 5 応急教育の実施
	生涯学習課	1 社会教育施設及び体育施設の応急対策の実施 2 文化施設及び文化財に対する応急対策の実施
	給食センター	応急給食用物資の確保及び調達

第3 実施要領

- 1 学校施設の対策
 - (1) 学校施設の応急対策
町本部長は、学校施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な措置を講じる。
 - (2) 応急教育予定場所の設定
学校が被害を受けた場合においては、その状況に応じて次により応急教育の場所を確保する。

被 害 の 状 況	応 急 教 育 予 定 場 所
校舎等の被害が軽微な場合	当該施設の応急処置を行い使用する。
被害が相当大きい、校舎等の一部が使用可能な場合	1 特別教室、屋内体育施設等を使用する。 2 一斉に授業ができない場合は、二部授業を行い、又は他の学校の校舎若しくは地域の公共施設を使用して分散授業を実施する。
校舎等が被災により全面的に使用困難な場合	1 町内の他の学校の校舎又は公民館等の公共施設を使用する。 2 校舎敷地又は近隣に仮設校舎を設置することが可能な場合は、これを早急に整備する。
町内の教育施設の確保が困難な場合	他の市町村の学校の校舎又は公民館等の公共施設又は校舎等を使用する。

- (3) 他の施設を使用する場合の手続
 - ア 町立学校が被災し、授業を行うことが困難であり、又は不可能である場合においては、次の手続により隣接する学校その他の公共施設の管理者の応援及び協力を得て応急教育を実施する。

区 分	手 続
町内の施設を利用する場合	町本部において、関係者が協議を行う。
同一教育事務所班管内の他 市町村施設を利用する場合	町本部長は、県盛岡地方支部教育事務所班長に対して、施設のあつせんを要請する。

イ あつせん要請は、次の事項を明示した行う。

(ア) あつせんを求める学校名	(イ) 予定施設名又は施設種別
(ウ) 授業予定人員及び教室	(エ) 予定期間
(オ) その他参考事項	

2 教職員の確保

(1) 町立学校

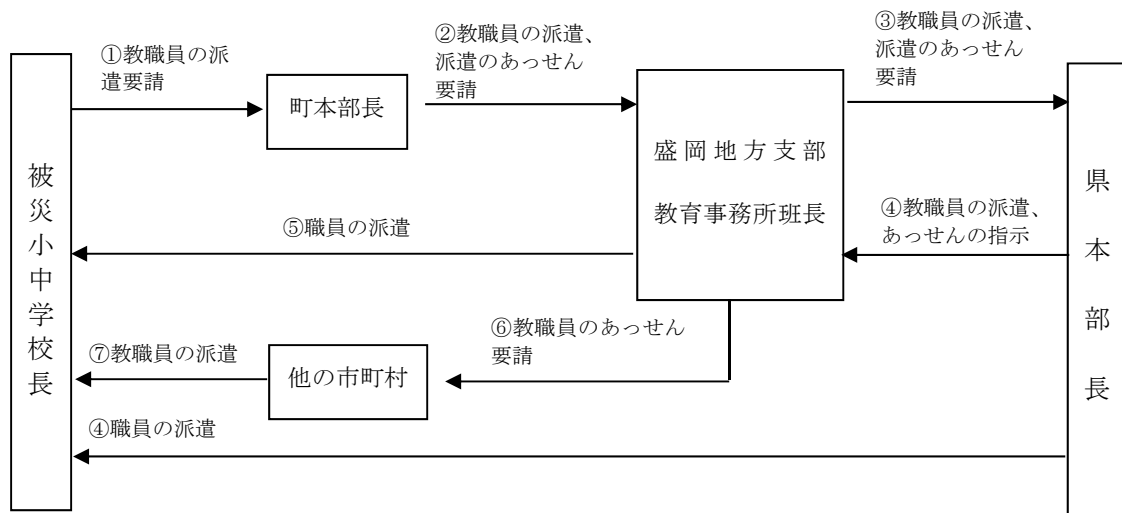
ア 災害により被災した小・中学校において、教職員の増員が必要と認められた場合は、次により教員を確保する。

(ア) 校長は、町本部長に対して教職員の派遣を要請する。

(イ) 町本部長は、盛岡地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に教職員の派遣又は派遣のあつせんを要請する。

イ 町本部長は、上記によっても教職員を確保できない場合においては、県本部長と協議の上、教職員を臨時に採用して、必要な教職員の確保を図る。

被災小中学校に対する教職員の派遣及びあつせんの流れ



(2) 県立学校

災害において被災した県立学校において、教職員の増員が必要と認められた場合は、原則として、学校内で調整することとするが、学校内で調整できないときは、校長は直接県本部長に対し、教職員の派遣を要請する。

(3) 要請の手続

教職員の派遣要請は、次の事項を明示して行う。

ア 派遣を求める学校名
イ 授業予定場所
ウ 教科別(小学校・中学校・高校)派遣要請人員
エ 派遣要請予定期間
オ その他参考事項

3 応急教育の留意事項

応急教育の実施に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 児童・生徒の精神の安定と保健・安全に努める。
- (2) 教科書、学用品等の損失状況を把握し、児童・生徒の学習に支障がないように配慮する。
- (3) 教育の場が公民館等学校施設以外のときは、教育方法に留意する。
- (4) 災害に伴う交通機関の状況又は他の施設利用による通学手段の確保その他の通学に関する事項を考慮する。
- (5) 授業が不可能となる事態が予想される場合は、家庭学習の方法を講ずる。
- (6) 授業が長期にわたり行うことができないときは、学校と児童・生徒との連絡網の整備を図り、指示伝達事項の徹底を図る。
- (7) 学校が避難場所に利用される場合は、避難者に対して支障にならないよう配慮する。

4 学用品等の給与

(1) 町立学校

ア 町本部長は、被災児童・生徒に対して学用品等を給与する。

イ 町本部長は、学用品等の給与が困難である場合は、県盛岡地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に対して学用品等の調達又はあつせんを要請する。

なお、調達又はあつせんされた学用品等の輸送は、業者と町本部間の通常の方法による。

(2) 災害救助法を適用した場合における学用品等の給与

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

5 学校納付金の減免及び育英資金等の貸与

- (1) 町本部長は、必要に応じて被災した児童・生徒に対する学校納付金等の減免を行う。
- (2) 被災生徒が授業料の減免、育英資金及び奨学金の措置申請を行う場合の手続は、平常時の取扱いに準ずるが、申請に当たっては、り災証明書を添付する。

6 学校給食の応急対策

(1) 給食の実施

町本部長は、次の事項に留意して応急給食を実施する。

ア 給食施設及び原材料等が被害を受け、平常の給食ができない場合においても、パン、ミルク等の給食を実施するよう努める。

イ 町本部長は、原材料又はパン、ミルク等の補給が困難な場合は、県本部長に連絡し、その指示を受け、物資の調達を図り実施する。

ウ 学校が避難所として使用され、給食施設が避難者用炊出し施設に利用されている場合においては、学校給食と被災者炊出しとの調整を図る。

(2) 被害物資対策

町本部長は、被害を受けた給食用原材料を取りまとめ、県本部長から指示があるまでの間、これらを保管する。

7 学校保健安全対策

町本部長は、次の事項に留意して、災害時における児童・生徒の保健及び安全の確保を図る。

- (1) 欠席児童・生徒の家庭訪問等を行うことにより、事故又は疾病の状況を把握する。
- (2) 学校内において、特に感染症又は中毒が発生した場合においては、学校医又は盛岡地方支部保健医療班長に連絡し、その判断に基づき、給食の停止、休校等の処置をとるとともに、この旨を県本部長に報告する。

- (3) 通学道路等の被害状況に応じ、登下校の安全確保に努める。
- (4) 各学校で実施している避難訓練及び交通安全教室等の指導事項を遵守するよう指導し、事故の未然防止に努める。

8 その他文教関係の対策

(1) 社会教育施設、文化施設及び体育施設の対策

町本部長は、社会教育施設、文化施設及び体育施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講ずる。

(2) 文化財等の対策

文化財保護審議会委員の意見等を参考として、その価値を可能な限り維持するよう所有者及び管理団体等に対して次の事項を指示し、指導する。

- | |
|------------------|
| ア 文化財の避難 |
| イ 文化財の補修、修理 |
| ウ 二次災害からの保護措置の実施 |

9 被災児童・生徒の受入れ

町本部長は、被災地の市町村又は都道府県の長から要請があった場合は、可能な限り被災児童・生徒の受入れを行う。

第25節 農畜産物応急対策計画

第1 基本方針

- 1 被災地域における病虫害の発生及びまん延を予防し、農作物の被害の防止を図る。
- 2 家畜の被害を最小限にとどめることができるよう、適切な措置及び指導を行う。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	担当業務
町本部長	1 被災地域における病虫害防除の実施 2 家畜、家きん、草地、飼料畑及び畜産施設の被害に対する応急措置
県病虫害防除所	病虫害防除に関する必要な指示及び指導

〔町本部の担当〕

部	課	担当業務
産業部	農政課	1 病虫害防除に係る技術指導 2 畜産対策全般 3 栽培・管理に係る技術指導

第3 実施要領

1 防除の対策

(1) 防除の実施

ア 町本部長は、次の事項を定め、防除措置を講ずる。

- (ア) 防除時期
(イ) 防除資機材（航空機、防除機具、農薬、その他）の種類及び数量
(ウ) 防除体制（人員、車両等の動員、配置）

イ 町本部長は、防除に関する必要な指示、指導を県盛岡地方支部農林班長を通じて、県本部長に要請する。

ウ 町本部長は、業務を円滑に実施するため、次の班を編成する。

班名	担当業務
調査班	巡回調査を行い、病虫害の種類、発生区域、発生状況、まん延状況、防除状況等の把握に努める。
指導班	防除組合等の活動促進及び防除技術等、防除全般について積極的に指導及び普及を行い、病虫害の発生による被害防止に努める。

エ 班編成の基準

区分	調査班	指導班	備考
農業普及員	2名	1名	町農政課及び協力機関の職員により編成する。
営農指導員	2名	1名	
事務職員	1名	1名	
計	5名	3名	

(2) 防除資機材の調達

ア 町本部長は、必要な資機材、人員、車両等の確保及び調達を行う。

イ 町本部長は、防除資機材等の確保が困難な場合は、次の事項を明示し、盛岡地方支部農林班長を通じて県本部長にその調達又はあっせんを要請する。

(ア) 資機材の種類別数量	(イ) 送付先
(ウ) 調達希望日時(期間)	(エ) その他参考事項

2 畜産対策

(1) 協力機関

町本部長は、次の関係機関の協力を得て、畜産対策を実施する。

ア 県	イ 全国農業協同組合連合会岩手県本部
ウ 県農業共済組合	エ 農業協同組合
オ 獣医師	カ 地域自衛防疫協議会

(2) 家畜診療班及び家畜防疫班の編成

ア 町本部長は、必要に応じて「家畜診療班」及び「家畜防疫班」を編成する。

イ 家畜診療班及び家畜防疫班の編成は、次の基準による。

区 分	家畜診療班	家畜防疫班	備 考
獣 医 師	1 名	1 名	町農政課及び協力機関の職員により編成する。
作 業 員		2 名	
事務職員	1 名	1 名	
計	2 名	4 名	

(3) 家畜の診療

ア 災害時における家畜の診療は、次の方法により行う。

(ア) 家畜の診療は、町本部長が実施するが、それが困難な場合は、県盛岡地方支部農林班長に応援を要請する。

(イ) 診療業務を円滑に実施するため、獣医師及び所属職員からなる家畜診療班を編成し、速やかに現地に派遣して応急診療を実施するものとし、必要に応じて被災地域内に家畜診療班詰所を設け、常時待機する。

(ウ) 応急診療の範囲は、次による。

a 診療	b 薬剤又は治療用資器材の支給	c 治療等の処置
------	-----------------	----------

(エ) 家畜の健康診断が必要と認めた場合は、被災地内に家畜診療班を派遣し、巡回して健康診断にあたりるとともに、必要に応じ、家畜避難所を設置する。

(4) 家畜の防疫

災害時における家畜の防疫は、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第116号)及び家畜防疫対策要綱(平成11年4月12日付 11蓄A第467号農林水産省畜産局長通達)の関係規定により実施する。

ア 畜舎等の消毒(家畜伝染病予防法第9条)

(ア) 災害時における家畜伝染病の予防又はまん延を防止するため、家畜防疫班は、県盛岡地方支部農林班長が実施する畜舎等の消毒に協力するものとする。

(イ) 必要な薬剤、器材等については、県盛岡地方支部農林班の手持品を使用する。

イ 緊急予防注射の実施（家畜伝染病予防法第6条及び30条）

(ア) 災害時における家畜伝染病の予防又はまん延を防止するため、家畜防疫班は、県盛岡地方支部農林班長が実施する予防注射に協力するものとする。

(イ) 必要な薬剤、器材等については、県盛岡地方支部農林班の手持品を使用する。

(5) 家畜の避難

水害による浸水等災害の発生が予想され、又は発生したときの家畜の避難は、次の方法により行う。

ア 町本部長は、県盛岡地方支部農林班長、近隣市町村その他の協力機関と連絡し、避難場所等について協議する。

イ 町本部長は、県盛岡地方支部農林班長から連絡を受け、又は家畜を避難させる必要を認めたときは、家畜飼育者等に家畜を避難させるよう指導する。

(6) 飼料等の確保

ア 避難する家畜の飼料、わら等が現地において調達できないときは、次の方法により確保する。

(ア) 町本部長は、県盛岡地方支部農林班長に確保のためのあつせんを要請する。

(イ) 要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| a 要請する飼料の種類及び数量 | b 納品又は引継の場所及び時期 |
| c その他必要事項 | |

イ 家畜の給水に配慮する。

(7) 青刈飼料等の対策

町本部長は、風水害等により飼料作物、牧草等が被害を受けた場合は、次の応急措置を実施する。

ア 全滅又は回復の見込みがない場合は、速やかに再播措置について指導する。

イ 一部の被害で回復の見込みのあるものは、即効性の液肥を使用し、成育を促進するよう指導する。

ウ 災害発生時において、飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保できない場合は、盛岡地方支部農林班長を通じて、県本部長に確保のためのあつせんを要請する。

(8) 牛乳の集乳対策

町本部長は、酪農家が生産した牛乳が、災害に伴う交通途絶等により集乳運搬ができない場合は、県盛岡地方支部農林班長に対し、集乳運搬について協力を要請する。

第26節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画

第1 公共土木施設

1 基本方針

公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設、砂防施設等について速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

2 実施機関(責任者)

公共土木施設に係る被害の状況を把握、応急措置及び応急復旧の実施機関(責任者)は、次のとおりとする。

実施機関	担当業務
町本部長	(1) 町道の道路施設 (2) 準用河川及び普通河川の河川管理施設
盛岡広域振興局土木部	(1) 所管する道路施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施 (2) 所管する河川管理施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施 (3) 所管する砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地危険区域の砂防施設等の被害状況の把握及び応急復旧の実施
岩手河川国道事務所	(1) 所管する道路施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施 (2) 所管する河川管理施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施 (3) 所管する砂防指定地、地すべり防止区域の砂防施設等の被害状況の把握及び応急復旧の実施

[町本部の担当]

部	課	担当業務
建設部	土木課 下水道課 都市計画課	各公共土木施設に係る被害状況調査及び応急対策の実施

3 実施要領

(1) 共通事項

ア 被害状況の把握及び連絡

実施機関は、被害の発生状況を把握し、県本部その他の防災関係機関に連絡するとともに、その後の応急対策の活動状況等についても、随時連絡する。

イ 二次災害の防止対策

(ア) 町本部長は、クラック発生箇所等の調査を行い、二次災害の防止のための応旧復旧を実施する。

(イ) 町は、二次災害の危険性があると認められる場合は、必要に応じ、第15節「避難・救出計画」に定める避難指示等の発令等の措置をとる。

ウ 要員及び資機材の確保

(ア) 実施機関は、必要な要員及び資機材を確保するため、相互に融通、調達、あつせん等の手段を講ずるとともに、あらかじめ災害時における応援協定の締結等、関係業者、団体等の協力を得られる体制を整備する。

(イ) 実施機関相互又は関係業者等に対する協力要請は、次の事項を明示して行う。

a 資機材の種類及び数量	b 職種別人員	c 場所
d 期間	e 作業内容	f その他参考事項

エ 関係機関との連携強化

(ア) 実施機関は、応急復旧の実施に当たっては、広域的な応援体制をとるよう努める。

(イ) 障害物の除去等に係る応急復旧に当たっては、警察、消防機関、自衛隊、占用工作物管理者等の協力を得て実施する。

(2) 道路施設

ア 実施機関は、関係機関と速やかに協議及び調整の上、災害の態様と緊急度に応じて緊急輸送道路を重点的に応急復旧を実施する。

イ 県は町道（県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。）について、町から要請があり、かつ、当該市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、町に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で当該工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。

(3) 河川管理施設

洪水等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第2 鉄道施設の応急対策

災害時において鉄道施設は、緊急物資の輸送及び住民の避難において重要な役割を果たすことから、町は、東日本旅客鉄道㈱の応急対策に協力する。

第27節 ライフライン施設応急対策計画

第1 基本方針

- 1 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の供給事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施してライフライン及び必要な燃料の確保を図る。
- 2 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者等は、他都道府県で発生した災害における応急対策に関し、必要に応じ、応援を実施することができるよう、広域的応援体制の整備に努める。

第2 実施機関(責任者)

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	1 上下水道施設に係る被災状況の把握 2 被災した上下水道に係る応急措置及び応急復旧の実施 3 電力・ガス・電気通信・石油等燃料施設に係る被災状況の把握 4 被災地域における広報の実施
東北電力ネットワーク(株)盛岡電力センター	1 所管する施設の被害状況の把握 2 被災した施設に係る応急処置及び応急復旧の実施
ガス供給事業所	
電気通信事業所	
石油等燃料供給事業所	
岩手中部水道企業団	

〔町本部の担当〕

部	課	担 当 業 務
企画総務部	消防防災課	1 電力、ガス、石油等燃料供給施設に係る被害状況及び応急対策の実施状況に係る情報収集 2 自衛隊の災害派遣要請
	総務課	報道機関への被害情報に係る広報
	企画課	電気通信施設における被害状況及び応急対策の実施状況に係る情報収集
	税務課	被災地域における広報の実施
建設部	下水道課	下水道施設の被害状況の把握及び応急措置の実施

第3 実施要領

1 上水道施設

(1)

ア 給水対策本部の設置

(ア) 町本部長は、災害が発生した場合において、必要な対策を迅速かつ円滑に実施するため、本部内に「給水対策本部」を設置し、県本部及び関係機関と密接な連携を図りながら、応急対策を実施する。

(イ) 給水対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出勤方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

イ 動員体制の確立

(ア) 町本部長は、災害時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、配備体制を確立するものとし、職員を指名の上、担当業務をあらかじめ指定する。

(イ) 指名された職員は、勤務時間外において災害が発生した場合においては、被害状況に応じて、勤務場所に自主参集の上、応急対策に従事する。

ウ 関係機関及び関係業者との協力体制の確立

町本部長は、あらかじめ、復旧対策に必要な要員及び資機材について、岩手中部水道企業団と協力体制を確立する。

(2) 情報連絡活動

ア 町本部長は、水道施設の被災時における情報連絡の手段、時期、内容等についてあらかじめ定める。

イ 町本部長は、水道施設に被害が発生した場合は、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長に報告する。

(ア) 通信手段

一般加入電話が使用できない場合の給水対策本部内における連絡は、移動系防災行政無線又は業務用簡易無線を用いて行う。

(イ) 通信時期及び内容等

給水対策本部における連絡は、緊急連絡事項を除き、あらかじめ定めた時間及び内容形式により行う。

(3) 応急対策

ア 復旧対策資機材の整備

(ア) 復旧対策に必要な管、弁水の材料は、平常業務との関連する保有に対して岩手中部水道企業団と協議すること。

(イ) 水道施設の被災により材料が不足した場合においては、メーカー及び他の水道事業者等から調達するとともに、あらかじめ、応援協定を締結している岩手中部水道企業団から調達する。

(ウ) 町本部長は、必要な材料を調達できない場合においては、県盛岡地方支部保健医療班長を通じて県本部長に対し応援を要請する。

イ 施設の点検

町本部長は、災害が発生した場合は、次により水道施設、工事現場等を点検し、被害状況を把握する。

(ア) 取水、導水、浄水、送水、排水施設及び給水所等の被害調査は、各施設ごとに実施する。

(イ) 管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況及び漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物の被害状況の把握に努める。

(ウ) 次の管路等については、優先的に点検する。

- a 主要送配水管路
- b 貯水槽及びこれに至る管路
- c 河川、鉄道等の横断箇所
- d 住民生活に重要な施設である変電所及び後方医療機関等に至る管路

ウ 応急措置

町本部長は、二次災害の発生のおそれがある場合又は被害が拡大するおそれがある場合においては、被災水道施設が復旧するまでの間、次の措置をとる。

(ア) 取水、導水、浄水施設等

取水施設、導水施設、浄水施設等に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合においては、必要に応じて取水及び導水の停止又は減量を行う。

(イ) 配水管路等

a 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上、非常に危険であると判断される箇所については、断水処置をし、道路管理者等との協力を得て、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。

b 管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。

- (ウ) 給水措置
倒壊、焼失し、又は所有者が不明な家屋に係る給水装置の漏水は、仕切弁又は止水栓により閉栓する。
- (4) 復旧対策
 - ア 取水・導水施設等の復旧
 - (ア) 取水・導水施設の復旧を最優先で行う。
 - (イ) 浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては速やかに復旧活動を行う。
 - イ 送・配水管路の復旧
 - (ア) 復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき被害の程度、復旧の難易、被害箇所の重要度及び浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次復旧対策を実施する。
 - (イ) 復旧に当たっては、災害復旧を原則とするが、復旧用資機材の調達状況、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、必要と認めた場合においては、仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。
 - (ウ) 送・配水管路の復旧の優先順位は、次のとおりとする。

優先区分	内 容
第1次指定路線	送水管及び主要配水幹線として指定された給水上重要な管路
第2次指定路線	重要配水管として指定した第1次指定路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路

- ウ 給水装置の復旧
 - (ア) 公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。
 - (イ) 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等からの修繕申し込みがあったものについて実施する。この場合において、緊急度の高い医療施設等を優先して実施する。
 - (ウ) 配水に支障を及ぼす給水装置の復旧については、申込みの有無にかかわらず実施する。
- (5) 道路管理者等との連携
町本部長は、各施設の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。
- (6) 災害広報
 - ア 住民等に対する広報は、復旧状況を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。
 - イ 町本部長は、被災地域における住民等の苦情、相談を受け付けるため、移動相談所を開設する。

2 下水道施設

- (1) 災害時の活動体制
町本部長は、配備体制に基づいて関係職員の配置を行い、下水道施設の被害に対して迅速に応急対策活動を実施する。
- (2) 応急対策
 - ア 災害復旧用資機材の確保
 - (ア) 町本部長は、発電機、空気圧縮機、水中ポンプ、コンクリートブレーカー、土のう等の資機材の確保に努める。
 - (イ) 町本部長は、必要に応じ、第10節「県、市町村等相互応援協力計画」に定めるところにより、他の市町村等に応援を要請する。
 - (ウ) 下水道施設の被災により、材料が不足した場合においては、メーカー及び他の下水道関係事業者等から調達するとともに、あらかじめ、応援協定を締結している関係会社等から調達する。

イ 応急措置

- (ア) ポンプ場、処理場において、停電によりポンプの機能が停止した場合においては、非常用発電機によってポンプ運転を行い、排水不能の事故が起こらないよう対処する。
- (イ) 各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては、箇所及び程度に応じて応急措置を実施する。
- (ウ) 工事施工中の箇所については、請負業者に被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員及び資機材の補給を行わせる。

(3) 復旧対策

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、取付管等の復旧を行う。

ア 処理場・ポンプ場

処理場及びポンプ場において、停電が発生した場合においては、各所で保有する非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

イ 管渠施設

管渠施設に破損、流下機能の低下等の被害が発生した場合においては、既設マンホールを利用したバイパス等の設置や代替管を活用して復旧に努める。

(4) 災害広報

住民等に対する広報は、復旧状況を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

3 電力・ガス・電気通信・石油等燃料施設の応急対策

町は、二次災害の阻止と災害復旧について各事業者がそれぞれ定める防災業務計画に基づき実施される応急復旧措置を支援する。

- (1) 各事業者は、それぞれの定める防災業務計画に基づき、被害状況の早期把握と迅速な応急復旧措置を講ずるものとする。
- (2) 各事業者は、社会不安の除去及び二次災害の防止のために必要な広報活動を行うものとする。

第28節 危険物施設等応急対策計画

第1 基本方針

- 1 火災及びその他の災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大の防止を図るため、危険物施設等について、速やかに応急措置を実施する。
- 2 町は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。
- 3 自衛隊の所有する資機材等により、危険物の保安措置及び除去が可能である場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

第2 実施機関(責任者)

実 施 機 関	担 当 業 務
危険物施設責任者	1 被害状況の把握 2 災害の発生又は拡大の防止のための応急措置
火薬類保管責任者	
高圧ガス保管責任者	
毒物・劇物施設保管責任者	
町本部長	

〔町本部の担当〕

部	課	担 当 業 務
企画総務部	消防防災課	1 危険物施設等の被害状況の情報収集 2 危険物災害の防除活動に係る連絡及び調整 3 消火薬剤、応急対策資機材の調達及びあっせん 4 負傷者の救出救護の支援 5 避難措置及び警戒区域の設定 6 自衛隊の災害派遣要請

第3 実施要領

- 1 石油类等危険物
 - (1) 危険物施設責任者
 - ア 被害状況の把握及び連絡
危険物施設責任者は、災害発生後、直ちに町本部及び消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について随時連絡する。
 - イ 要員の確保
危険物施設責任者は、防災要員を確保できるよう、あらかじめ所内の自衛消防組織を編成するとともに、災害時の要員確保対策を講ずる。
 - ウ 応急措置
危険物施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。
 - (ア) 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。
 - (イ) タンクの破壊等により漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。
 - (ウ) 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。
 - エ 情報提供及び広報
危険物施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないよう災害広報活動を行う。

(2) 町本部長

町本部長は、危険物施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第8節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

2 火薬類

(1) 火薬類保管施設責任者

ア 被害状況の把握及び連絡

火薬類保管施設責任者は、災害発生後、直ちに町本部及び消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について随時連絡する。

イ 応急措置

(ア) 火薬類保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

- a 火気の使用を停止し、状況に応じて保安関係以外の電源を切断する。
- b 時間的余裕のある場合においては、貯蔵火薬類を他の地域に搬送する。
- c 搬送経路が危険である場合又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。
- d 火薬庫の入口、窓等を完全に密閉し、木部には防火の措置を講ずる。
- e 災害の状況により周辺住民の避難を必要と認めるときは、次の措置を講ずる。
 - (a) 災害による避難について、住民に周知する。
 - (b) 当該施設の従業員についても、応急対策要員を除き、避難の措置を行う。

(イ) 吸湿、変質、不発、半爆等のため、著しく原性能若しくは原型を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は廃棄する。

(ウ) 火薬庫が近隣の火災等により危険な状態となり、又は火薬類が煙若しくは異臭を発生し、その安定度に異常を呈したときは、直ちにその旨を警察官、消防職員・団員に通報する。

(2) 町本部長

町本部長は、火薬類保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第8節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

3 高圧ガス

(1) 高圧ガス保管施設責任者

ア 被害状況の把握及び連絡

高圧ガス保管施設責任者は、災害発生後、直ちに町本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について随時連絡する。

イ 応急措置

高圧ガス保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

- (ア) 火気の使用を停止し、状況に応じて保安関係以外の電源を切断する。
- (イ) 高圧ガス保管施設が危険な状態となったときは、直ちに製造、消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。
- (ウ) 充填容器等を安全な場所に移動する。
- (エ) 災害の状況により周辺住民の避難が必要と認めるときは、次の措置を講ずる。
 - a 災害による避難について、住民に周知する。
 - b 当該施設の従業員についても、応急対策要員を除き、避難の措置を行う。
- (オ) 充填容器等が外傷又は火災を受けたときは、充填されている高圧ガスを規定の方法により放出し、又はその充填容器等とともに、損害が他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。
- (カ) 高圧ガス保管施設又は充填容器が危険な状態となったときは、直ちにその旨を警察官、消防職員・団員に通報する。

(2) 町本部長

町本部長は、高圧ガス保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第8節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

4 毒物・劇物

(1) 毒物・劇物保管施設責任者

ア 被害状況の把握及び連絡

毒物・劇物保管施設責任者は、災害発生後、直ちに町本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について随時連絡する。

イ 応急措置

毒物・劇物保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

(ア) タンクの破壊等により漏洩した毒物・劇物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。

(イ) 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

ウ 情報の提供及び広報

毒物・劇物保管施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対して災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供する。

(2) 町本部長

ア 町本部長は、毒物・劇物保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、火災に際しては、第8節「消防活動計画」に定めるところにより対処するとともに、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止のために必要な措置を行う。

イ 町本部長は、災害の態様に応じて、警戒区域の設定、広報、避難の指示等の措置を行う。

第29節 林野火災応急対策計画

第1 基本方針

- 1 林野火災発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防御活動等を行う。
- 2 町は、林野火災による被害を軽減するため、あらかじめ林野火災防御計画を定める。
- 3 町は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- 4 本計画に定めのないものについては、消防組織法の基づく「消防計画」に定めるところによる。

第2 実施機関(責任者)

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	1 消火、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 2 警戒区域の設定及び当該区域への出入り制限等
消防機関	1 町本部長の要請又は命令による消防応急活動等の実施 2 消防警戒区域の設定及び当該地区への立入りの制限等

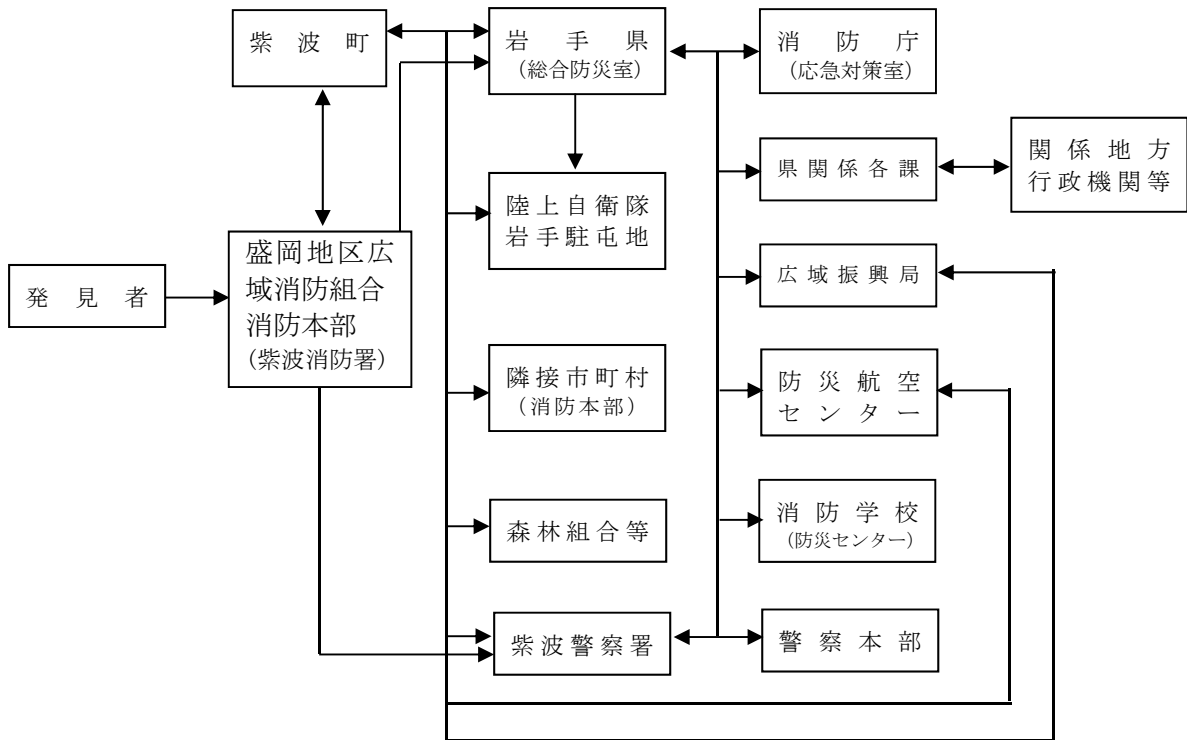
〔町本部の担当〕

部	課	担 当 業 務
企画総務部	消防防災課	1 消防活動の連絡調整 2 消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん 3 県防災ヘリコプターの派遣要請 4 警戒区域の設定及び当該地区への立入りの制限 5 人的被害及び住家被害情報の収集 6 自衛隊の災害派遣要請
産業部	農政課	1 農業関係機関との連絡調整 2 農業施設被害情報の収集 3 農作物等被害情報の収集 4 農地農業用施設被害情報の収集 5 家畜等被害情報の収集 6 農業用ダムの流量調整に係る連絡調整
	環境課	1 林業関係機関との連絡調整 2 森林等被害情報の収集 3 林道施設被害情報の収集
建設部	土木課	道路交通規制の情報の収集及び交通規制の実施

第3 実施要領

1 通信連絡体制

防災関係機関における通報・連絡は、次により行う。



2 町本部長の措置

- (1) 町本部長は、林野火災による被害を軽減するため、次により、林野火災防御計画を定める。

ア 重要対象物の指定

林野火災が発生した場合は、優先的に防御する施設として、避難所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、町民生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。

イ 延焼防止線の設定

林野火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、その地形、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮の上、延焼阻止線を設定する。

ウ 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険地区、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整の上、消防活動計画図を作成する。

- (2) 町本部長は、林野火災が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を要請又は命ずる。
- (3) 町本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。また、林野火災が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- (4) 町本部長は、消防機関による消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して消防部隊の応援要請を行うほか、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続により、自衛隊の災害派遣を要請する。
- (5) 町本部長は、地上からの消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、空中消火を実施するため、県本部長に対して、第30節「防災ヘリコプター等応援要請計画」に定める手続により防災ヘリコプターの応援要請を行うほか、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの応援要請を行う。
- (6) 町本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。
特に、空中消火のためのヘリコプター派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保するとともに、空中消火に必要となる消火薬剤補給のための要員を配備する。

3 消防機関の長の措置

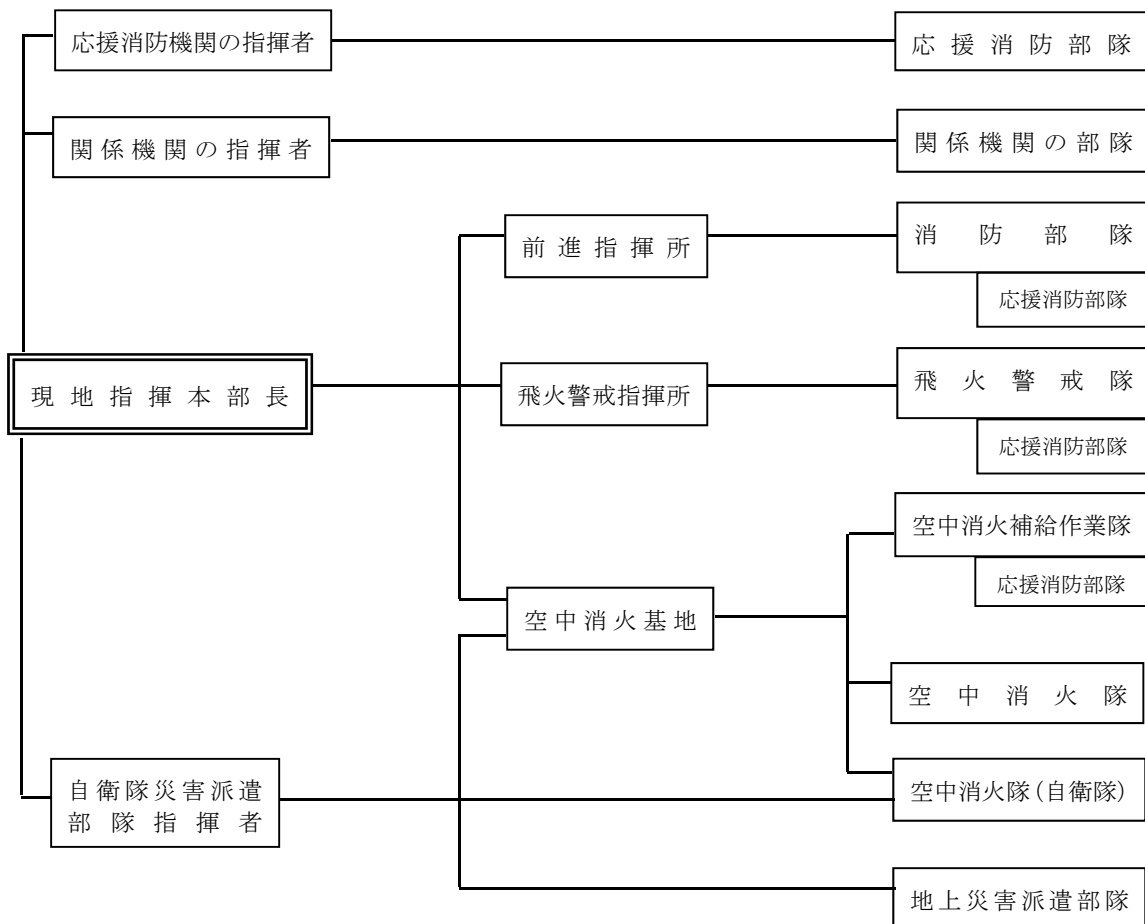
(1) 応急活動体制の確立

- ア 消防機関の長は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保・調達体制及び無線電話途絶時における通信運用等を定める。
- イ 消防機関の長は、町本部長から出動準備要請又は命令を受けたときは、次の措置をとる。
 - (ア) 消防職員・団員に対する出動準備命令
 - (イ) 出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令
 - (ウ) 出動準備終了後における町本部長への報告(消防職員・団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等)
- ウ 消防職員・団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。
- エ 消防機関の長及び消防職員・団員は、地域内に大規模な林野火災が発生したことを知り、消防部隊の活動が必要と認めたときは、出動要請又は命令を待つことなく所属の署所に非常参集の上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

(2) 火災防御活動

- ア 消防機関の長は、住民及び自主防災組織等に対して、出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員・団員及び消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。
- イ 林野火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊災害派遣部隊等が統一的指揮の下に円滑な消防活動を実施できるよう、現地指揮本部を設置する。
- ウ 現地指揮本部は、付近一帯が見渡せる風横又は風上の高地で無線障害の少ない場所等、火災の状況及び防御活動の状況が把握できる位置に設置し、旗等により表示する。
- エ 現地指揮本部には、必要に応じ、関係機関の指揮者等による連絡会議等を設ける。
- オ 消防機関の長は、現地最高指揮者として防御方針を決定し、有機的な火災防御活動を実施する。
- カ 林野火災の区域が隣接市の区域にまたがる場合は、合同現地指揮本部を設置し、現地最高指揮者は、当該消防機関の長が協議して決定する。
- キ 現地指揮本部には、可能な限り、消防通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、通信施設の相互利用を図る。

ク 現地指揮本部の指揮系統は、おおむね次のとおりとする。



ケ 火災防御活動に当たっては、次の点に留意する。

- (ア) 林野火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防御を行い、一挙鎮滅を図る。
- (イ) 林野火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防御を行う。
- (ウ) 林野火災が随所に発生し、消防隊個々による防御では効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防御に当たる。
- (エ) 林野火災が多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保に当たる。
- (オ) 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。
- (カ) 他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防御を優先する。

(3) 救急・救助活動

ア 消防機関の長は、あらかじめ、医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等の関係機関と救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について協議を行い、このための活動計画を定める。

イ 救急・救助活動に当たっては、次の点に留意する。

- (ア) 負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行った上、安全な場所に搬送を行う。
- (イ) 負傷者が多数発生した場合は、重症者、子供、老人、病人及び障がい者を優先する。

- (ウ) 大規模林野火災により、救急・救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。
- (4) 避難対策活動
 - ア 消防機関の長は、あらかじめ、避難指示等の伝達、避難誘導、避難場所及び避難路の防御等に係る活動計画を定める。
 - イ 避難指示等の伝達、避難誘導については、消防団及び自主防災組織等との連携を図る。
 - ウ 避難指示等の発令がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。
 - エ 住民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、林野火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。
 - オ 高齢者、障がい者等の災害時要援護者の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、消防団、自主防災組織、自治公民館等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。
- (5) 情報収集・広報活動
 - 消防機関の長は、災害情報の収集及び伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。
- (6) 消防警戒区域等の設定
 - 消防職員・団員は、林野火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への立入りを禁止し、若しくは制限することができる。

第30節 防災ヘリコプター要請計画

第1 基本方針

- 1 町本部長は、災害時において広域的かつ機動的な対応を図るため、防災ヘリコプターによる災害応急対策を必要と判断した場合は、県本部長に防災ヘリコプターの応援を要請する。
- 2 町本部長は、防災ヘリコプターの応援要請に当たり、その受入体制を整備する。

第2 実施機関(責任者)

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	1 防災ヘリコプターの応援要請 2 防災ヘリコプターの活動に対する支援

〔町本部の担当〕

部	課	担 当 業 務
企画総務部	消防防災課	1 防災ヘリコプターの応援要請 2 ヘリポートの設置 3 防災ヘリコプターの燃料の確保

第3 実施要領

1 要請基準

防災ヘリコプターの応援を要請する基準は、次のとおりである。

公 共 性	災害等から住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
緊 急 性	緊急に行動を行わなければ、住民の生命及び財産に重大な支障が生じるおそれがあること。
非代替性	防災ヘリコプターによる活動が有効であること。

2 活動内容

防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりである。

災害応急対策活動	(1) 被害状況の偵察及び情報収集 (2) 救援物資、人員等の搬送 (3) 災害に関する情報、警報等の伝達などの災害広報 (4) その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
消火活動	(1) 林野火災における空中消火 (2) 偵察及び情報収集 (3) 消防隊員、資機材等の搬送 (4) その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
救助活動	(1) 中高層建築物等の火災における救助 (2) 山岳遭難、水難事故等における捜索及び救助 (3) 高速自動車道等の道路上の事故における救助 (4) その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
救急活動	(1) 交通遠隔地からの傷病者の搬送 (2) 傷病者の転院搬送 (3) 交通遠隔地への医師、機材等の搬送 (4) 臓器搬送 (5) その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

3 応援要請

- (1) 町本部長は、災害発生時において、防災ヘリコプターの出動が必要と判断した場合は、次の事項を示して、県本部長に電話等により応援要請し、後日、文書を提出する。

- ア 災害の種別
- イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- ウ 災害発生現場の気象情報
- エ 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- オ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他必要な事項

- (2) 応援要請先は、次のとおりである。

岩手県総務部総合防災室 (岩手県防災航空センター)	TEL 0198-26-5251 FAX 0198-26-5256
------------------------------	--

4 受入体制

町本部長は、防災ヘリコプターの活動を支援するため、必要に応じ次の受け入れ体制を整備する。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場及び病院等への搬送手配
- (3) 林野火災における空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

第3 1 節 土砂災害等警戒活動計画

第1 基本方針

- 1 豪雨、暴風雨等によって、土砂災害やライフラインに対する被害が発生、又は発生するおそれがある場合は、災害に備えて警戒活動を行う。
- 2 豪雨、暴風雨等によって土砂災害が発生、又は発生するおそれがある場合は、適切な情報を収集するとともに、土砂災害危険箇所等の巡視、点検を行う。
- 3 豪雨、暴風雨等によって起こる災害に備え、ライフライン、道路・交通機関等の警戒活動を行うとともに、施設の機能確保に努める。

第2 実施機関

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	1 土砂災害危険箇所の巡視、点検及び警戒 2 土砂災害に対するライフライン及び道路・交通機関等の警戒 3 土砂災害発生時における災害拡大防止等の措置 4 土砂災害対策用資機材の緊急調達 5 ライフライン及び道路・交通機関の応急対策用資機材の緊急調達 6 土砂災害発生箇所等並びにライフライン及び道路・交通機関の応急復旧
消防機関	1 土砂災害危険箇所等の巡視及び報告 2 土砂災害危険箇所等の応急作業

〔町本部の担当〕

部	課	担当業務
企画総務部	消防防災課	自衛隊の災害派遣要請
生活部	長寿介護課 健康福祉課	所管施設及び社会福祉施設の監視及び警戒
産業部	農政課	1 農林業施設等の監視及び警戒 2 農地の監視及び警戒
	環境課	森林の監視及び警戒
建設部	土木課	1 土砂災害危険箇所等の監視及び警戒 2 道路、橋りょう等の監視及び警戒 3 河川管理施設等の監視及び警戒
	都市計画課	住宅開発地等の監視及び警戒
	下水道課	上下水道施設等の監視及び警戒
教育部	教育総務課 学校教育課	学校施設の監視及び警戒

第3 実施要領

1 土砂災害警戒活動

(1) 情報収集

土砂災害警戒区域等において災害が発生、又は発生するおそれがあると予想される場合は、適切な措置を講じるため、情報、状況等の収集に努め、速やかに関係各課及び防災関係機関に連絡し、警戒配備に備える。

〔資料編 2-17-1 山地災害危険地区一覧表〕

〔資料編 2-17-2 土砂災害警戒区域一覧表〕

(2) 警戒活動

各危険箇所においてパトロールを実施し、前兆現象の早期発見に努める。

(3) 情報交換の徹底

町本部長は、県、他の市町村及び防災関係機関と気象観測情報等の交換に努める。

(4) 土砂災害警戒区域指定に伴い、警戒区域ごとに土砂災害に関する次の事項を定める。

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律第7条関係)

ア 情報の収集及び伝達に関する事項

イ 予報の発令及び伝達に関する事項

ウ 警報の発令及び伝達に関する事項

エ 避難に関する事項

オ 救助に関する事項

カ 区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(5) 警戒区域内に主として要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する次の事項を定める。

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律第7条関係)

ア 情報の収集及び伝達に関する事項

イ 予報の発令及び伝達に関する事項

ウ 警報の発令及び伝達に関する事項

2 ライフライン及び道路・交通機関警戒活動

(1) 上水道施設

ア 応急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）

イ 応急対策用資機材の確保

ウ 応急給水の準備

(2) 下水道施設

ア 応急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）

イ 応急対策用資機材の確保

(3) 電力・ガス供給施設

ア 応急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）

イ 応急対策用資機材の確保

(4) 電気通信施設

ア 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置

イ 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の配置

ウ 重要回線・設備の把握、各種措置計画の点検等の実施

エ 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施

オ 防災のために必要な工事用車両及び資機材の確保

(5) 鉄道施設・道路管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備・警戒体制をとるとともに、施設・設備の点検及び利用者の混乱を防止するため、適切な措置を講じる。

ア 鉄道施設

(ア) 列車の緊急停止及び速度制限

- (イ) 適切な車内放送及び駅構内放送の実施
- (ウ) 安全な場所への避難誘導

イ 道路管理者

- (ア) 通行制限又は速度制限の実施
- (イ) 迂回、誘導等適切な措置の実施

